

常任理事会会議次第

と き 令和7年11月27日(木) 午前10時30分

ところ ホテル国際 21 3階 千歳

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

〔審議事項〕

(1) 自由民主党長野県第二選挙区支部長選考について

(2) 中間監査の結果について 資料No.1

〔報告事項〕

(3) 令和7年度第3回長野県契約審議会について 資料No.2

(4) 信州大学建築学科現場見学会について 資料No.3

(5) 北陸地方整備局との意見交換会について 資料No.4

(6) 女性部会10周年記念式典について 資料No.5

(7) 長野県との建築関係意見交換会について 資料No.6

(8) 建設政策委員会について(当日配布) 資料No.7

(9) 技術力の確保・向上分科会について(当日配布) 資料No.8

(10) 県議会県土強靱化対策研究会との意見交換会について(当日配布) .. 資料No.9

(11) 東ディモール訪問団一周年の集いについて 資料No.10

(12) 会員異動について 資料No.11

(13) 行事予定について(当日配布) 資料No.12

(14) その他

4. 閉 会

中間監査報告

一般社団法人長野県建設業協会

代表理事 木 下 修 様

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの理事の職務の執行、事業報告、計算関係書類に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該期間に係る事業報告及び附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

I 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

II 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年10月28日

一般社団法人長野県建設業協会

監事 小林 一吉 

監事 高見 秀司 

監事 塚田 千一郎 

監事 和田 章文 

監事 荒井 祐介 

監 査 報 告 書

令和7年度上半期における長野県建設業労災補償共済会の収支決算及び財産並びに業務執行等について、諸帳簿並びに証憑書類と照合し、詳細に監査したところ、いずれも正確且つ適正なることを認めます。

令和7年10月28日

長野県建設業労災補償共済会

監 事	小 林 一 吉	
監 事	高 見 秀 司	
監 事	堀 田 千 一	
監 事	和 田 章 文	
監 事	荒 井 祐 介	

監 査 報 告 書

令和7年度上半期（4月1日～9月30日）建設業労働災害防止協会
長野県支部の、業務報告及び収支決算並びに財務諸表について監査した
ところ、いずれも正確且つ妥当であることを認めます。

令和7年10月28日

建設業労働災害防止協会長野県支部

監 事	小林 一吉	
監 事	高見 秀司	
監 事	堀 田 千一郎	
監 事	和田 幸文	

監 査 報 告 書

令和7年度上半期における長野県建設事業協同組合連合会の収
支決算及び財産並びに業務執行等について、諸帳簿並びに証憑書類
と照合し、詳細に監査したところ、いずれも正確且つ適正なること
を認めます。

令和7年10月28日

長野県建設事業協同組合連合会

監 事 小林 一吉 

監 事 高見 秀司 

監 事 堀田 千一郎 

監 事 和田 章文 

令和7年度第3回長野県契約審議会 次第

日時 令和7年11月14日（金）13時30分～14時30分

開催方法 Web会議

場所 議会増築棟 第1特別会議室（事務局）

1 開会

2 会議事項

(1) 前回審議会の振り返り

(2) 審議事項

ア 建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて

イ 建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し
（土木一式工事）

3 その他

4 閉会

資料一覧表

資料 1	前回審議会の振り返り	(1 P)
資料 2	建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて	(2 P)
資料 3	建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し (土木一式工事)	(5 P)

長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・職名	出席
相澤 久子	公認会計士	○
秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授	○
猪俣 正由	長野建設産業労働組合 相談役	
岩片 弘亮	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	○
佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
澤口 太介	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○
中尾 実香	弁護士	○
西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
横 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	
森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	○

入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ	県の制度	契約審議会 審議事項 ◇:R7第2回 □:今回
資格審査 競争入札 参加資格審査 	○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例:工事成績、環境認証の取得、週休二日、 労働災害、入札参加資格停止 等) ○入札参加資格 停止 契約の相手方として不適当と認める者について は、一定期間入札参加資格を停止 (例:契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設 業法、刑法など) 等)	◇入札参加資格に係る信州 企業評価項目の加点状況
入札・契約(案件ごと) 入札参加資格 設定等  公告、 入札 契約	・原則、県内本店・支店又は営業所 ・同種業務の履行実績(必要に応じて) ・適切な予定価格の設定 等 ○ダンピング防止 ・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等) ・最低制限価格制度 ○契約方式 ・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結 ・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査 ・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等 ・随意契約 等 ○複数年契約 長期継続契約、債務負担、PFI県債 等 ○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等 ○買金実態調査 買金状況を調査し、取組に反映	◇建設工事における低入札価 格調査制度の見直し(案) □建設工事における低入札価 格調査制度の見直しについて □建設工事の総合評価落札方 式における評価方法の見直し (土木一式工事)
履行 検査 工事成績評定	○成績評定 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等	

長野県の契約に関する条例 基本理念

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

前回審議会の振り返り

【令和7年度第2回契約審議会(9月10日)】

項目	意見の要旨	回答・対応案等
2 長野県の契約状況等の概要	○建設工事の落札について、大規模災害等もあったところですが、この5年間安定していることについて、どのようにお考えですか。 (湯本前委員)	○長期間同じ制度を運用している中で、入札参加者も増えており、安定した制度になってきているため落札率は横ばいになっていると推定しています。 (建設部技術管理室)
	○入札参加者について、令和元年度まで落ち込んでいて、その後は増えてきていますが、主な要因はというところにあるとお考えですか。 (佐々木会長)	○平成30年度から令和2年度にかけて落札金額が増加しているところは、3か年緊急対策等で工事が多く発注されています。ご質問のターニングポイントとしては、そういった補正予算が充当され始めたというところがあると思います。 (建設部技術管理室)
3 (2) 建設工事における低入札価格調査制度の見直し(案)	○見直し後の方式で行うと応札額が下がっていく傾向になると思われますが、どうお考えですか。 (佐々木会長)	○失格基準価格が上がることで、それより上に入札してくるようになりますので、全体的に応札額上がり、落札率も上がるものと想定しております。 応札額が下がるようであれば、定数を見直す必要があると考えています。 (建設部技術管理室)
3 (3) 入札参加資格に係る信州企業評価項目の加点状況	○建設工事の新卒者採用が前回比マイナス9.0、森林整備業務もマイナス4.4ということで著しく低いので、全体に比べると人材確保に関する評価については今後見直すべきではないでしょうか。 (湯本前委員)	○新たな項目の追加・見直しについて、関係各課と協議のうえ検討して参ります。 (会計局契約・検査課) (建設部技術管理室) (林務部森林政策課)
	○製造の請負等の社員の子育て応援宣言が314者で、次世代育成支援対策推進法の計画策定かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定が79者、育児・介護休業の取得が141者しかいない状況です。宣言だけ作って現場は変わっていないのかなと思ったところですが、いかがでしょうか。 (濱委員)	○既に総合評価点がAの事業者は申請しても等級が上がりませんので、そういった理由で申請しない事業者も中にはいらっしゃると思います。 各事業者の取組状況については把握しておりません。 (会計局契約・検査課)

資料 2

建設部 建設政策課 技術管理室

建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて（補足）

【取組番号 16】

昭和 62 年から低入札価格調査制度を導入し、平成 15 年度から現行の試行要領により運用しているが、受発注者の事務負担軽減のため、令和 2 年度から「事前辞退」が可能となったことから、辞退件数が急増し、自ら積算の廃止や受注者の積算精度の向上により、応札額が調査基準価格の上限値付近に集中し、そこからわずかに下回った価格でも低入札調査の対象となる事例が発生するなどの課題解消のため、調査基準及び失格基準価格の算定方法を見直すものである

1 見直し（案）＜※ 2 つ目の項目以外は前回審議と同じ内容のため参考掲載＞

○算定方法について、算定対象の入札者が 5 社以上の場合は、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする

調査基準価格：応札額（算定対象）の平均値－0.5σ

失格基準価格：応札額（算定対象）の平均値－1.5σ

○調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない

調査基準価格の下限値：93.0%（現行 92.0%＋1.0%）

失格基準価格の下限値：90.5%（現行 89.5%＋1.0%）

※令和 6 年度入札案件を新基準により落札額を試算し、現行基準による落札額との差額割合を算出し、1%の引上げが妥当と判断（受注希望型 571 件で試算）

○算定対象の入札者が 5 社未満の場合は、5 社以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする

○総合評価落札方式においては、算定対象の入札者平均価格（現行の調査基準価格）から新たに算定する調査基準価格までの間の入札者を価格最高点とする

○今回の見直しは建設工事を対象とする

2 今後の予定

○見直し後も適正な制度となるよう引き続き入札状況を観察・分析し、必要に応じて定数を含めた算定方法の見直しを行う

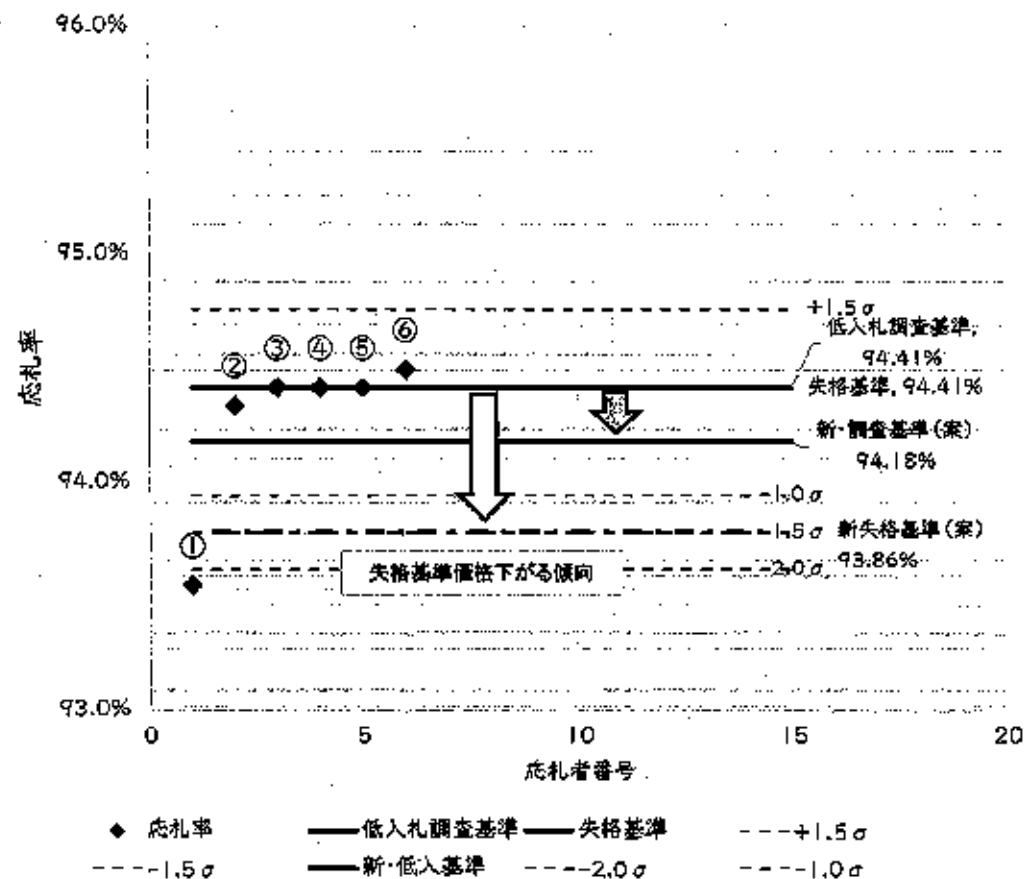
○制度の見直し時期は、システム改修等の進捗状況にもよるが、令和 8 年 4 月改定を目指す

建設工事 低入札価格調査 事例(旧基準価格-0.5%) (受注希望型)

契約番号	4-06-00205
部局名称	諏訪建設事務所
課係名称	諏訪建設事務所
入札状況	落札
案件名称	令和5年度 防災・安全交付金 施設機能向上工事 諏訪管内一円
入札方式	単注希望型競争入札
業種	舗装工事
予定価格	12,710,000
調査基準価格	12,000,000
失格基準価格	12,000,000
落札業者名	長野建設(株)
落札金額(税抜)	12,000,000

応札番号	業者名	応札額	落札率	旧基準 低入判定	新基準 低入判定
予定価格(税抜き)		12,710,000			
1	伊那建設(有)	11,880,000	93.55%	失格	失格
2	(株)東信建設	11,890,000	94.34%	失格	
3	南信土木	12,000,000	94.41%		
4	霞訪量工(株)	12,000,000	94.41%		
5	長野建設(株)	12,000,000	94.41%		
6	(有)松本組	12,010,000	94.43%		
低入札調査基準価格 (92.0~94.5%)		12,000,000	94.41%		
失格基準額		12,000,000	94.41%		
新・調査基準価格(案) (旧基準価格-0.5σ)		12,000,000	94.18%		
新・失格基準価格(案) (案上限-1.5σ)		12,000,000	93.88%		

応札者の分布



※前回説明資料の抜粋

建設工事 低入札価格調査 事例-2 (旧基準価格-0.5σ) (総合評価)

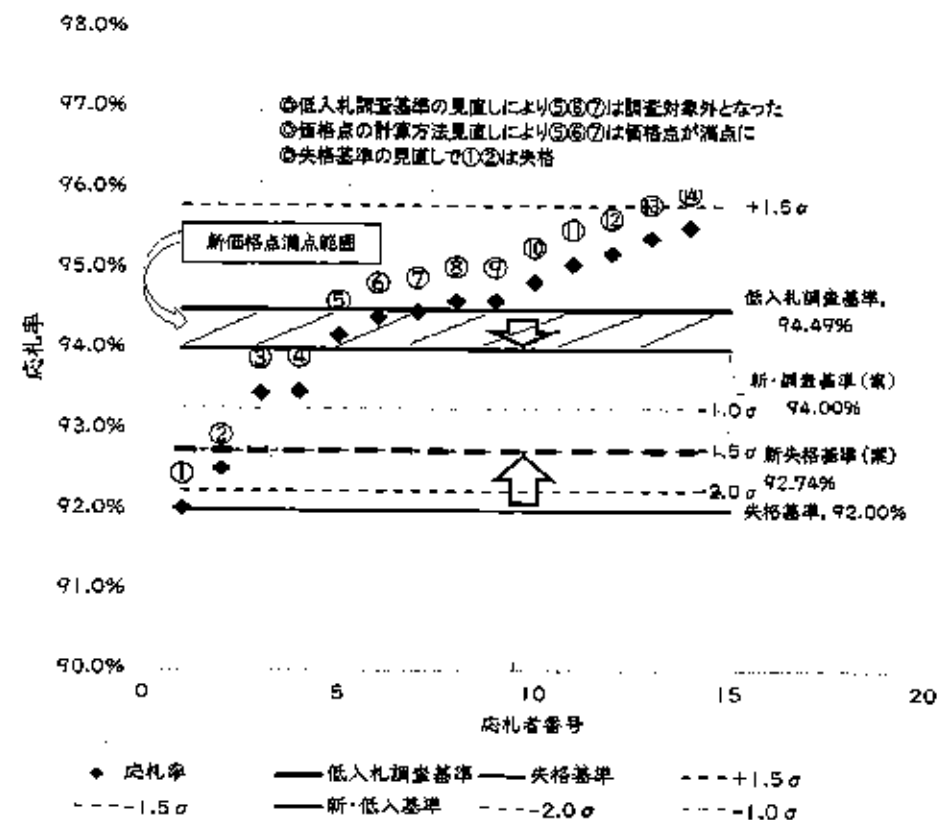
契約番号	4-00-02172
部局名称	飯田建設事務所
入札状況	落札
案件名称	令和6年度 防災・安全交付金(街路)工事 (第)東新町座光寺橋 飯田市 上郷4工区
入札方式	総合評価落札方式
案 例	土木一式工事
予定価格	44,480,000
調査基準価格	42,040,000 (旧) 41,820,000 (新)
失格基準価格	40,930,000 (旧) 41,280,000 (新)
落札者名	(株)宮崎組 (旧) 熊本建設(株) (新)
落札金額(税抜)	42,000,000 (旧) 41,900,000 (新)

応札者No.	業者名	応札額	落札率	旧基準			新基準			備考
				旧基準 低入札率 決定	価格点	価格 以外	総合 価格点	総合		
予定価格(概算書)		44,480,000								
1	(株)フクオカ	40,940,000	92.02%	低入	88.58	5.75	95.34	90.06	95.81	低入
2	大分工業(株)	41,180,000	92.52%	低入	90.07	8.06	96.13	90.55	96.61	低入
3	(株)ながさき	41,680,000	93.46%	低入	90.88	6.20	97.19	91.47	97.87	低入
4	(有)佐賀工務所	41,580,000	93.46%	低入	91.02	5.36	96.38	91.48	96.85	低入
5	熊本建設(株)	41,900,000	94.18%	低入	91.89	6.88	98.55	92.00	98.86	
6	(株)宮崎組	42,000,000	94.40%	低入	91.81	6.45	98.38	92.00	98.45	
7	沖縄建設(株)	42,030,000	94.47%	低入	91.98	5.31	97.29	92.00	97.31	
8	(株)愛媛組	42,090,000	94.61%		91.89	6.00	97.89	91.41	97.41	
9	高知建設(株)	42,080,000	94.61%		91.89	5.75	97.64	91.41	97.16	
10	徳島建設(株)	42,200,000	94.85%		91.65	4.95	96.60	91.17	96.12	
11	香川建設(有)	42,300,000	95.08%		91.43	6.85	98.28	90.88	97.81	
12	鳥取建設(株)	42,380,000	95.21%		91.31	3.50	94.81	90.83	94.33	
13	岡山建設(株)	42,440,000	95.39%		91.13	4.75	95.88	90.66	95.41	
14	島根建設(株)	42,500,000	95.53%		91.00	4.85	95.85	90.53	95.38	
15										
低入札調査基準価格 (92.0-94.6%)		42,040,000	94.49%	(従来)						
失格基準額		40,930,000	92.02%	(従来)						

新・調査基準価格(案) (旧基準価格-0.5σ)	41,820,000	94.00%	(新)
新・失格基準価格(案) (高機能-2.0σ)	41,280,000	92.25%	
新・失格基準価格(案) (高機能-1.5σ)	41,280,000	92.74%	(新)
新・失格基準価格(案) (高機能-1.0σ)	41,280,000	93.26%	

低入で「辞退」したが、新基準では
調査対象外なので候補になり得る

応札者の分布



番号	業者名	応札額	落札率	旧基準	-0.5σ	-0.4σ	-0.3σ	備考
1	(株)フクオカ	40,940,000	92.02%	低入	低入	低入	低入	
2	大分工業(株)	41,180,000	92.52%	低入	低入	低入	低入	
3	(株)ながさき	41,680,000	93.46%	低入	低入	低入	低入	
4	(有)佐賀工務所	41,580,000	93.46%	低入	低入	低入	低入	
5	熊本建設(株)	41,900,000	94.18%	低入	低入	低入	低入	
6	(株)宮崎組	42,000,000	94.40%	低入	低入	低入	低入	
7	沖縄建設(株)	42,030,000	94.47%	低入	低入	低入	低入	
8	(株)愛媛組	42,090,000	94.61%					
9	高知建設(株)	42,080,000	94.61%					
10	徳島建設(株)	42,200,000	94.85%					
11	香川建設(有)	42,300,000	95.08%					
12	鳥取建設(株)	42,380,000	95.21%					
13	岡山建設(株)	42,440,000	95.39%					
14	島根建設(株)	42,500,000	95.53%					

資料 3

建設部 建設政策課 技術管理室

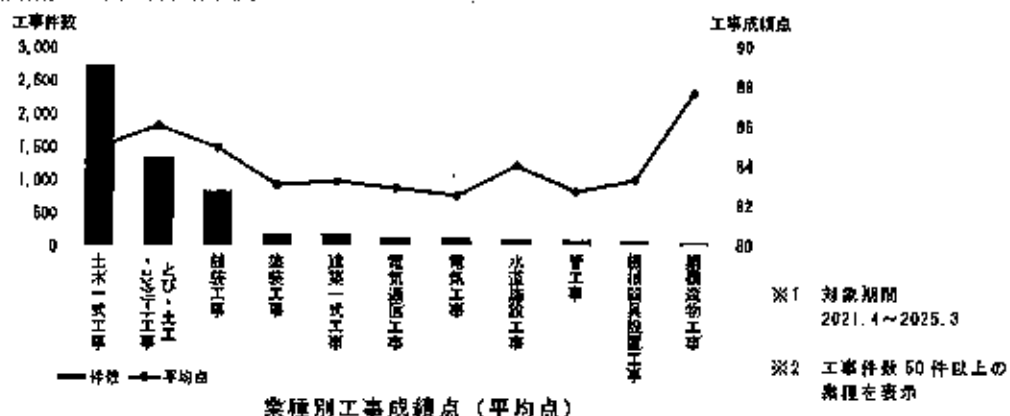
建設工事の総合評価落札方式における 評価方法の見直し（土木一式工事）

【取組番号 31】

建設工事の土木一式工事において、企業の技術力を適切に評価するため、総合評価落札方式の加点項目である工事成績点の評価方法を見直したい。

1 現状

- 総合評価落札方式の建設工事の業種は、土木一式工事が最多
- 土木一式工事は、受注したすべての工事の工事成績点の平均で企業を評価
- 専門性が高い工事（とび・土工・コンクリート工事、舗装工事など）は、業種別の工事成績点により企業を評価



2 見直し内容

総合評価落札方式の土木一式工事において、工事成績点の対象工事の業種区分は、「土木一式工事のみ」を基本としたい。

【現行】

業種	工事成績点
(土木一式)	85
建築一式	83
電気	78
管	78
現状土木一式	81(上記平均)

【見直し案】

業種	工事成績点
土木一式	85
建築一式	83
電気	78
管	78

3 効果

評価対象業種を土木一式工事のみにすることで、企業の技術力を適切に評価することができるため、一層の品質の確保を図ることができる。

4 実施時期

令和 8 年 1 月 1 日の入札公告案件からの適用を予定

令和7年度 信州大学工学部建築学科現場見学会

実施概要

開催日 令和7年10月28日(火) 午後1時30分～4時

見学場所 長野第1地方合同庁舎 A棟(仮称)
長野市大字南長野字上ノ原(信大教育学部南側)

出席者

信州大学工学部建築学科2年生44名、梅干野准教授(担当教官)計45名
国土交通省関東地方整備局営繕部 森計画課長長野営繕事務所 筋野所長、吉崎技術課長
(一社)長野県建設業協会 建設技術委員会 長坂担当副会長、中村委員長
建築小委員会 石田副委員長、宮島委員、堀委員、鷲澤委員、清道委員、伊東委員
事務局 川住技術部長、河合主任現場説明・案内 (株)安藤・間[建築その他工事] 長谷川監理技術者 他
川崎設備工業(株)[機械設備工事] 深川現場代理人 他

概略日程

【事前説明他】午後1時30分～2時25分・・・長野第2合同庁舎1階会議室

○開会・挨拶[中村委員長・筋野所長]

○説明[森課長、吉崎課長、筋野所長、施工担当者2名]

【現場見学】午後2時35分～2時55分・・・工事現場

○2班に分かれて、現場作業所前及び建築工事現場足場にて説明を受けた。

○現場は現在躯体工事中で、2階の柱・梁・壁等の鉄筋及び型枠組立作業を見学。

【意見交換会】午後3時5分～4時・・・長野第2合同庁舎1階会議室

○グループ討議

⇒1グループに分かれ「本日の現場見学会で感じたこと」というテーマで意見交換を行った。

○グループ討議結果発表

⇒各グループの委員から発表を行った。

○講評[中村委員長・森課長]

} 別紙討議結果概要参照

意見交換会グループ討議結果等 概要

現場見学会後の各グループ討議結果と総括について、以下のとおりまとめた。

参加学生の多くが初めての現場体験で、教室で学んだ内容と実物の照合、安全管理・デジタル化の進展、足場の安全性、BIM 学習の不足などを中心に議論。また、将来の進路観（設計志向が相対的に多い）や既存庁舎の扱い（保存か建替か）への関心も共有された。

○参加学生の感想・意見

- ◆ 現場スケールと実物確認
 - 模型や紙資料では得られないスケール感を体感。
 - 鉄筋の太さ・本数・間隔、スパーサー形状、コンクリート量、配筋の複雑さを実見し理解が深化。
 - 工程表（ネットワーク工程表）や安全掲示板の内容が授業内容と結びついた。
- ◆ 足場・安全
 - 足場は「高い・狭い・揺れる」という声が多かった。
 - 墜落・転落対策を含む安全対策は徹底されているとの評価。
 - 安全掲示板の無災害記録の算定はどうやってやるかの質問があった。
- ◆ 現場環境と働きやすさ
 - トイレ（男女別）、休憩所、喫煙所の整備が行き届き、整理整頓が徹底。
 - 生コン打設等の工程で昼休みが厳密に固定できない運用もある。
 - 想定したより作業員数が少ないとの印象と、業界の人手不足も話題。
- ◆ デジタル化・BIM
 - 現場のデジタルサイネージ活用など、想定以上に電子化・ハイテク化が進展。
 - 多くの学生が BIM・3D CAD を未学習。個大では教えていない。一方で設計希望者が多いため、今後の BIM 学習が課題。
- ◆ 既存庁舎と企画段階への関心
 - 既存第一庁舎の価値・保存と新庁舎建設の企画段階に関わる意見あり。

○グループ別討議結果

①グループ

- 現場スケールや安全対策を実感。ネットワーク工程表の実例を確認。
- 足場幅が近年は 600 が多い傾向の話題、女性用トイレの整備は常識化。
- 授業で BIM・3D CAD 未実施。現場の BIM ビューアは試用可能と案内。

②グループ

- 現場初体験者が多く、整理整頓・ルール運用・無災害継続の感想。
- 設計志望者が多いが BIM 未学習。
- 現場の楽しさもあるので施工にも興味を持ってもらいたい。

③グループ

- 授業で学んだ内容の実物確認ができて良かった。
- 普段仮囲いにより外から中が見えないが、現場の内部を見学できたことが良かった。
- 思ったより電子化の進展を実感した。
- 人手不足の現状を説明。

④グループ

- 実物確認と足場体験ができて良かった。
- デジタル化の進展に感動した。
- 安全管理がしっかり行われている。
- 生コン打設・型枠脱型後の見学機会を希望する意見あり。

⑤グループ

- バイトで経験した他現場との比較で当現場の安全管理の良さを評価。
- 工事段階の見学ができて、鉄筋長さ・スパーサー形状等が実見でき良かった。
- 設計を志望する人が多く、建築士試験の対策に関する助言した。
- 設計事務所と施工会社の関係性について説明。

⑥グループ

- 配筋の本数・太さに驚いた。また、足場事故対策など安全徹底されている。
- 休憩所・トイレ・喫煙所整備、女性職人の増加と環境整備を説明。
- 鉄筋の継手（上階への延伸方法）の質問があり、その方法や RC の構造（引張・圧縮）を説明。

⑦グループ

- 足場の高さ・狭さを実感した。
- 配筋の複雑さや型枠の大きさからコンクリート量が多いことを認識。
- 授業で習得したことの確認ができた。また、現場のデジタル化を確認できた。
- 現場の安全・環境・時間管理が想像以上に整っている。
- BIM での今後の情報共有に期待している。

○総括・講評

【建設業協会 中村委員長】

- 見学会は参加者に好評。
- 今後も同様の企画を継続して検討したい。

【関東地方整備局 森課長】

- 短時間でもしっかりと現場を見ている。
- 将来の希望は、設計の一番人気が高いが、発注者・施工業務の魅力にも目を向けて自己適性を検討していただければ。
- 足場等現場への率直な所感は、日頃の慣れがある我々現場側の学びにもなる。
- 現場環境の整備に対して、旧来イメージ払拭に寄与できて有意義であった。
- 既存庁舎の企画といった川上側に関心を持つ人は発注者適性の可能性。
- 雑談を含むフランクな交流が業界への理解と就業につながるのではないか。

【長野営繕事務所 吉崎課長】

- 既存庁舎は古い建物で、耐震改修によるコストや部屋の狭隘解消といった点を総合的に判断して建替という結論に至った。
- 合庁エントランスホールで公共建築のパネル展を実施中で、設計コンセプト等も書かれているので設計志望者はよく見てほしい。

国土交通省北陸地方整備局と（一社）長野県建設業協会との意見交換会 次第

日時：令和7年11月5日（水）

15：30～17：00

場所：長野県建設業協会 3階 会議室

1. 開 会

2. 換 拶

- ・北陸地方整備局長
- ・長野県建設業協会 会長

3. 議 事

- （1）北陸地方整備局からの情報提供
- （2）長野県建設業協会からの情報提供
- （3）意見交換

4. 閉 会

出席者名簿

北陸地方整備局

局 長	高松 諭	
企画部長	加藤 智博	
技術開発調整官	堀内 崇志	
河川情報管理官	大角 一浩	
千曲川河川事務所長	浅見 和人	

(一社) 長野県建設業協会

会 長	木下 修	
副会長	依田 幸光	
副会長	福原 初	
副会長	長坂 亘治	
副会長	深澤 信治	
特任理事	大月 昭二	
専務理事	小林 敏昭	
常務理事	岩下 康之	
技術部長	川住 淳一郎	
労働安全部長	宮尾 賢治	

A black silhouette map of the Hokuriku region in Japan, showing the outlines of the prefectures of Ishikawa, Toyama, Fukui, and Niigata. The map is oriented with North at the top.

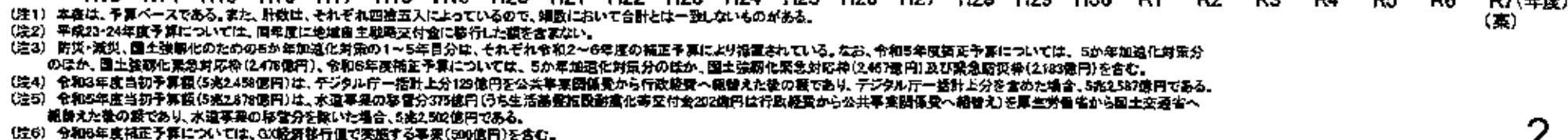
北陸地域整備局から

令和7年10月5日

北陸地域整備局

I 予算の概要

10





(R6. 1.16閣議決定)	338億円
(R6. 3. 1閣議決定)	756億円
(R6. 4.23閣議決定)	116億円
(R6. 6.28閣議決定)	254億円
(R6. 9.10閣議決定)	383億円
(R6.10.11閣議決定)	247億円
(R7. 2.28閣議決定)	44億円
(R7. 9. 2閣議決定)	105億円

計 2,244 億円

防災・減災、国土強靱化の
ための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化の
ための3か年緊急対策

約1.2倍

(H3D~R2平均)

(P2-P7平均)

※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業（再度災害防止改良復旧）を含む。
 ※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度から5年目は、それぞれR2・R3・R4・R5・R6補正予算により措置。
 ※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

防災・減災、国土強靱化3力年緊急対策含めた年間予算(H30～R2平均) : 1.739億円

防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策含めた年間予算(R3~R7平均) : 2,090億円 (比較すると約1.2倍の執行予算が確保) 3

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目のない推進

○5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)

○近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)

○状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を活用した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	● 迅速な故障修理のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設でのデジタル無検閲の適正な整備	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害時接や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界防災の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
	⇒ 60施策	⇒ 109施策	⇒ 56施策	⇒ 65施策	⇒ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※指標の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 防災後の復旧リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な融通空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警備・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等	○ 生活の高密となる住宅・商業施設の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の技術的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散配達の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 防災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等
	⇒ 28施策(76指標)	⇒ 42施策(87指標)	⇒ 16施策(24指標)	⇒ 13施策(18指標)	⇒ 16施策(29指標)

※1施策(住宅・商業等の耐震性の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

第1 令和8年度予算概算要求のポイント

I. 令和8年度予算概算要求額

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 812億円 (1.19倍)

公共事業関係費

6兆2,820億円 (1.19倍)

○一般公共事業費

6兆2,403億円 (1.19倍)

○災害復旧等

416億円 (1.00倍)

非公共事業

7,992億円 (1.18倍)

○その他施設費

873億円 (1.49倍)

○行政経費

7,119億円 (1.15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円 (0.60倍)

2. 財政投融资 1兆6,413億円 (1.23倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- ・第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
- ・労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・北陸新幹線(敦賀・新大阪間)の新規着工に要する経費
- ・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- ・日米協力を踏まえた造船についての強靱なサプライチェーンの構築に必要な経費

第2 令和8年度予算概算要求の基本方針(1/2)

(基本的な考え方)

- 我が国は、名目GDPが600兆円を超え、力強い賃上げが実現しつつあるなど、成長と分配の好循環が動き始める一方で、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震、老朽化したインフラの保全等の課題に直面している。こうした中、米国による関税措置に伴う経済全体の下振れリスクを踏まえた内需の拡大を含む外的環境の変化に強い経済構造を構築するとともに、物価上昇を上回る賃上げを起点とした成長型経済と国民生活の豊かさの向上を実現していく必要がある。
 - このためには、能登半島地震からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえたインフラ老朽化対策の加速化等、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野への国内投資の持続的な拡大、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上等に寄与する戦略的な社会資本整備、インフラシステム海外展開、観光立国や物流革新に向けた取組、DX・GXを推進する。加えて、地方創生 2.0 や国土計画の実現に資する地域活性化やまちづくりの推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。
- これらの施策を実現するため、
- ・ 国民の安全・安心の確保
 - ・ 持続的な経済成長の実現
 - ・ 個性をいかした地域づくりと持続可能で活力ある国づくり
- を3本柱に、次頁の主要課題をはじめとして概算要求に取り組む。

第2 令和8年度予算概算要求の基本方針(2/2)

○ その際、「重要政策推進のための要望」も最大限活用して、メリハリをつけた要求を行うとともに「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組の推進や、労務費や資材価格の高騰対策、敦賀・新大阪間の整備新幹線着工等を含めた重要政策のための所要の経費等については、予算編成過程において検討する。国土強靱化については、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進する。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。また、物価上昇が継続する中、長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、点検し、見直しを進める。

(公共事業の適確な推進)

○ 社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。予防保全型メンテナンスへの本格転換等既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保する。

○ また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、第三次・担い手3法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入やi-Construction2.0の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における賃上げ等の処遇改善、働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等を通じた中長期的な担い手の確保に取り組む。

Ⅱ 長野県内の主要事業

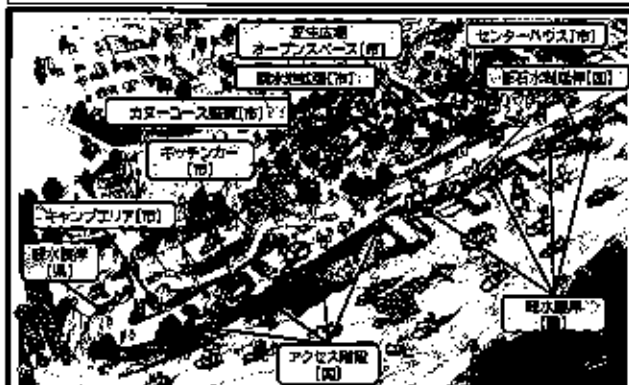
令和7年度 長野県 主要事業箇所(治水)

③犀川 環境整備 水辺整備

・水辺の賑わい創出、地域の活性化を目指し、
明科地区で、水辺整備（親水護岸、巨石水制延伸
等）のための測量設計に着手

令和7年度当初 2,760百万円※

※信濃川総合水系環境整備事業のR7当初全体事業費



犀川×前川かわまちづくり 整備イメージ

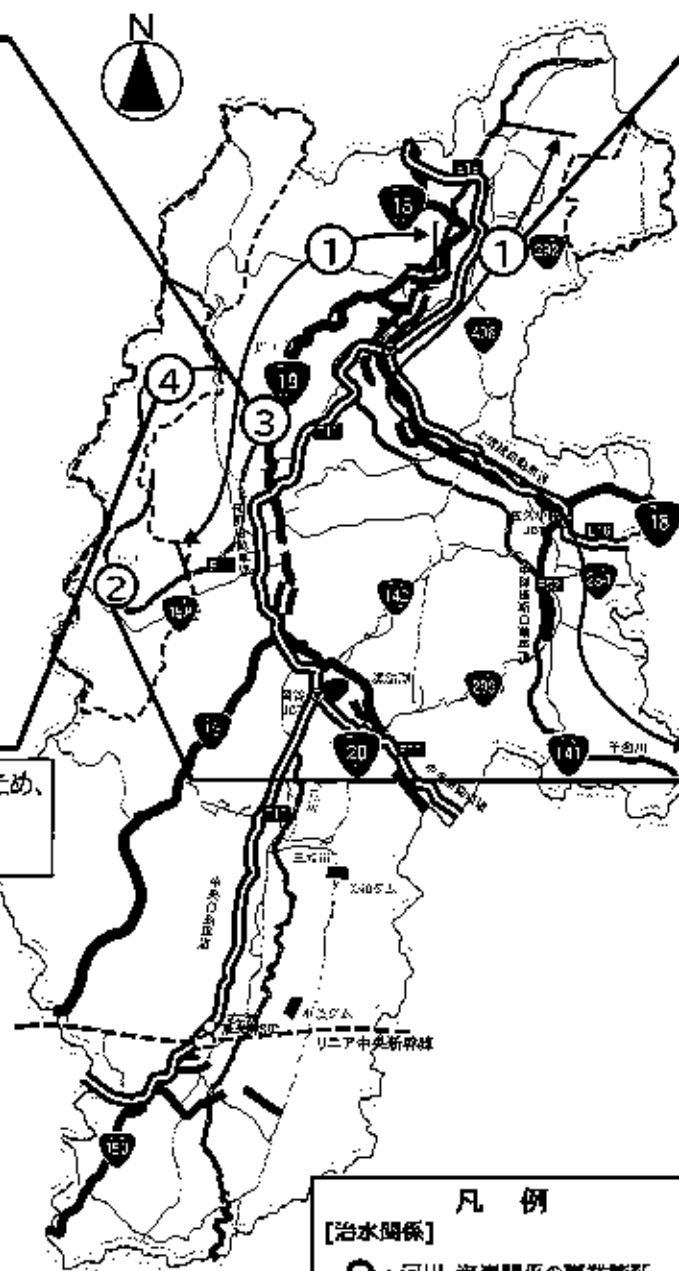
④大町ダム等再編事業

・洪水量を低減させ、下流域の治水安全度を向上させるため、
土砂輸送用トンネル工事等を進め、ダム再編事業を推進

令和7年度当初 3,965百万円



トンネル掘削状況(NATM工法)



- 凡 例
- 【治水関係】
- ：河川・海岸関係の事業箇所
 - ：砂防関係の事業箇所

①信濃川水系緊急治水対策プロジェクト(千曲川)

・信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける「氾濫を
できるだけ防ぐ・減らすための対策」のうち、水位低減を図
る河道掘削、遊水地及び堤防強化を推進

令和7年度当初+令和6年度補正 20,032百万円

※千曲川の河川等大規模災害関連事業費の
R6補正及びR7当初全体事業費の合計



中野市立花地区 河道掘削状況

②信濃川上流水系直轄砂防事業 (上千丈沢砂防堰堤)

・流域治水の一環として土砂災害を防止するため、
安曇上高地地区において、砂防堰堤工の整備を推進

令和7年度当初 1,700百万円



安曇上高地 事業箇所の全景(松本市)

Ⅲ 北陸のけんせつミライ2025

～ 直轄から公共セクター(県・市町村) 民間へ ～

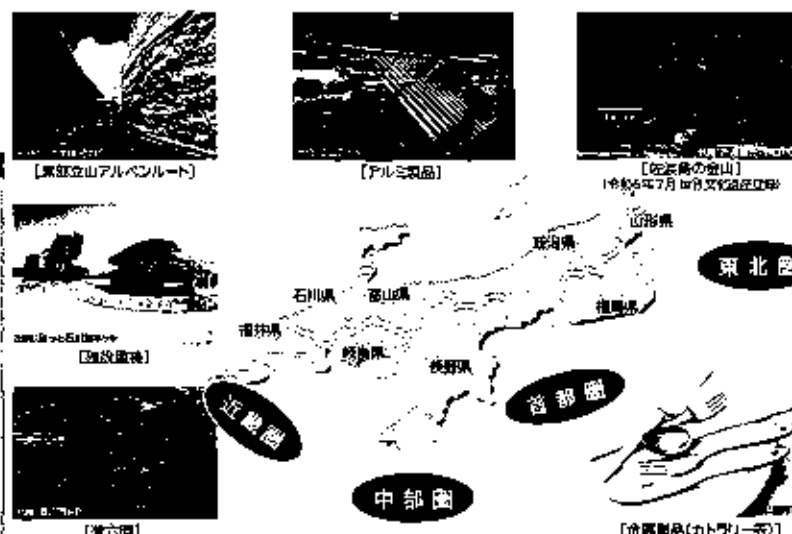
インフラ整備のビジョン

北陸の元気なくして日本の元気なし！

■北陸地域のポテンシャル

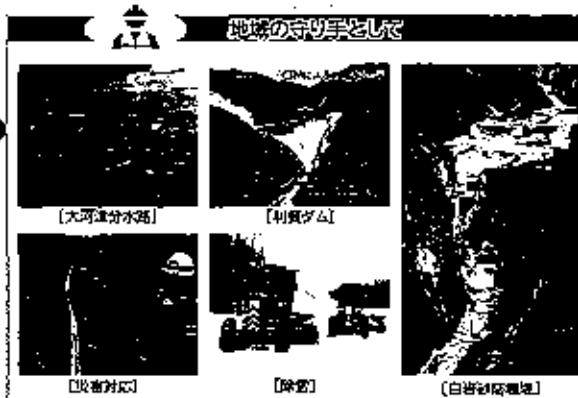
- ① 三大都市圏に隣接する地理的優位性
▶ 日本列島のほぼ中央に位置し、三大都市圏・東北圏から概ね300km圏域
- ② キラリと光る「モノ」づくり
▶ 付加価値の高いモノづくり産業（北陸地域の1人1人への製造品出荷額は日本第2位アップラス）
- ③ 世界に誇る観光地
▶ 自然や歴史・文化を活かした多くの観光資源

更なる進化・発展



■地域基盤のリスク

- 1 傾斜する地盤
- 2 激甚化する豪雨
- 3 短期集中的な降雪
- 4 道路施設の老朽化



北陸の建設業の未来創造に向けた

3本柱

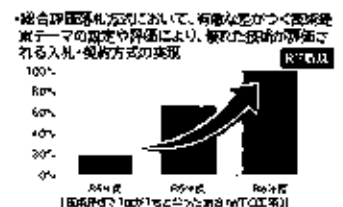
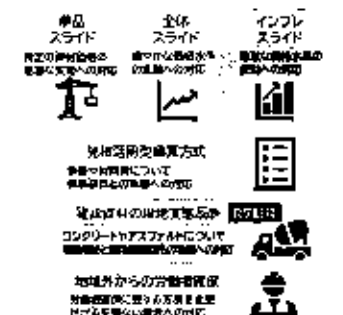
～3Kから「新4K」へ～ 魅力ある建設業に向けて

直轄から公共セクター（県・市町村）～民間へ

柱その1

適正利潤の確保

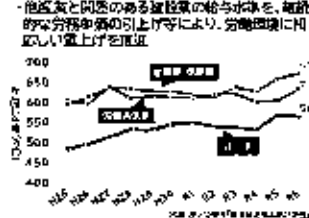
- 物価高騰等に対応した適正な算定・見込
・現金水準や物価水準の変動に反映したスライド年度や見込活用率による適正な算定・見込



柱その2

変わる待遇・働き方

- 建設業の給与改善
・他産業と同様の賃上げ水準を確保し、建設業の賃上げ水準を向上させることにより、労働環境の向上を図る



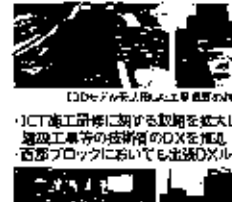
- 現場条件・多様な働き方に対応する
・柔軟な週休2日制の導入
・原則として労働時間2日を確保し、週休2日を確保する働き方を推進する



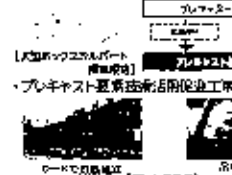
柱その3

未来につながる建設現場

- BIM・CIMの活用
・3Dモデルの活用等による効率化



- ICT施工技術の活用
・建設工事の効率化を図るため、ICT施工技術の活用を推進する



- 働き方改革の推進
・デジタル技術の活用等により、働き方改革を推進する



- 環境負荷低減の推進
・環境負荷低減を図るため、環境負荷低減の推進を推進する

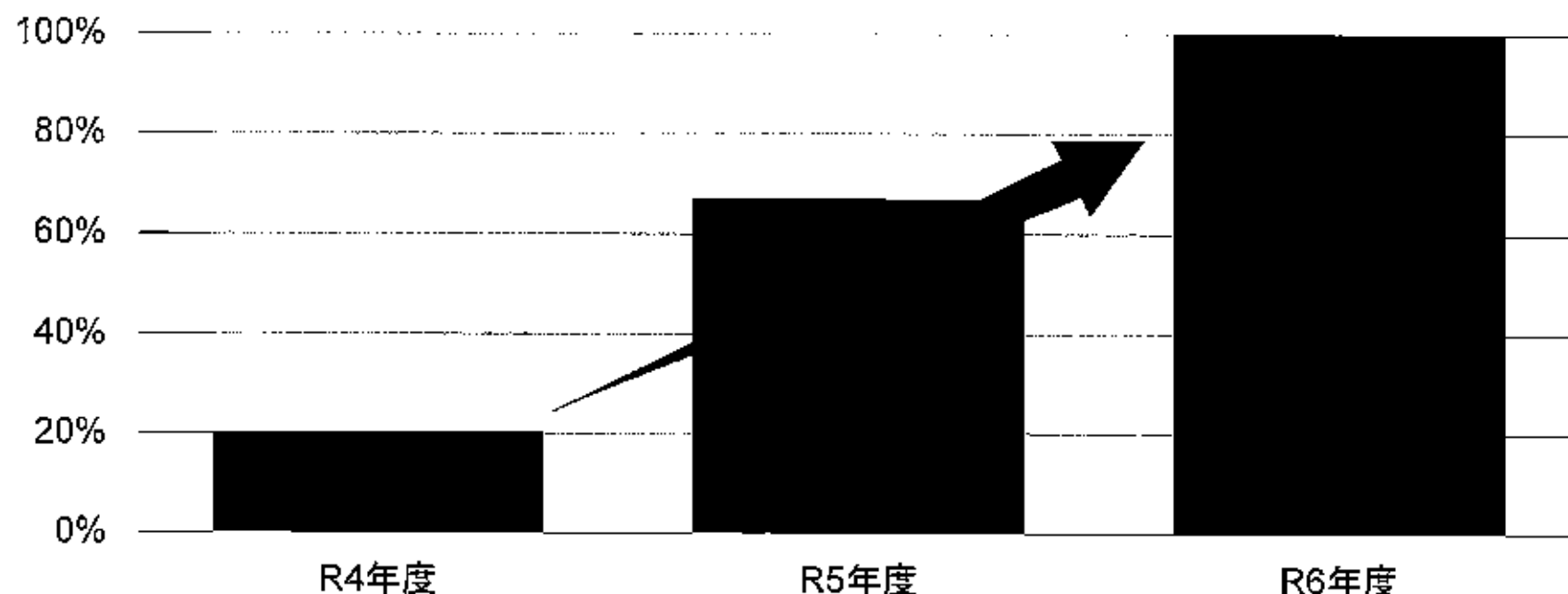


技術力を重視した総合評価

- ◆ 公共工事の品質低下を防ぐために導入された総合評価落札方式であるが、評価点に有意な差がつきにくい場合もあり、技術評価が空洞化している指摘
- ◆ 技術提案で有意な差がつきにくい場合、調査基準価格を上回るわずかな入札価格の差によって落札者が決まったり、場合によってはくじでの落札者決定の可能性



優位な差がつく技術提案テーマの設定と評価による、技術評価を重視した総合評価落札方式への改善



[技術評価で1位が1者となった割合(WTO工事)]

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する(※)こと前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

<具体の想定事例>

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法(例:トンネル自動化施工)
 - ・脱炭素に資する機材・工法等
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生防止対策、作業員の危険防止対策
- ③点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用 等

柱その1 適正利潤の確保

- ◆ 令和6年4月に「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」の宣言制度を創設。
- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図ることを目的。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休2日工事の拡大を図る。

「週休2日適正工期発注宣言」

発注者が「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』

「週休2日取組企業宣言」

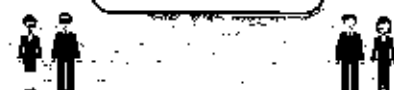
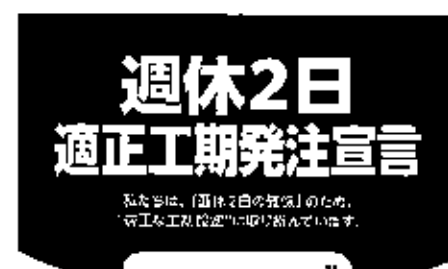
企業として、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

下記のいずれか(もしくは、両方)をもって『宣言』

- ①ポスターを執務室等に掲示
(企業宣言は、会社、現場事務所等に掲示)
- ②ホームページで宣言した旨を公表



発注者用ロゴマーク

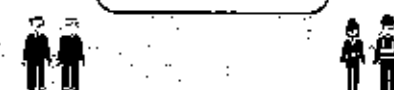
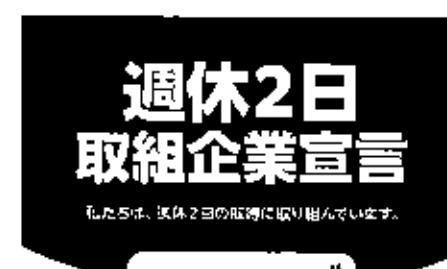


機関名: ○○○○○○

発注者用ポスター



受注者(企業)用 ロゴマーク



企業名: ○○○○○○

受注者(企業)用 ポスター

柱その2 変わる待遇・働き方

◇令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で6.0%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で4.3%の増

[全国全職種単純平均 30,694円(対前年度比 +6.0%増 1,743円増)]

北陸3県(全職種単純平均)

新潟県 31,200円(対前年度比 +4.4%増 1,322円増)

富山県 32,098円(対前年度比 +4.3%増 1,328円増)

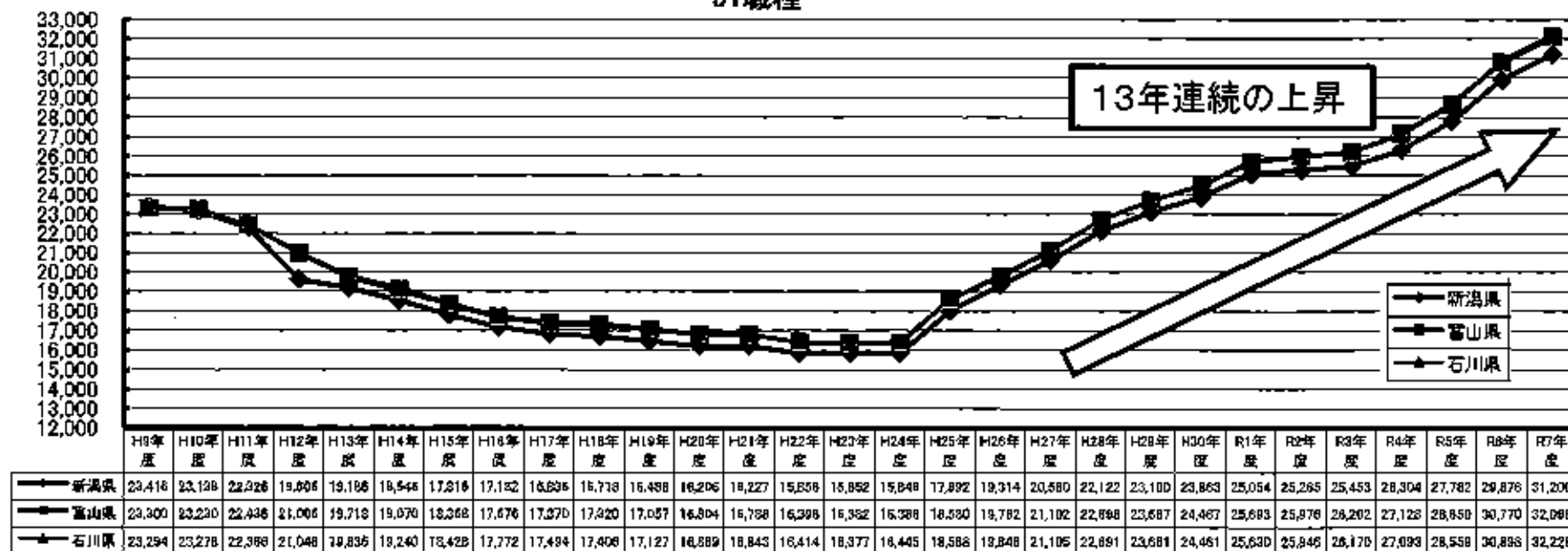
石川県 32,228円(対前年度比 +4.3%増 1,330円増)

[3県平均 31,842円(対前年度比 +4.3%増 1,327円増)]

※北陸地方整備局計算値

令和7年度公共工事設計労務単価の推移

51職種



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建築工、建築ブロック工」を除く

※平成29年度から「石工(富山県、石川県)」「山林砂防工(新潟県)」「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く

※令和2年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、山林砂防工(新潟県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

※令和3年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

※令和7年度から「石工(新潟県、富山県、石川県)、タイル工(新潟県、富山県、石川県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

柱その3 未来につながる建設現場

工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化など、現場技術者の負担を軽減するための観点を示し、具体的な取組み事例を紹介した「工事書類スリム化ガイド」。
責任者の参画による初回打合せで、スリム化ガイドを遵守することを受・発注者で理解・確認し、実践することで、建設現場における生産性向上・働き方改革を更なる高みに導きます。

令和6



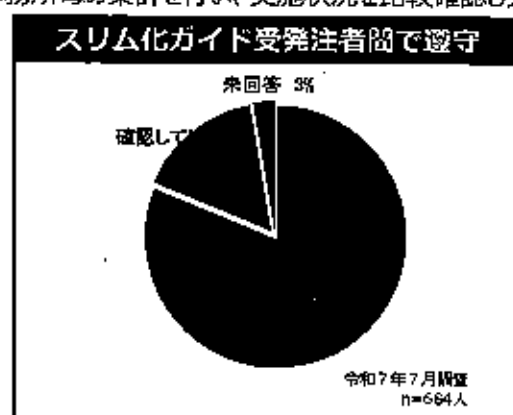
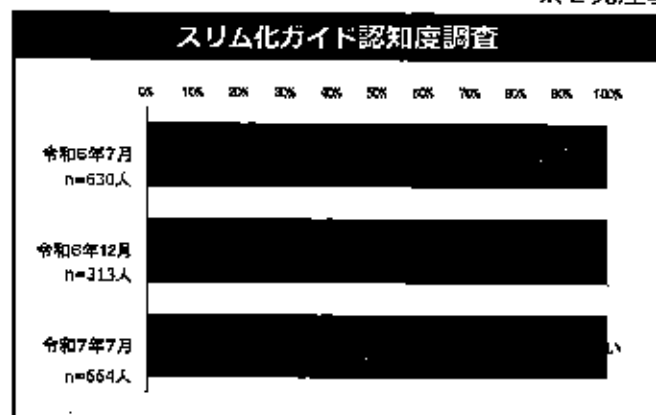
- 工事の生産性向上等説明会の内容を見直し、「工事書類のスリム化ガイド」「工事施工の円滑化4点セット」を重点的に説明。
監督職員等は全員参加することとし、適切な運用ができるよう発注者の意識を深める。
- スリム化ガイド遵守状況の確認のため、受注者を対象としたアンケート調査※1を実施して、その結果を基に、発注事務所へのフォローアップ※2を行います。
- 工事の生産性向上等説明会等において、受注者からスリム化ガイドについて、修正等の意見を募集し、発注者からの意見と併せて、年内にガイドの更新を予定。

みんなが
知ってる！
持ってる！
遵守する！



※1 直轄工事受注の技術者が参加する「工事の生産性向上等説明会」（R6後期、R7前期）で実施

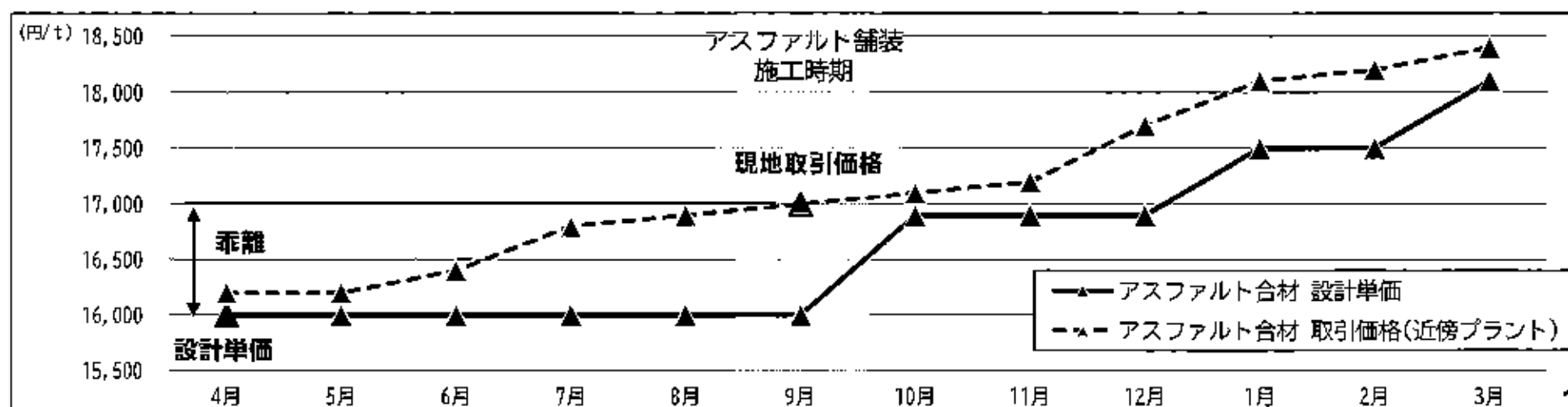
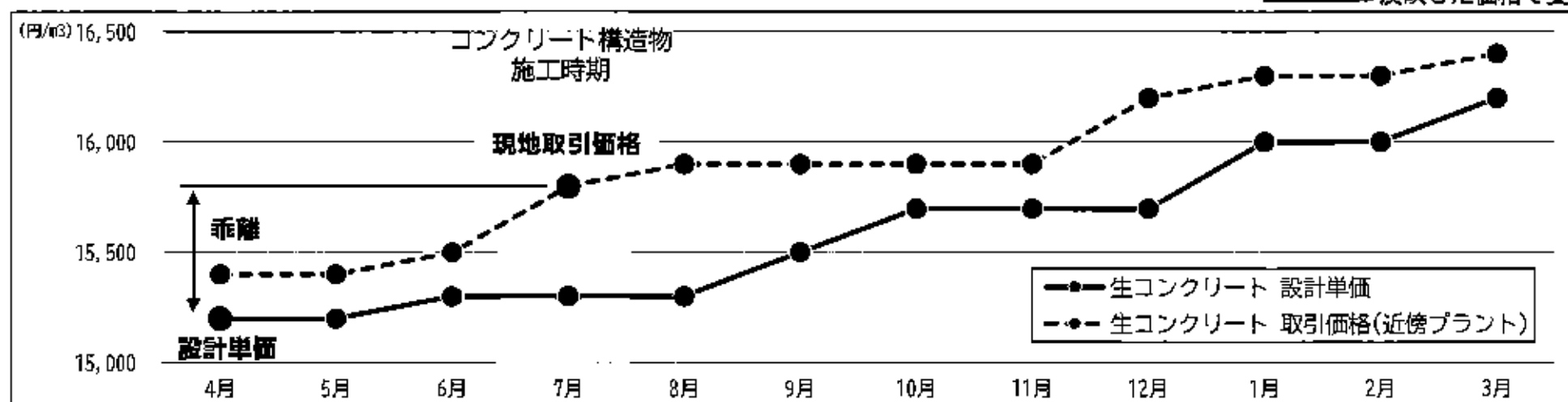
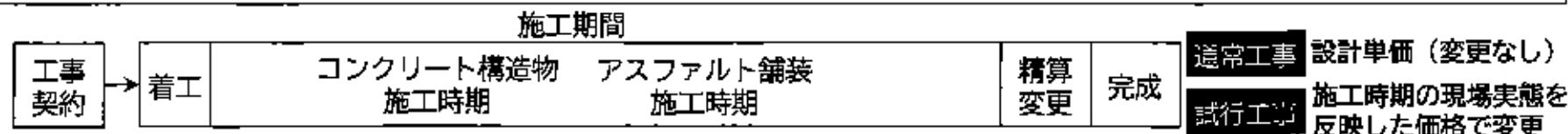
※2 発注事務所毎の集計を行い、実施状況を比較確認しフォローアップを行う ※以下3つのアンケート結果は直轄工事（土木）施工の技術者を対象



- 建設資材の価格変動に伴う、設計単価と現地取引価格の乖離実態を把握するための試行を一部工事において実施。

※必要に応じて現地取引価格による設計変更。

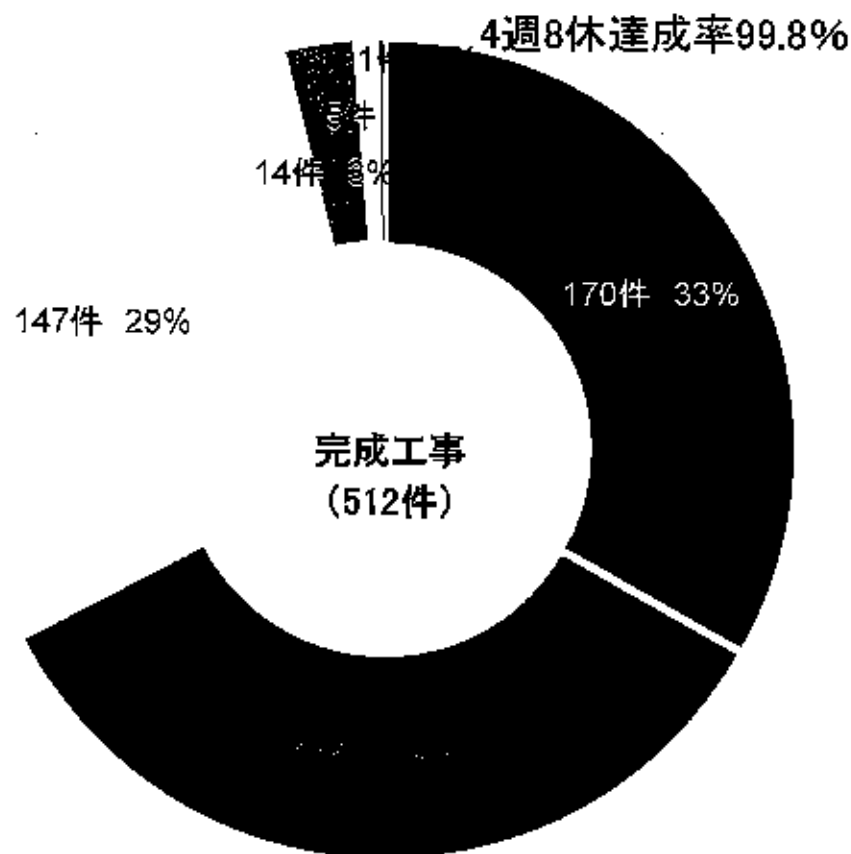
※一部工事での限定的な試行であり、通常工事は従来の方で設計変更対応。



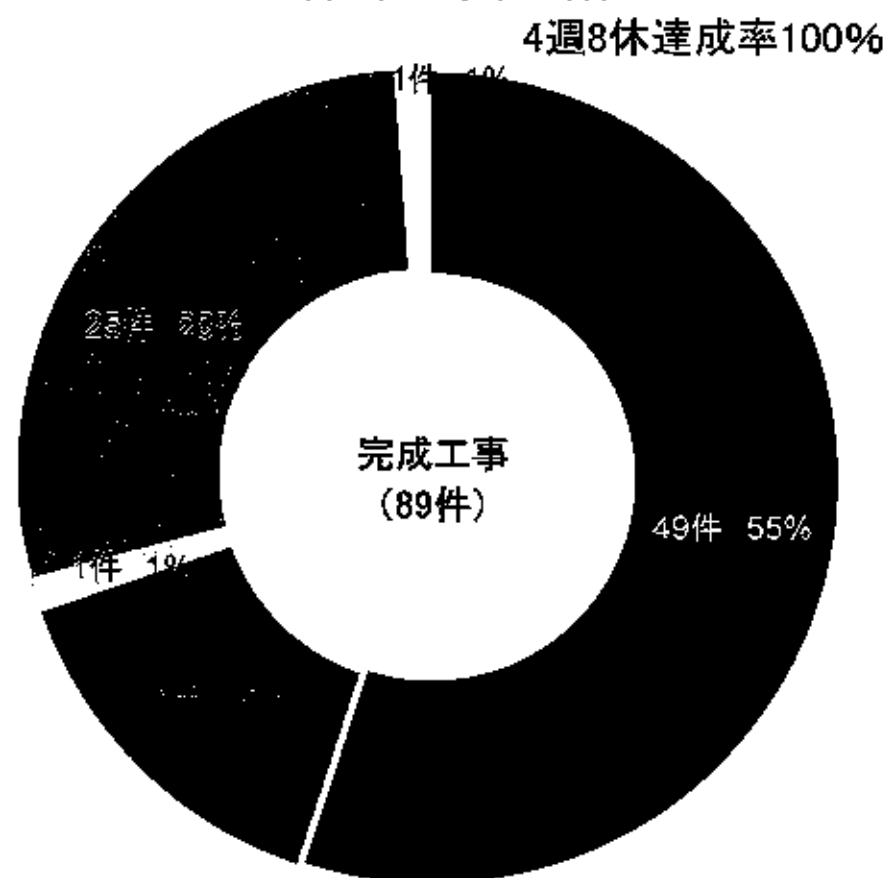
○「4週8休以上」の達成率は、令和5年度公告工事で99.8%、令和6年度公告工事で100%を達成

■週休二日達成状況(R7.5末時点の完成工事)

<R5年度公告工事(600件)>



<R6年度公告工事(677件)>



※発注者指定方式により、週休2日に取り組む工事(交替制含む)として発注し、当該年度に公告した工事を対象

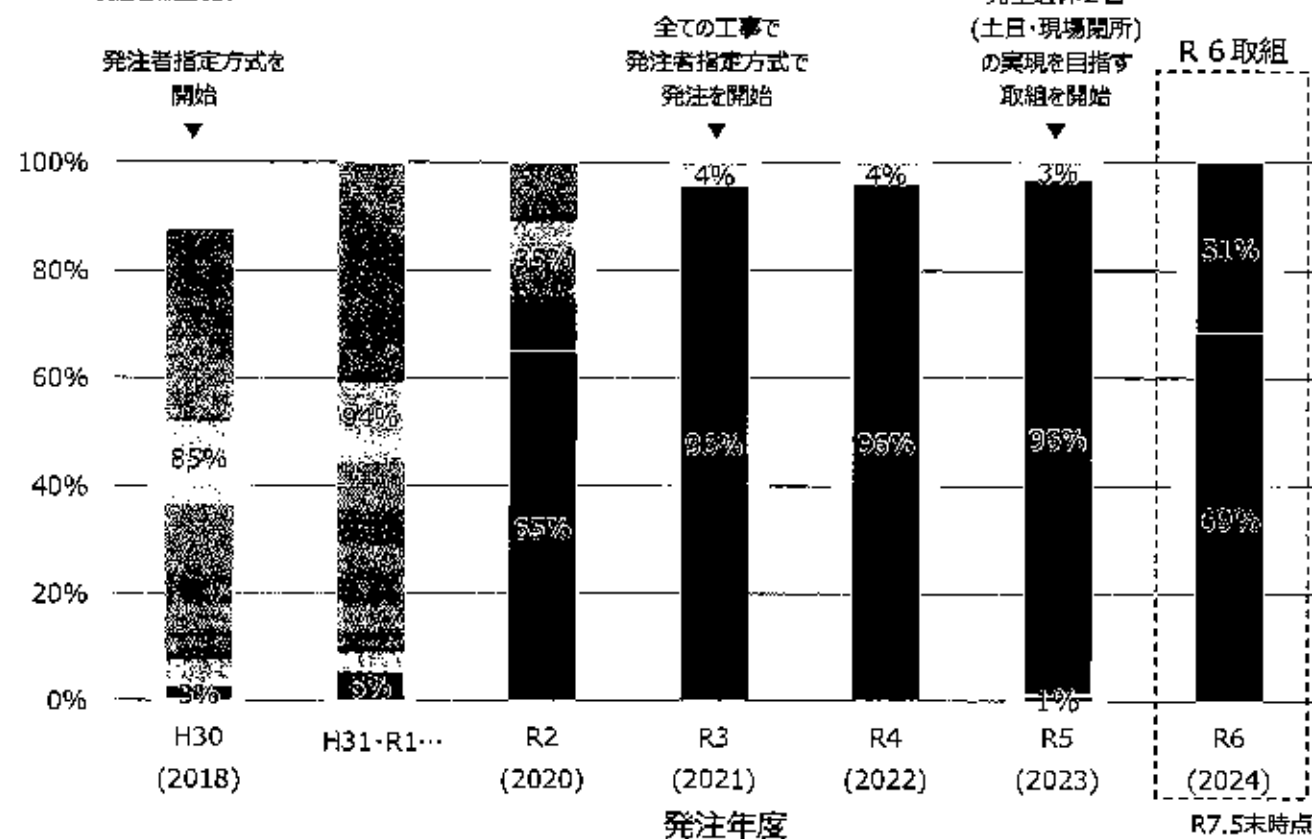
現場閉所(土日)	交替制(月単位)
現場閉所(月単位)	交替制(通期)
現場閉所(通期)	未達成

○北陸地方整備局の発注工事については、令和6年度より完全週休2日（土日）を目標とし、原則全ての工事を発注者指定方式により完全週休2日（土日）にて発注。

○令和7年度から、施工日が波浪等の厳しい気象条件に左右される工事等は、柔軟な週休2日制度を推進。

■週休2日対象工事の取組状況（発注時点）

- 完全週休2日（土日）[現場閉所]
- 通期の4週8休[現場閉所]
- 交替制による月単位の週休2日
- 交替制による通期の週休2日
- 受注者希望方式



原則全ての工事で完全週休2日(土日)を目標
災害復旧工事等やむを得ない場合は、交替制による月単位の週休2日を実施

原則
完全週休2日
(土日現場閉所)

+

柔軟運用

柱その2 変わる待遇・働き方

- 令和7年度からは完全週休2日（土日閉所）、週単位週休2日（交替制）の補正係数を新設
- 特殊な気象条件等により施工日が制限され、完全週休2日（土日）の達成が困難な工事が存在
- 令和7年度から、施工日が気象条件に左右される工事等は柔軟な週休2日制度を推進

【R7年度の週休2日補正】

- 現場閉所：完全週休2日（土日現場閉所） ※R7新規
月単位週休2日現場閉所
- 交代制：週単位週休2日交替制 ※R7新規
月単位週休2日交替制

【R6年度の週休2日補正】

- 現場閉所：月単位週休2日現場閉所
通期週休2日現場閉所 ※R7廃止
- 交代制：月単位週休2日交替制
通期週休2日交替制 ※R7廃止



柔軟運用（現場閉所）のイメージ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	補正係数
R6年度	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	月単位 週休2日 現場閉所
	土日閉所 ○	土日閉所 ○	月単位 交替制 ×	月単位 交替制 ×	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	通期 週休2日 現場閉所
R7年度	土日閉所 ○	土日閉所 ○	月単位 交替制 ×	月単位 交替制 ×	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	週単位 週休2日 ×	土日閉所 ○	土日閉所 ○	完全週休2日 土日 現場閉所

災害や特殊な気象条件等により
施工日が左右される期間

受注者の責によらず 災害や気象条件の影響、受注者の責によらない事情があった期間以外において、完全週休2日を達成していれば補正係数を計上

柱その2 変わる待遇・働き方

○建設業界からのアンケート結果を基に、夏場や冬期間などの作業環境が厳しい期間における作業環境改善に向けた試行を一部工事で実施。

<試行:受注者希望型>

- ・新潟:4事務所5工事
- ・富山:1事務所1工事
- ・石川:1事務所2工事

棲み分け(案)	①現場環境改善費 (率計上分)	②現場環境改善費 (積み上げ計上分)	③現場管理費 (熱中症補正)
概算額 (約2億円工事例)	市街地:約2.7百万円(工事費の約1.3%) 地方部:約1.1百万円(工事費の約0.6%)	市街地:約1.3百万円(工事費の約0.7%) 地方部:約0.6百万円(工事費の約0.3%)	約40百万円(工事費の約2割)のうち、 熱中症に関する補正約50万円
施策のニーズ	(仮設備関係) ○用水・電力等の供給設備 ○緑化・花壇 ○ライトアップ施設 ○見学路及び椅子の設置 ○昇降設備の充実 ○環境負荷の低減 (営業関係) ○現場事務所の快適化 ○労働宿舍の快適化 ○デザインボックス ○現場休憩所の快適化 ○健康関連設備及び厚生施設の充実等 (安全関係) ○工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ○盗難防止対策(警報器等)	全国で運用開始 ※①率計上額の50%範囲内で積み上げ (現場施設や設備に対する熱中症対策) ○メッシュシートによる遮光設備の設置 ○大型扇風機の設置 ○休息車の設置 ○日除けテント・ミストファン設置 ○給水器 ○製氷機 など	(作業員個人に対する熱中症対策費用) ○塩飴等 ○傾向補水液等効果的な飲料水常備 ○熱中症対策キットの設置場所の明示 ○熱中症キット ○空調服 ○ヘルメット取付ソーラー充電式ファン ○クーリングベルト など
		北陸の試行 ※上記以外の対策に対して積み上げ (工程設定関連) ○特定工種の工程計画(夏期・冬期回避等) ○作業中止期間(不稼働日等) (作業時間関連) ○作業時間帯の調整(サマータイム等) ○特定工種の作業時間帯変更(夜間等) (作業環境関連) ○仮設テント設置、仮囲いの冷暖房 (省力化関連) ○省力化が図れる機械化・新技術活用 ○プレキャスト・3Dプリンタ活用 など	

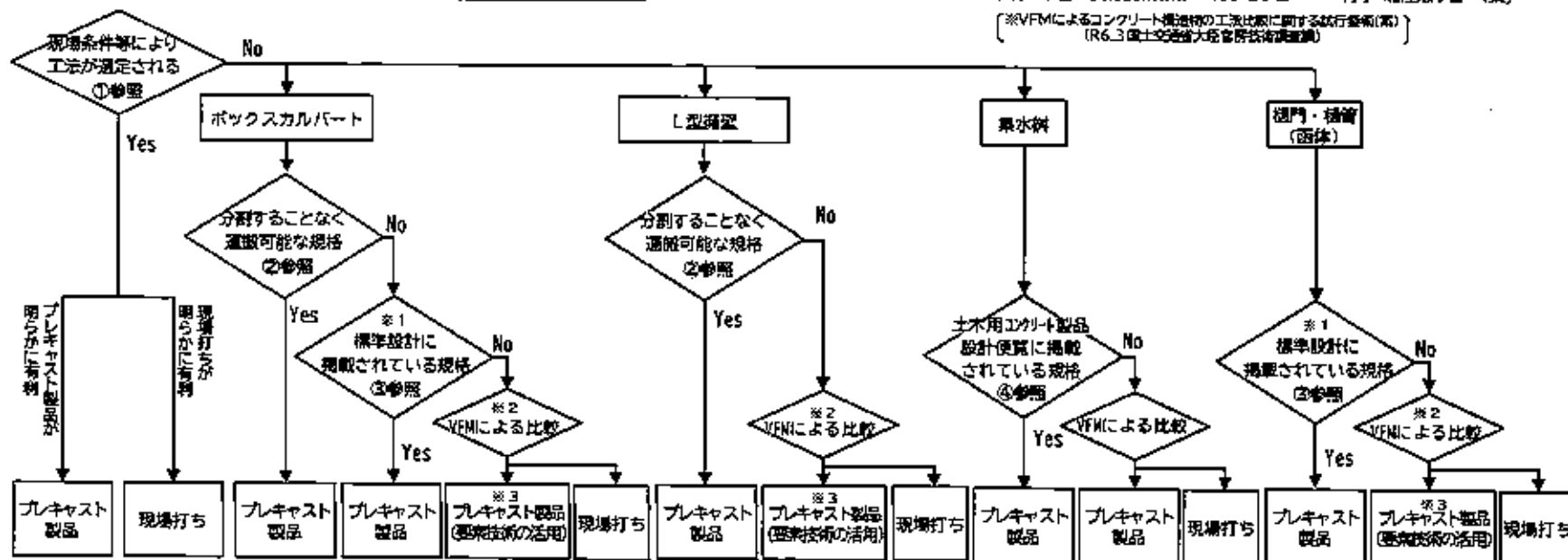
柱の3 未来につながる建設現場

○整備局ではR3. 7にプレキャストコンクリート製品活用事例の中でVFMによるプレキャスト製品の選定指標を策定
○令和7年度より、一部製品でVFMによる選定を不要とする標準製品を明確化した選定フローを策定

対象施設：ボックスカルバート、L型溝渠、集水鉢、樋門・樋管（函体）

黒字：本省の試行要領（案）※によるフロー 青字：北陸版フロー（案）

〔※VFMによるコンクリート構造物の工事比較に関する試行要領（案）
（R6.3国土交通省大臣官房技術政策課）〕



① 現場条件等による工法判定の観点例

- ・複雑な形状によりプレキャスト製品では対応が困難な場合など。
- ・工期的な制約や時間的制約が必要で、プレキャスト製品の採用が不可欠な場合など。

② 分割することなく運搬可能な規格の目安

	ボックスカルバート	L型溝渠
分割することなく運搬可能な製品	幅(B)3m×高さ(H)3m以下 上記に加え下記も B3.5m×H2.5m×L2.0m B4.0m×H2.5m×L1.5m B4.5m×H2.5m×L1.0m B5.0m×H2.5m×L1.0m	高さ(H)5m× 底部長(B)3m以下
分割して運搬する必要があるもの	上記以外	上記以外

※資料：VFMによるコンクリート構造物の工事比較に関する試行要領（案）
（R6.3国土交通省大臣官房技術政策課）

③ ボックスカルバートのPCa選定規格

規格の標準化（L：5mラウンド）



④ 集水鉢のPCa選定規格

規格の標準化（L：5mラウンド）

呼び名	H	呼び名	H	呼び名	H	呼び名	H
600	600	800	1000	1000	1400	1200	1800
	800		1200		1600		2000
	1000		1400		1800		2200
	-		1600		2000		2400
	-		1800		2200		2600

※1. 内寸法（幅B×高さH）：

- ・ B ≤ 5.0mかつH ≤ 6.0m
- ・ 5.0m < B ≤ 6.0mかつ3.0m ≤ H ≤ 6.0m
- ・ 6.0m < B ≤ 8.5mかつ5.0m ≤ H ≤ 6.0m

※2. VFMによる比較は、Aはヤト製品より現場打ちが有利と判定された場合に、要素技術の活用を検討する

※3. 要素技術の活用（別紙参照）

- 現場作業の一部を工場作業化するもの
例1）埋設型枠
・コンクリートの養生後に撤去していた型枠を外壁等として存置するもの。
- 例2）プレハブ鉄筋
・型枠内に組み立てる鉄筋の加工等の作業の一部を工場などで製作するもの。
- プレキャスト部材の一部を現場打ち（セミプレハブ化）するもの
例1）埋設部の現場打ち

※プレキャスト製品や要素技術を活用する工事において、標準基準がないものについては、特別調査や見積等により適切に施工費用を計上すること

R7年度も インフラを守る担い手 北陸で育ちます

柱その3 未来につながる建設現場

北陸インフラDX人材育成センター：DX技術 研修

R7年度は、魅力ある建設業に向けた研修がさらに充実します。

【会場】新潟会場※1に加え、富山会場※2を設定(管内網羅) R7 充実!

【対象】発注者向け研修が、自治体関係者も受講可能に R7 充実!!

【回数】R6全8回(新潟) → 全18回(新潟・富山)倍以上 R7 充実!!!

参考: R6年度は、施工技術者向け“中級ICT施工研修”が特に人気でした。
(定員24名→28名) (希望者44名)

研修も新メニューを設定しました。

- 施工技術者向け
- ①初級 BIM/CIM(施工計画検討)
 - ②中級 BIM/CIM(地形モデル作成) R7 New!
 - ③中級 BIM/CIM(構造物モデル等作成) R7 New!
 - ④中級 ICT施工(三次元データ作成)
- 発注者向け
- ⑤初級 BIM/CIM(施工計画検討) R7 New!
 - ⑥初級 BIM/CIM(地形モデル作成)
 - ⑦中級 BIM/CIM(構造物モデル等作成)
 - ⑧中級 3次元測量
 - ⑨中級 UAV写真測量

令和6年度 研修の様子

研修の満足度(5段階): ☆☆☆☆☆ 4.39

3次元データ作成



遠隔BH操縦体験



3DMC操縦体験



出張DXルーム：DX技術 体験

【富山】日 時：令和6年12月3日(火)～5日(木) 3日間

会 場：富山会場※2

参加者：地元建設会社ほか地元自治体等 計113名

【金沢】日 時：令和7年7月15日(火)～17日(木) 3日間

会 場：金沢流通会館

参加者：地元建設会社、地元自治体、地元高校生等
170名(3日間合計)

会場の状況



除雪車 操縦体験



VRの体験



能登復興工事 遠隔バックホウ操縦実演



※1 新潟会場：北陸インフラDX人材育成センター
〒950-1101 新潟県新潟市西区山田2310-5

※2 富山会場：北陸技術事務所 富山出張所(富山防災センター)
〒939-3544 富山県富山市水橋入江334番4



IV 災害対応

北陸地方整備局管内における主な自然災害

地震災害

- H16. 10. 23 新潟県中越地震
- H19. 7. 16 新潟県中越沖地震
- H19. 3. 25 能登半島地震
- H26. 11. 22 長野県北部地震
- R 1. 6. 18 山形県沖地震
- R 4. 6. 19 能登半島珠洲地震
- R 5. 5. 5 珠洲地震
- R 6. 1. 1 能登半島地震



H16. 10 新潟中越地震



H19. 7 新潟県中越沖地震



R1. 6 山形県沖地震



R6. 1. 1 能登半島地震

大雨・土砂災害

- H16. 7. 13 新潟・福島豪雨
- H23. 7. 26 新潟・福島豪雨
- H24. 3. 7 地すべり（上越市）
- H29. 1. 16 地すべり（南砺市）
- R 1. 10. 12 令和元年東日本台風（千曲川氾濫）
- R 2. 7. 3 豪雨 犀川（梓川）氾濫
- R 3. 3. 4 地すべり（糸魚川市）
- R 4. 8. 3 大雨（新潟県下越地域、石川県小松市）
- R 5. 7. 12 大雨（富山県小矢部市、石川県津幡町）
- R 6. 9. 21 大雨（石川県奥能登地域）



平成16年7月新潟・福島豪雨



令和元年東日本台風



R4. 8大雨 R113道路流出
（村上市花立）

大雪災害

- H28. 1. 24 集中降雪・車両滞留（国道8号、長岡大渋滞）
- H30. 2. 5 集中降雪・車両滞留（国道8号、福井石川県境）
- R 2. 12. 17 集中降雪・車両滞留（関越道 六日町IC～塩沢石打IC）
- R 3. 1. 7 集中降雪・車両滞留（東海北陸道 南砺SIC～小矢部砺波JCT）
- R 4. 12. 18 集中降雪・車両滞留（国道8号、新潟県柏崎市）

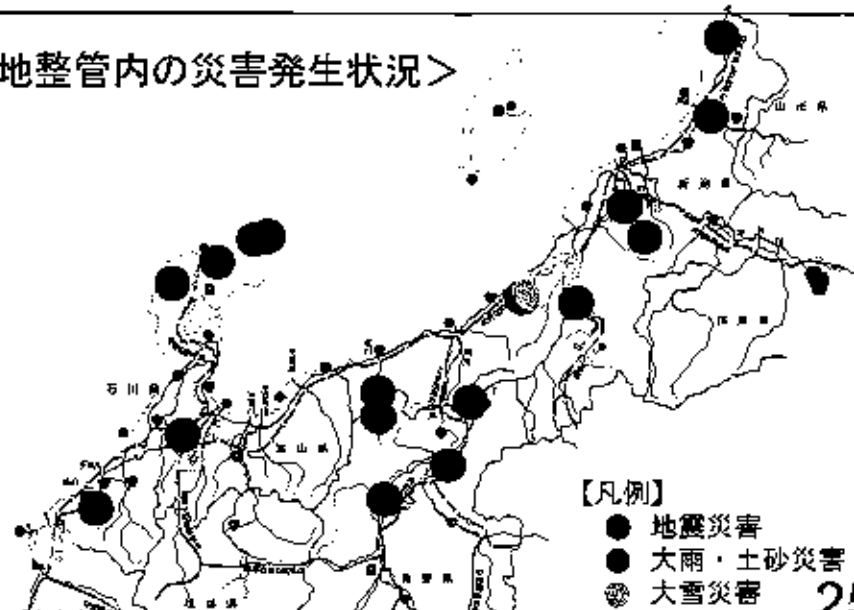


H30. 2 大規模車両滞留
（福井・石川県境）



R4. 12 大規模車両滞留
（新潟県柏崎市）

<北陸地整管内の災害発生状況>



TEC-FORCE の増強と多様な主体との連携強化による被災自治体への新たな応援体制を構築します ～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

令和7年6月4日の「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の公布・一部施行を受け、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化により、被災自治体への新たな応援体制を構築していきます。

1. 背景 TEC-FORCE は平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきました。

能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になります。

このため、国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCE の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制の構築を進めていきます。

2. 概要 (1)TEC-FORCE 予備隊員

・新たに創設する「TEC-FORCE 予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員(非常勤職員)として被災地に派遣することにより、TEC-FORCE としての応援体制の強化を図ります。

(2)TEC-FORCE パートナー

・災害時に活躍いただいている民間企業等を TEC-FORCE パートナーとして位置づけ、広域的な被災自治体応援においても TEC-FORCE と一体的に活動を展開できるよう、災害協定の拡充を進めます。

(3)TEC-FORCE アドバイザー

・被災地で学識者から速やかに技術的助言をいただく新たな枠組み「TEC-FORCE アドバイザー制度」を創設し、事前に委嘱することで技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保します。

(4)都道府県等との連携

・国全体の災害対応力を高めるために、平時から都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修などを実施することで連携を強化し、被災地における一体的な活動を促進します。

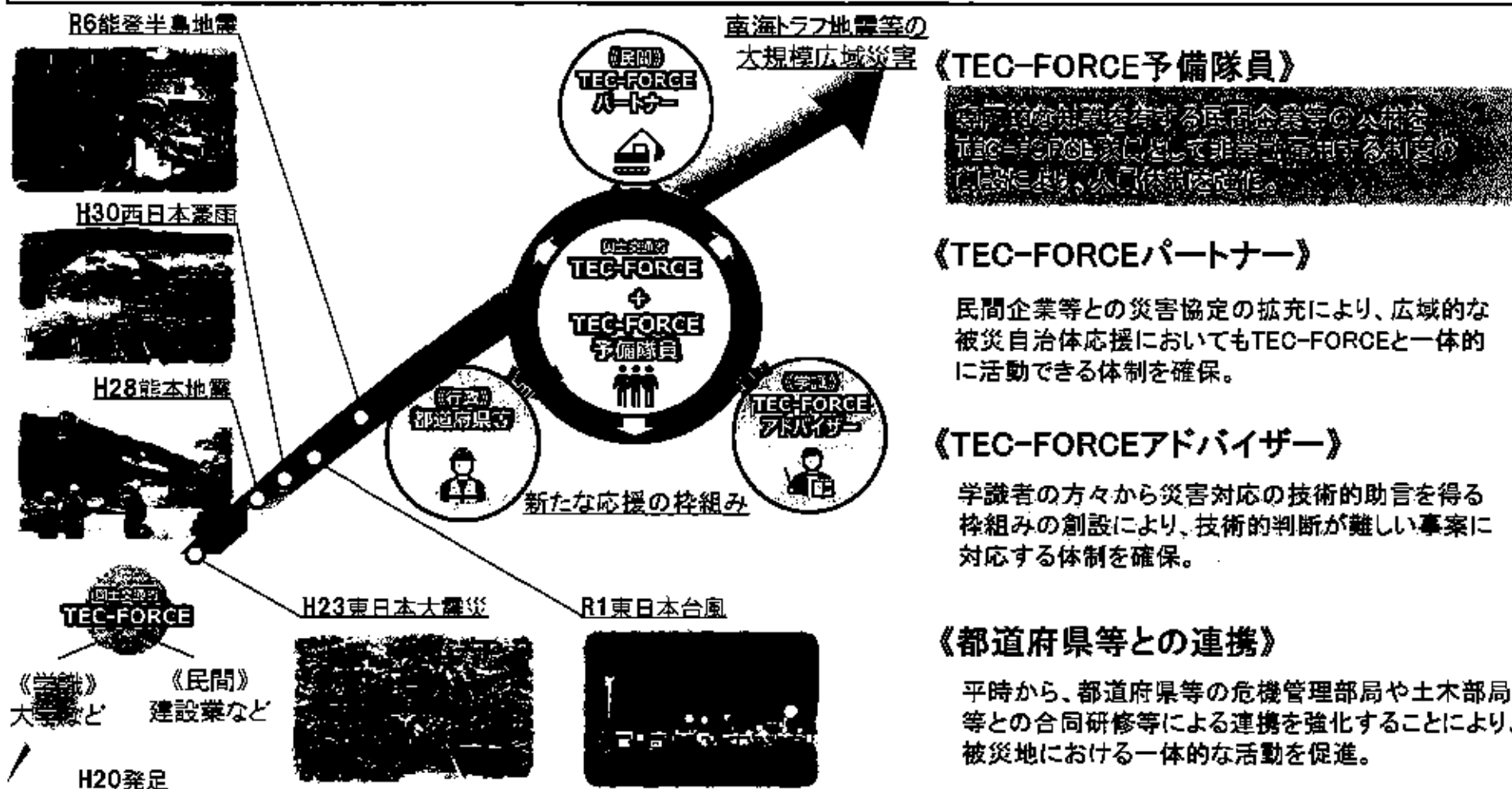
(問合せ先) 水管理・国土保全局防災課 課長補佐 林、係長 朝山

代表:03-5253-8111(内線:35739、35745)、直通:03-5253-8457



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

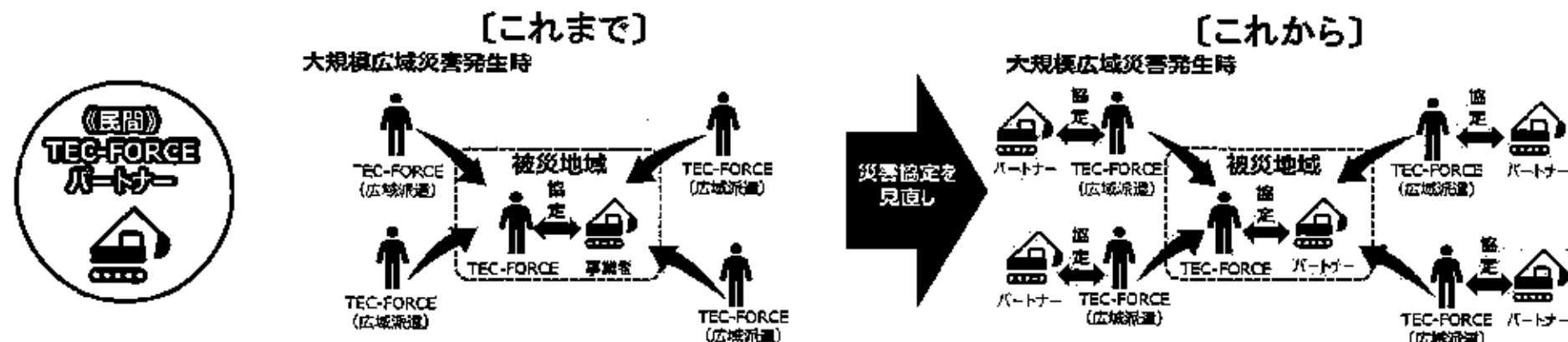
《TEC-FORCE予備隊員》

- 大規模災害時における被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要。
- このため、新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員(非常勤職員)として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る。



《TEC-FORCEパートナー》

- 現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。
- 国土交通省の要請により活動する企業・団体等をTEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

《TEC-FORCEアドバイザー》

- 大規模広域災害の発生時には被災箇所が膨大となるなか、後発災害に備えるための災害応急対策や早期復旧に向けた技術的助言のニーズが高まることが想定され、これらのニーズに迅速に応えるためには、多くの学識者の協力が不可欠。
- このため、被災地で学識者から速やかに技術的助言をいただく新たな仕組み「TEC-FORCEアドバイザー制度」を創設し、事前に委嘱することで技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保。
- また、地域の学識経験者との連携の強化により、大規模広域災害時のみならず災害時のTEC-FORCE高度技術指導班による活動がより円滑かつ効果的になることも期待される。

〔これまで〕



①地域毎に学識者と連携



②高度技術指導班が技術指導



TEC-FORCE
アドバイザー
として委嘱

〔これから〕

①全国の学識者と連携



②高度技術指導班と地域の学識者が連携した技術指導



《都道府県等との連携》

- 都道府県等の危機管理部局や土木部局等との連携を強化し、大規模災害時にTEC-FORCEと都道府県等が公共土木インフラなどに係る災害対応(被災状況調査等)において協働できるよう、以下の取組の促進により応援体制を強化。
- 〔要請者〕市区町村等は、国土交通省に加え、協定等の枠組みにより都道府県等に派遣要請を行うことを想定した受援計画策定等を検討。
- 〔応援者〕TEC-FORCEと都道府県等の土木部局が、被災地において連携して自治体応援が行えるよう平時から研修・訓練等を実施。

〔これまで〕



都道府県等
との
連携強化

〔これから〕



応援派遣



応援派遣

～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局

 いのちとくらしをまもる
防災・減災

Press Release

 令和7年10月1日
水管理・国土保全局防災課
大臣官房参事官（運輸安全防災）

全国で320名のTEC-FORCE予備隊員を登録しました ～災害時の被災地方公共団体への支援体制を強化～

国土交通省では、本日10月1日付で全国計320名の「TEC-FORCE予備隊員」^{※1}を登録しました。今回登録された者を、災害発生時に必要に応じて被災地等に派遣することで、被災地方公共団体への支援体制を強化します。

※1：「TEC-FORCE予備隊員」制度とは

災害対応に係る専門的な知識を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE予備隊員」として登録の上、災害発生時に必要に応じて、被災地の関係機関員として派遣し、被災地等でTEC-FORCEの一員としての役割等に就く制度

1. 概要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援を実施しています。

全国の地方整備局・運輸局等にて行った「TEC-FORCE予備隊員」募集・選考の結果、本日10月1日付で、全国で320名（地方整備局等301名、地方運輸局等19名）の登録を行いました。

2. 今後従事する活動について

今回登録された「TEC-FORCE予備隊員」は、今後、災害派遣に必要な研修を受講し、災害発生時には必要に応じて、被災地等でTEC-FORCEの一員として、下記の活動等に従事する予定です。

＜地方整備局等における職務内容＞

- 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）
- 被災地における被害状況調査
- 被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言

＜地方運輸局等における職務内容＞

- 被災地方公共団体の物資拠点の管理・運営及び避難所等への物資輸送に関する技術的助言
- 被災地における旅客輸送に関する情報収集及び関係行政機関等との連絡調整等

※今回登録した「TEC-FORCE予備隊員」としての名簿登録期間は令和8年9月30日までです。

3. 取材について

今後、各地方整備局等において、10月下旬頃に災害派遣に必要な研修を実施する予定です。研修にあわせて、TEC-FORCE予備隊員への指示等を行う予定であり、それらを取材いただくことが可能です。詳しくは、別紙の各地方整備局等の報道発表をご覧ください。

・日 時：10月下旬頃（各地方整備局等で異なります）

・場 所：各地方整備局等

・取材等：報道関係者に限ります。取材を希望される方は、各地方整備局等の報道発表に示す申込書により登録の上、ご来場下さい。

※2：10月下旬頃に行う研修は、各地方整備局等で実施したTEC-FORCE予備隊員のうち「河川・砂防・堤防・道路・上下水道・橋梁・港湾・その他分野」について、実施するものです。

（問合せ先）

水管理・国土保全局防災課 課長補佐 山崎

代表：03-5253-8111（内線：35728）、直通：03-5253-8457

大臣官房参事官（運輸安全防災） 運輸防災企画調整官 澤村

代表：03-5253-8111（内線：28616）、直通：03-5253-8309



TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容（災害派遣時）

（地方整備局等）

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員等の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、国外（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（家族状況等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務状況等）を考慮して決定しています。もともと決定した派遣先で決定します。

リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現へ向けて、役に立つよう動きます

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に直ちに派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

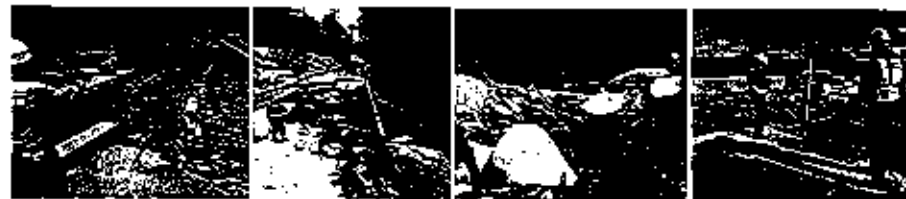
※リエゾン（災害対策現場情報調整員 Liaison、「仲介、調整し導く」という意味のフランス語）



公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



災害応急対策に必要な技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

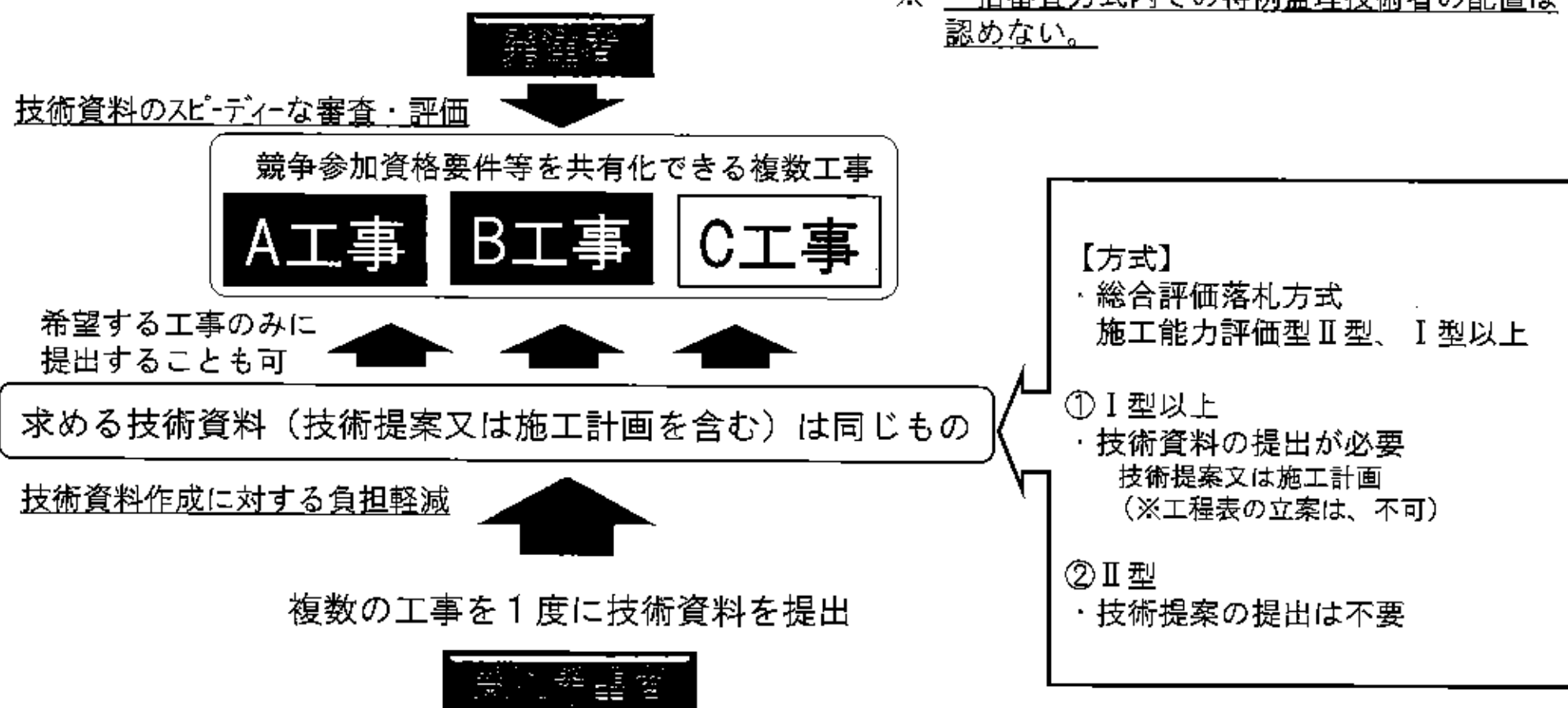
- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言等を行います。

意見交換用資料

一括審査方式の活用(適用範囲の変更)

- ・総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・令和5年度から、適用範囲は、施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）から、技術資料の提案が不要な施工能力評価型Ⅱ型へ拡大。

※ 一括審査方式内での特例監理技術者の配置は認めない。



受注機会促進型の試行

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、受注機会の拡大を促す方式。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより表彰を受ける機会が得られない課題の解決をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点
	...	...
	地域貢献度	3点

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	手持ち工事量	6点
	...	...
	地域貢献度	3点

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事成績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- ・ 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- ・ さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。【継続】

評価内容

評価項目		施工能力評価型1型標準	自治体実績評価型※
全般的施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4ヵ年)又は県 工事成績(4ヵ年2工事平均)	-	→ 6
	国 工事成績(平均点4ヵ年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	-	→ 4
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	-
	国 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	-
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	-	-
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	2	-
	優良下請け表彰企業活用	1 ※①	1 ※①
	登録高専技術者の配置	1 ※①	1 ※①
配属予定技術者の施工能力等	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
	地域貢献度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3 ※②
	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6ヵ年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	局長:3 事業部長:1	局長:3 事業部長:1 専任所長:出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研修等を含む)	1	1
	施工計画(設定チーム)	10	10
	合 計	50	50
	注:評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと		

※①:対象工事のみ加算

※②:競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の実績能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③:対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業的能力等のみで評価する方式
- ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒ 不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業的能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業 の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精進度	地理的条件
	災害協定等
	...
	...

（企業能力評価型）

企業 の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精進度	地理的条件
	災害協定等
	...
	...

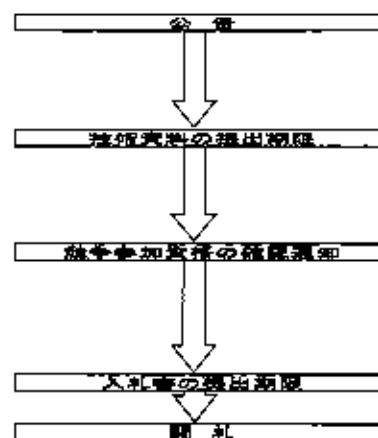
令和7年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目	施工能力評価Ⅰ型 配点	企業能力評価型 配点
所管工事の施工実績	3	3
工事成績（平均点4.5年）	3	3
技術者等	1	1
優良工事受注率の算出（過去2年）	4	4
安全衛生管理計画の策定（過去2年）	2	2
施工計画・技術情報等の提供（過去1年）	2	2
IT人材育成計画の策定（過去1年）	1	1
社会貢献活動の策定	1	1
防災・危機管理（災害対策・危機管理対策等）	1	1
地域貢献度	1	1
地域貢献度・災害対策	3	3
所管工事の施工実績と立派	3	—
工事成績（2年）	3	—
優良工事受注率の算出（過去2年）	3	—
建設費の削減（技術情報提供等）	1	—
所管工事（配点1～7）	10	—
合計	50	20

配置予定技術者の
評価を省略
（加算点合計50⇒20点）

■手続きフロー（案）



施工能力評価Ⅰ型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
（日数計30⇒20日程度）

「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ 受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

ワーク・ライフ・バランス(WLB)認定企業の評価(対象拡大)

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を、加点評価する取組。
- 一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価してきたところであるが、令和7年2月3日付け国土交通本省の通知を受け、全ての工種・等級に拡大する。

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1点

R7下半期から
対象拡大

- 一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価については、下表のとおり継続する。

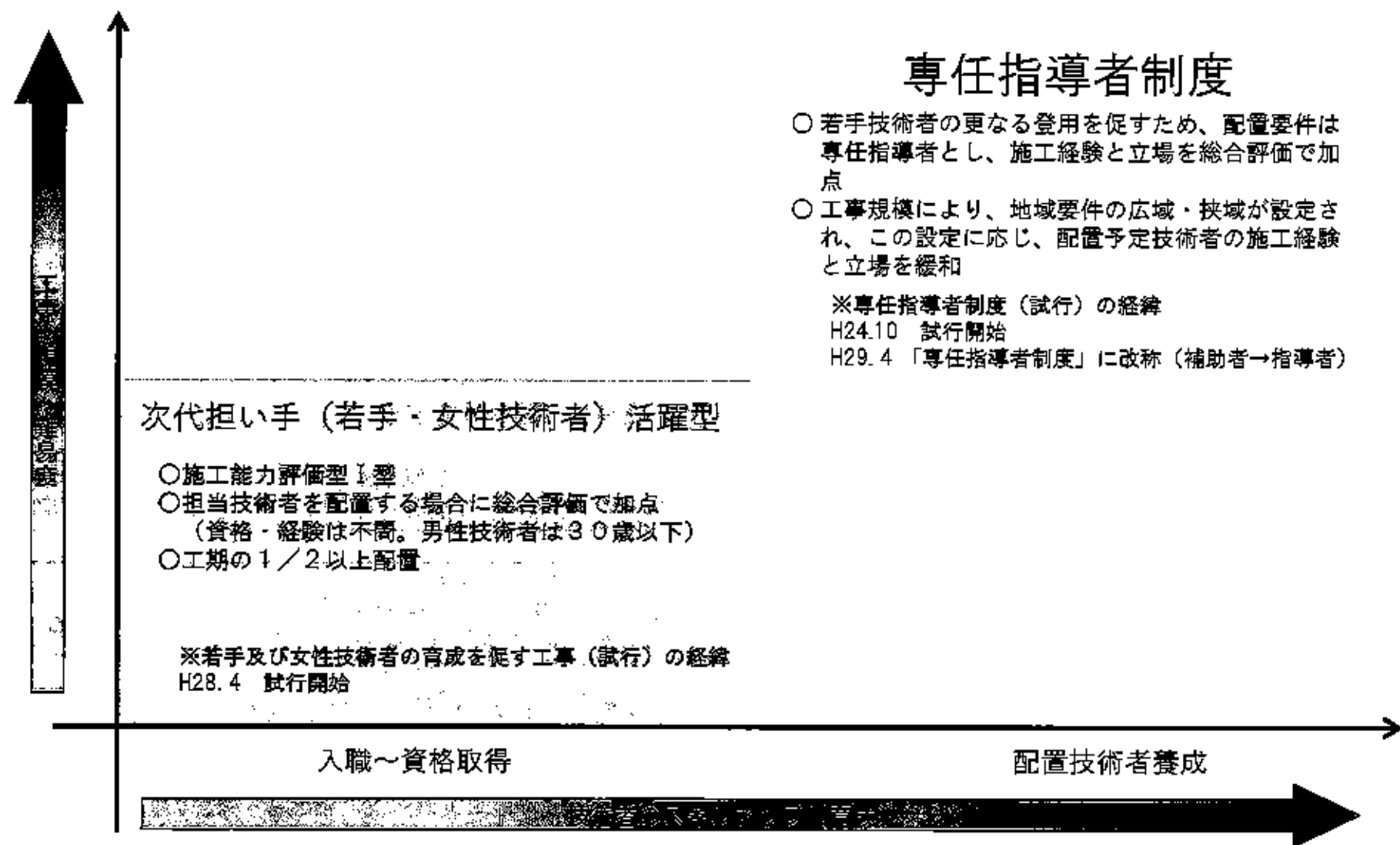
①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

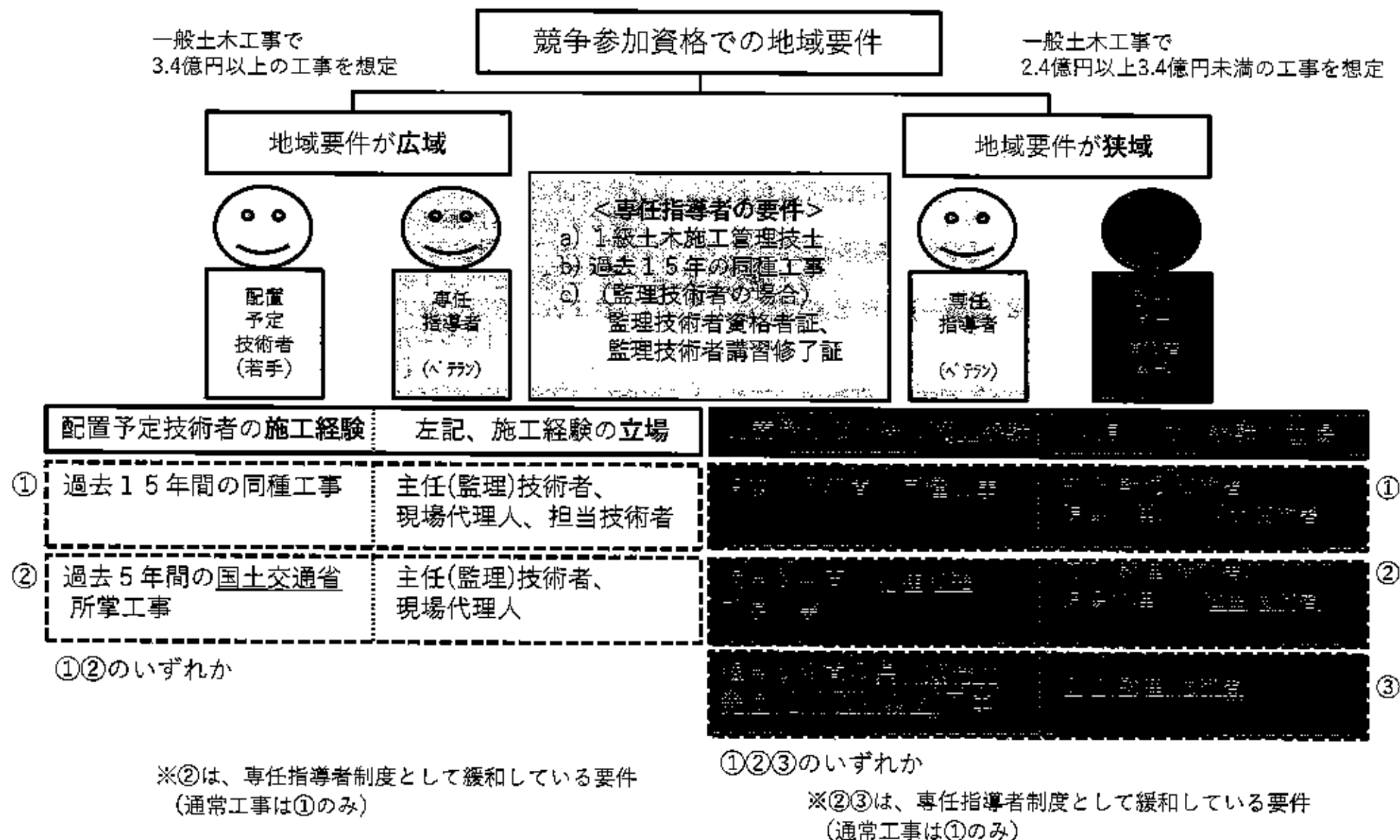
評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
※①+②の最大2点を 加点	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。(契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。)	1点

次代担い手活躍型の試行、専任指導者制度の試行



専任指導者制度

○若手技術者の更なる登用を促すため、地域要件に応じて配置予定技術者の施工経験と立場を緩和



自治体実績チャレンジⅡ型【試行】

自治体実績チャレンジⅡ型【試行】は、地元企業の新規参入を促すため、令和7年8月1日からの工事発注に新設されました。

企業の技術力のみ評価する内容になっています。

概要	地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式
有効性	・長野県の工事成績評定点等を評価し、国実績の無い(少ない)企業の参入を促す。
適用評価型式	・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
適用工事種別	・「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」に適用可能 ・分任官工事(長野国道事務所発注)に適用可能 ・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定
配点の特徴	企業の技術力のみを評価対象とし、20点満点(賃上げの実施、WLB関連認定評価を除く)で評価。 【企業の技術力】 1)工事成績【最大3点】 ・ <u>長野県発注工事の当該工種工事における工事成績評定点(同一機関:2件)の平均点を評価</u> (※ <u>国成績を有している企業は、国の成績で評価する。</u>) 2)本発注工事の工事種別における新規契約の有無を評価【最大4点】 3)地域貢献度(災害協定)【最大2点】 ・ <u>長野県の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等に評価</u> 4)地域貢献度(災害協定に基づく活動実績)【最大2点】 ・ <u>長野県の災害協定に基づく活動実績も発注担当事務所の活動実績と同等に評価</u> 5)地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定)を評価【最大2点】

自治体実績チャレンジⅡ型【試行】

【配点表(一般土木)】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価Ⅱ型・Ⅲ型		
			満点	評価点	必須/選択
(1)施工計画	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価Ⅱ型で適用	可/不可(欠格)		○
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必須に記入必須 ※施工能力評価Ⅱ型で適用			○
(2)企業の技術力	企業の施工能力	①例題工事の施工実績	20	3	○
		②工事成績(都道府県市の発注工事の成績も対象)		3	○
		③工事成績(減点要否)		0～5	○
		④事故及び不慮災害行為		0～12	○
		⑤本発注工事の工事現場における新設技術の習得		4	○
	地域貢献度 地域貢献度	⑥地域貢献度(近所地域での施工実績)		2	○
		⑦地域貢献度(完成時の施工体制)		2	○
		⑧地域貢献度(災害協定)(都道府県市の災害協定と発注担当事務所の災害協定と同等評価)		2	○
		⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績)(都道府県市の活動実績と発注担当事務所と同等評価)		2	○
		⑩地域貢献度(災害時の最低限の工事増強力の検証)		2	○
		小計			20
(4)賃上げの実施に関する評価	※賃上げの実施を表明した企業等	2	2	○	
	※賃上げの導入にできていない場合等(減点)		-3	○	
(5)ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価	※女性活躍推進法、次世代法、若年雇用促進法のいずれかに基づき認定を受けている	0.5	0.5	○	
合計				22.5	

配置予定技術者の評価は無

注意事項

配置予定技術者の評価はありませんが、資格・同種工事の施工実績や専任期間の確認等を行うことになっています。

申請時に担当技術者の資格を確認いたしますのでご注意ください。

配置予定技術者の確認項目

- ・技術者の資格(一級土木施工管理技士等)
- ・工事経験
- ・工事従事状況(専任性の確認)
- ・雇用関係(3ヶ月以上)

北陸地方整備局との意見交換会資料

○（一社）長野県建設業協会の取組について(情報提供)

1	地域を支える建設業検討会議について	1
2	長野県教育委員会との意見交換会について	9
3	長野県議会入札制度研究会との意見交換会について	27
4	青年部会の活動について	31
5	女性部会の活動について	35
6	新規学卒者他採用状況等調査結果について	41
7	信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会について	47

※ 協会情報提供資料は、添付省略

長野県建設業協会女性部会 設立 10 周年記念式典 次第

日時：令和 7 年 11 月 7 日(金)10：00～

場所：長野市ホテル国際 21

芙蓉の間・弥生の間

[第 1 部]：記念式典・記念講演（10：00～11：15 芙蓉の間）

1. 開 会
2. 主催者挨拶
3. 来賓挨拶
4. 女性部会長挨拶
5. 記念講演

「繋ぐ～バレーボールが教えてくれたこと」

講師 元女子バレーボール日本代表 大山加奈 氏

～～～休憩（11：15～11：30）～～～

[第 2 部] 記念上映・特別イベント（11：30～12：25 芙蓉の間）

6. 動画上映「女性部会のこれまで」
7. 特別イベント「フォーラムディカッション」

テーマ①誰もが働きやすい現場環境整備 現場点検の考察

テーマ②新旧建設業の魅力 何でそうなの建設業

テーマ③担い手確保の観点から辞めない・続けられる(沼る)建設業を探る

8. 閉 会

～～～休憩（12：25～12：45）～～～

[第 3 部] 祝賀会（12：45～15：00 弥生の間）

1. 開 会
2. 乾 杯
3. 祝 宴
4. 中 締 め

長野県建設業協会女性部会 設立10周年記念式典

令和7年11月7日(金)
ホテル国際21

【第1部 記念式典・記念講演 105名参加】



木下会長あいさつ



栗林建設部長あいさつ



県職員女性の会 矢口会長あいさつ

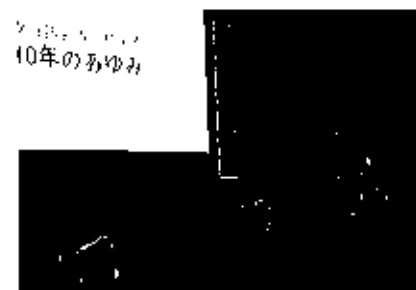


小宮山女性部会長あいさつ



記念講演:大山加奈講師

【第2部 記念上映・特別イベント 105名参加】



女性部会のこれまで(動画上映)



フォーラムディスカッション



【第3部 祝賀会 89名参加】



乾杯 依田副会長



初代部会長 平澤里枝さんインタビュー



中締め(県職員女性の会 岡部副会長)

女性部会設立10周年記念式典 出席者名簿

R7.11.7 ホテル国際21

No.	支部名	氏 名	会社名	式典・講演	祝賀会	備 考
1	南佐久	竜 野 麻 美	畑八開発㈱	○	○	副部会長
2	南佐久	北 原 富美子	㈱北原組	○	○	
3	南佐久	丸 山 佐代子	㈱丸山工務店	○	○	
4	南佐久	樋 口 郁 子	㈱野沢土建	○	○	
5	南佐久	沼 田 千 江	㈱黒澤組	○	○	
6	佐 久	小宮山 弘 子	㈱小宮山土木	○	○	部会長
7	佐 久	須 田 ひとみ	㈱小宮山土木	○	○	
8	佐 久	柳 沢 理恵子	㈱竹花組	○	○	
9	佐 久	土 屋 さやか	大進建設㈱	○	○	
10	佐 久	鷹 野 佳 奈	三矢工業㈱	○	○	
11	佐 久	佐 藤 典 子	竹花工業㈱	○	×	
12	上 小	石 塚 夕 起	㈱宮下組	○	○	部会員
13	上 小	伊 東 由 香	東部開発㈱	○	○	
14	上 小	大 堀 優	㈱羽田組	○	○	
15	上 小	出 川 奈美恵	㈱栗木組	○	○	
16	諏 訪	新 村 美 絵	㈱岡谷組	○	×	
17	諏 訪	田 中 千津子	浜崎建設㈱	○	○	
18	諏 訪	加 藤 香代子	浜崎建設㈱	○	○	
19	伊 那	高 野 みどり	原建設㈱	○	○	
20	伊 那	井 澤 あかり	㈱宮坂組	○	○	
21	伊 那	遠 藤 幸 子	西武建工㈱	○	○	
22	伊 那	小 澤 伊奈美	宮下建設㈱	○	○	
23	伊 那	長谷川 幸 美	福美建設㈱	○	○	
24	伊 那	橋 爪 洋 子	伊那支部事務局	○	○	
25	伊 那	矢 澤 雅 希	伊那支部事務局	○	×	部会員
26	飯 田	勝 野 久美恵	神稲建設㈱	○	○	副部会長
27	飯 田	望 月 純 子	神稲建設㈱	○	○	
28	飯 田	熊 谷 友 紀	伊賀良建設㈱	○	○	
29	飯 田	木 村 深 幸	㈱ウチヤマ	○	○	
30	飯 田	初 崎 歩	飯田支部事務局	○	○	
31	木 曽	奥 田 亜 美	奥田工業㈱	○	○	部会員
32	木 曽	白 沢 眞智子	大林工業㈱	○	○	
33	木 曽	鈴 木 奈穂子	大宗土建㈱	○	○	
34	木 曽	砂 山 三和子	山一建設㈱	○	○	
35	木 曽	下 野 恵 里	㈱西峯建設	○	○	
36	木 曽	松 井 敏 子	木曽支部事務局	○	×	
37	松 筑	中 原 佳 代	㈱大原建設	○	○	部会員
38	松 筑	籠 田 しおり	清沢土建㈱	○	○	
39	松 筑	島 田 埜 笑	清沢土建㈱	○	×	
40	松 筑	南 方 まゆみ	㈲にしき興業	○	○	
41	松 筑	太 田 優 奈	松本土建㈱	○	○	
42	松 筑	青 木 由 佳	松筑支部事務局	○	×	

女性部会設立10周年記念式典 出席者名簿

R7.11.7 ホテル国際21

No.	支部名	氏 名	会社名	式典・講演	祝賀会	備 考
43	安曇野	山 本 由美子	㈱山本組	○	○	
44	安曇野	中 村 博 孔	㈱赤羽建設工業	○	○	
45	安曇野	宮 澤 英 江	共和興業㈱	○	○	
46	安曇野	水 谷 志 保	木下建設㈱安曇野支店	○	○	
47	安曇野	松 澤 かおり	木下建設㈱安曇野支店	○	○	
48	大 北	倉 科 里 絵	㈱相模組	○	○	部会員
49	大 北	浅 野 光 里	㈱相模組	○	○	
50	大 北	角 谷 真 帆	㈱相模組	○	○	
51	大 北	塚 田 晴 夏	㈱鷺澤建設	○	○	
52	大 北	泰 間 景 衣	㈱落田	○	○	
53	大 北	今 井 杏	㈱今井工務店	○	×	
54	大 北	小 杉 美 希	㈱今井工務店	○	×	
55	大 北	越 山 恭 子	金森建設㈱	○	×	
56	大 北	奥 村 恵 子	㈱大糸	○	×	
57	大 北	松 下 貴志子	大北支部事務局	○	×	
58	更 埴	西 山 とみ子	㈱石井工務所	○	×	
59	更 埴	中 村 恵理子	㈱大地	○	×	
60	更 埴	川 崎 麻 紀	㈱大地	○	×	
61	更 埴	佐 藤 有希子	㈱有起	○	○	部会員
62	更 埴	佐 藤 弘 子	更埴支部事務局	○	○	
63	須 坂	勝 山 和 子	㈱北條組	○	○	部会員
64	須 坂	宮 本 玲	㈱北條組	○	○	
65	須 坂	長 岩 小 春	㈱北條組	○	○	
66	須 坂	武 田 成 美	マツナガ建設㈱	○	○	
67	須 坂	矢 坂 麻 由	マツナガ建設㈱	○	○	
68	須 坂	中 澤 真 里	マツナガ建設㈱	○	○	
69	中 高	荒 井 加代子	㈱下田土建	○	○	部会員
70	中 高	長谷川 由 香	中野土建㈱	○	○	
71	中 高	風 間 美奈子	㈱塩川組	○	○	
72	中 高	長 島 和 子	㈱高見澤	○	○	
73	中 高	鷺 尾 和 美	中高支部事務局	○	○	
74	長 野	吉 村 亜 美	飯島建設㈱	○	○	副部会長
75	長 野	上 原 蓉 子	川中島建設㈱	○	○	
76	長 野	野 本 侑 里	川中島建設㈱	○	○	
77	長 野	石 谷 真 耶	北野建設㈱	○	○	
78	長 野	小野塚 光 子	高木建設㈱	○	○	
79	長 野	笠 原 和 恵	松代建設工業㈱	○	○	
80	長 野	中 沢 瑞 希	㈱守谷商会	○	○	
81	長 野	井 浦 麻 美	川中島建設㈱	○	○	
82	長 野	松 本 ゆ り	㈱藤原組	○	×	
83	長 野	保 科 百 花	高木建設㈱	○	×	
84	飯 山	佐 藤 真奈美	㈱サンタキザワ	○	○	部会員
85	飯 山	柳 澤 利 江	㈱サンタキザワ	○	○	
86	飯 山	丸 山 恵里香	㈱藤巻建設	○	○	
87	飯 山	本 木 奈 緒	㈱本木建設	○	○	
88	保証会社	和 田 梨 絵	東日本建設業保証㈱長野支店	○	○	
女性部会関係 計				88	72	

女性部会設立10周年記念式典 出席者名簿

R7.11.7 ホテル国際21

No.	支部名	氏 名	会社名	式典・開演	祝賀会	備 考
来賓・主催者						
No.	役 職	氏 名	会社名	式典・開演	祝賀会	備 考
89	顧問	藏 谷 伸 一	中野土建㈱	○	○	
90	建設部長	栗 林 一 彦	長野県建設部	○	○	
91	建設政策課長	両 澤 美樹子	長野県建設部	○	○	
92	技術管理室長	柴 草 真 也	長野県建設部	○	○	
93	主任専門指導員	関 貴 幸	長野県建設部	○	○	
94	県女性の会会長	矢 口 純 代	飯田建設事務所	○	○	
95	県女性の会副会長	岡 部 朋 子	南信会計センター	○	○	
96	初代部長	平 澤 里 枝	㈲平澤建設	○	○	
97	会 長	木 下 修	木下建工㈱	○	○	
98	副会長	依 田 幸 光	㈱木下組	○	○	
99	副会長	福 原 初	㈱サントキザワ	○	○	
100	特任理事	大 月 昭 二	(一社)長野県建設業協会	○	○	
101	専務理事	小 林 敏 昭	(一社)長野県建設業協会	○	○	
102	常務理事	岩 下 康 之	(一社)長野県建設業協会	○	○	
103	総務部長	永 原 祐 二	(一社)長野県建設業協会	○	○	
104	主 事	吉 越 身和子	(一社)長野県建設業協会	○	○	
105	編集長	酒 井 真 一	㈱新建新聞社	○	○	
来賓・主催者 計				17	17	
合 計				105	89	

令和7年度 長野県建設業協会 建設技術委員会
長野県との建築関係意見交換会 実施結果概要

【開催日】令和7年11月18日（火）13:55～16:45

【会場】長建ビル 5F会議室

【出席者】20名（下記名簿のとおり）

【会議内容】

1. 開 会
2. 挨拶 <協会>長坂副会長・<県>美谷島主任専門指導員
3. 自己紹介
4. 議 事
 - (1) 長野県が発注する公共工事の諸課題について（協会提案議題）
 - (2) その他
5. その他
6. 閉 会

【長野県出席者】

所 属	職 名	氏 名
建設部建築住宅課	主任専門指導員	美谷島 淳
建設部建築住宅課	課長補佐兼建築企画係長 兼副主任専門指導員	泉 尚武
建設部建築住宅課	担当係長	阿部 裕子
建設部建築住宅課公営住宅室	課長補佐兼整備係長	清水 直樹
建設部施設課	企画幹兼施設第一係長	佐藤 泰信
建設部施設課	企画幹兼設備係長	長田 章敬
建設部施設課	施設第二係長	村澤 史浩
建設部建設政策課技術管理室	専門指導員	柄澤 知憲
会計局契約・検査課	工事検査員	黒木 厚郎

【委員会出席者】

役 職	会 社 名	氏 名
担当副会長	梯三六組	長坂 亘治
建設技術委員長	マツナガ建設梯	中村 正
副委員長	石田建設梯	石田 耕一
委 員	梯宮嘉組	宮島 聖二
委 員	梯松本工務店	堀 貴明
委 員	梯篤沢建設	鷲澤 尊
委 員	更埴建設梯	清道 宏
委 員	伊東建設梯	伊東 紀義
技術部長	協会事務局	川住享一郎
主 任		河合 恵美
主 事		塩崎 咲子

【実施結果概要】

○「議事：(1)長野県が発注する公共工事の諸課題について(協会提案議題)」

過去6年間(R元～R6)の意見交換会での議論を踏まえ、課題として残っている主なテーマ6項目について、協会から今後の方向性の提案(要望)を行い、意見交換を行う。

テーマ1 設計と現場の不整合	
残っている課題	発注者・設計事務所・施工者の連携不足が依然として課題
今後の方向性の提案	設計段階でのヒアリング・現地写真添付などによる精度保証の義務化の検討
県の回答要旨	設計図書と現状との相違の防止について、これまでの指摘を踏まえ、現地調査状況の確認や記録作成、設計業務完了時の内容確認、及び工事発注時の内容精査をより一層実施しているところではあるが、今後も継続して、現地調査を徹底し、設計精度の確保に努める。 また、施工段階において受注者による調査の結果、相違が発見された場合は、工事費の変更や必要な工事期間の確保のために必要な協議を行って対応するので、監督員に相談願いたい。
テーマ2 工期設定の適正化	
残っている課題	債務設定による通年工期や繰越運用の柔軟性に欠ける
今後の方向性の提案	通年契約・通年工期の導入や施設利用制限を踏まえた工程協議制度の確立の検討をお願いしたい。
県の回答要旨	必要な工期を検討し単年度で終了しない場合は、債務負担設定による複数年度の工期設定としている。 施設利用との調整等で工期を延長する場合は、予算繰越の運用により、翌年度までの工程となるよう変更協議を行っている。 今後、年度末に完成時期が集中しないよう、年度末工期の工事は早期発注により余裕を持った発注となるよう努める。
テーマ3 積算・単価(労務費・資材)の実勢反映	
残っている課題	四半期ごとの単価更新・スライド制導入の検討進む
今後の方向性の提案	単価スライドや設計単価のリアルタイム更新体制の整備の検討をお願いしたい。
県の回答要旨	鉄筋、鉄骨、コンクリート等価格変動が大きい主要資材は、毎月調査会社が発行する刊行物により、直近の単価を採用している。 市場単価については、四半期毎に調査会社が発行する刊行物により、直近の単価を採用している。 公共建築工事標準単価(積算基準、いわゆる標準歩掛り)を用いた複合単価については、四半期毎に直近の刊行物及び労務単価により更新している。 単価スライドについて、契約の中にスライド条項があるので対応している。
テーマ4 設計変更・増減協議の対応	
残っている課題	変更協議手続きは依然複雑である。
今後の方向性の提案	工事情報共有システム(ASP)による設計変更協議書の導入と現場主導型変更申請制度の確立の検討をお願いしたい。
県の回答要旨	設計図書に明示された想定支持地と現場の相異や、石綿含有建材の発見、地中障害物の発見、残土処分方法の変更等、施工条件が変更した際は、工事費の変更等について、速やかに監督員に相談願いたい。 速やかな変更協議等が可能と考えるため、工事情報共有システム(ASP)を積極的に活用したい。 建築の場合、監理者がいるのでそこも含め情報共有が図れるようにしたい。

テーマ5 書類簡素化・電子化(ASP)	
残っている課題	現場レベルでの運用負担が依然として多い。
今後の方向性の提案	完全ペーパーレス化・電子検査対応の義務化へ向けた段階的整備の検討をお願いしたい。
県の回答要旨	情報共有システム(ASP)の活用の試行運用を進めており、施設課で発注する全て工事で発注者指定型として入札公告している。 ASPにより確認した書類は電子納品としてデータにより検査を受ける等、ペーパーレス化に取り組んでいく。
テーマ6 BIM・遠隔臨場・新技術導入	
残っている課題	設計照査や監理での実用化には遠い
今後の方向性の提案	BIM・CIM・FMを統合した設計施工一体型体制の段階的構築の検討をお願いしたい。
県の回答要旨	BIMの活用については、施工BIMに比べて設計BIMがあまり進んでいない、利用していてもクライアントへのプレゼン用でベースソフトとしての利用に留まっているという場合が多いと聞いている。 国では、来年度から建築確認におけるBIM図面審査を、2029年度からはBIMデータによる確認申請が開始される予定。設計BIMが進めば工事との連携も可能となるため、今後BIMによる設計の動向を注視したい。 建築業界におけるBIMの活用を促すため、令和4年度以降、設計委託業務において「BIMデータ作成の検討を行うこと」を条件とする物件を選定し、BIM活用の試行を進めている。 今後、これらの実施した結果を検証するとともに、官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドラインなど国の動向を注視しながら、工事へ活用する方法を検討していく。 R4 県庁省エネ改修工事設計業務 R5 飯田警察署・南信運転免許センター(仮称)建設工事設計業務 R6 上田警察署長門(仮称)、佐久警察署立科(仮称)駐在所建設ほか工事設計業務 R7 上田千曲高校、飯田鳳城高校改修工事設計業務

【テーマ別以外の支部提案個別課題】(主なもの)

<安曇野支部>

要望・提案事項 建設技術委員会と県の建築関係担当課との意見交換会だけでなく、各支部の建築部門代表者と県発注機関との意見交換会を設けてほしい。

県の回答要旨 各支部と建設事務所との意見交換をされているが、建設事務所建築課では工事を発注することがほとんどないことから、建築関係の意見は、「本庁の発注機関へ伝える」といった回答になってしまう。一方で、建築工事を多く発注する施設課が各支部と意見交換することは、年間で15回となり数も多いことから難しい。

今後の方向性 毎年15支部と意見交換会を開催できないなら、4ブロック単位で行うなど、施設課と支部が直接話し合う実現可能な形を検討したい。

<大北支部>

要望・提案事項 (テーマ別の課題と重なっている内容)

- ①設計と現場の不整合(発注前に対応)
- ②本体構造と機械や電気との相違が多い
- ③施工時期や現場条件に制約があることを発注時点で把握していない

県の回答要旨 ①テーマ1の回答のとおり

- ②建築(本体)が先行して図面ができ、それから電気や機械を作成するため、いろいろ変更点が生じるが、設計や工事各段階で整合を図っていききたい。
- ③騒音、削りなどの作業は実際にやってみないと、設計の段階では施設管理者(先生など)に伝わらない部分がある。その辺りの工夫をしながら、施設管理者と調整をしながら対応していきたい。

○「5その他」の意見交換

①令和7年度施設課・公営住宅発注工事の入札状況

県から提供された資料によると、10月末までの37工事の入札状況は以下のとおり

- 建築一式工事(新築)：平均応札者数3.7社、応札者なし1件
- 建築一式工事(改修)：平均応札者数1.9社、応札者なし3件
- 電気・管工事・解体工事：平均応札者数4.5～5.3社

②業界の現状と課題

<白馬村の状況から>

- ・白馬地域の建築ラッシュ：設備業者と電気業者の確保が困難。長野市まで業者が不足している状況
- ・工期に合わせた業者確保ができない
- ・元請けの技術者不足よりも下請け業者不足が深刻(職人不足・エアコン設置や溶接作業者の不足)
- ・LED化工事の急増により器具も品薄状態
- ・大型プロジェクトの影響
- ・白馬で大型ホテル建設が複数予定
- ・大手業者が設備関係者を「連れてくる」状況
- ・民間工事の方が条件面で有利
- ・県営住宅改修工事も大北支部管内では工夫しながら発注している。

③情報発信の改善点・発注情報の周知

- ・県の入札システムでの情報公開はあるが、建築業者の閲覧率が低い
- ・長野営繕事務所からは協会事務局へ情報提供がされており、それを支部へ共有して会員への周知を行っている。
- ・事前の発注予定情報の活用促進が必要

④働き方改革の影響

- ・技術者配置要件：従来1人で対応できた工事に3人の配置が必要
- ・人件費増加により採算性が悪化
- ・複数現場の兼任により矛盾が生じている

⑤デザインビルト方式(設計+施工)について

- ・受注したことがあったが、1年半前の予算では現在の建設費に対応できなかった。
- ・設計調整による対応にも限界
- ・業者の参加意欲低下

⑥各地域の課題

- ・上田地域：軽井沢工事に人員が取られる
- ・松本地域：電気設備工事業者の確保が難しい
- ・千曲地域：機械設備全般の人不足
- ・駒山地域：冬場は長野方面の工事に従事
- ・伊那地域：あまり公共工事が出ていないので人手不足の影響はあまりない
- ・飯田地域：活況を呈している。リニアや三遠南信。不調不落をなくするため事務局が入札情報をこまめにチェックしている。

⑦資材・コスト面の課題

建築資材の高騰

- ・価格上昇：ステンレスネジ1本が100円から200円に倍増
- ・土木と建築の違い：土木は生コン、鉄筋、砂利で対応可能が、建築は多種多様な資材が必要で価格変動の影響大

⑧住宅事情の悪化

- ・白馬地域1DKアパートが平均8万円超
- ・新築物件は12～14万円
- ・空室なしの状況
- ・大町から通勤する人も増加

令和7年度第2回建設政策委員会 議事録

日時：令和7年11月20日（木）

場所：長建ビル5階会議室

（1）入札制度の見直しについて（資料1参照）

○ 建設工事における低入札価格調査制度の見直し

応札額が調査基準価格の上限に集中し、そこからわずかに下回った価格でも低入札調査の対象となる事例が発生する等の課題解消のため制度の見直しを進めており、令和8年4月の改訂を目指している。

○ 総合評価落札方式（土木一式工事）における評価方法の見直し

工事成績点の対象工事の業種区分について、「他工種を含めた平均（81点）」から「土木一式工事のみ（85点）」とする見直しを、令和8年1月1日の入札公告案件からの適用を予定

（2）緊急輸送道路パトロール訓練について（資料2参照）

第2回の大規模地震想定パトロール訓練が9月に実施され、約千件の投稿があり、うち協会員からの投稿は926件

《課題と改善点》

- ・LINEやSurvey123の古いテンプレートを使用するなど、特に非協会員のシステム理解不足による誤操作多い（非協会員への県からの操作説明が不十分）
- ・2Dビューアの操作性・視認性の改善が必要

《第3回訓練の概要》

- ・2月に机上訓練で実施予定
- ・各支部が県と相談して実施日を決定（相談のタイミングはお知らせします）
- ・協会員によるSurvey123による情報投稿、建設事務所による2Dビューアへの入力、ダッシュボードでの進捗管理等の確認
- ・詳細な内容は、県・長野技研と調整し、各支部に通知

（3）長野県道路除融雪検討会（仮称）の設立について（資料3参照）

協会実施のアンケートで、半数の会員企業が5年後の除融雪業務の継続に不安を示している事を受け、協会と協力して課題解決に向け取り組むため、県から『長野県道路除雪検討会（仮称）』設立の方向が示された。

- ・協会側の幹事およびスケジュール（案）については、委員会です承

(4) 小規模JV試行要領の改正案について(資料4参照)

本年4月の小規模JV工事での死亡事故を受け、幹事会社の主任技術者への責任集中を避ける様、協会から県へ申し入れたことを受け、県より改正案と解説が示された。

《主な変更点》

- ・代表者(幹事会社)の役割を「管理統括」から「県との折衝」に変更
- ・「構成員の責任」を「工事の履行」に文言変更

《運用にあたっての留意点》

- ・小規模JV工事であっても、主任技術者の役割は建設業法で定められている事、現場毎に届出の必要がある事等は、通常の建設工事と同様である。今後の運用にあたっては、建設業法上必要な部分は押さえつつ、契約時に主任技術者・現場代理人を一覧で事前報告し、変更した際は県と幹事会社に届出を行う等、手続きの簡素化も検討する必要がある。

《現状と課題》

- ・改正案を支部内で検討し、意見を事務局に報告して欲しい。
- ・改正案の試行要領で幹事会社への責任集中が避けられるのか、協会顧問弁護士に確認してもらう必要があるのではないか。
- ・「JVの会計処理(口座管理・手数料)が責任の所在に繋がるのでは」との指摘がされている様であり、今後の検討が必要

(6) 維持管理に関する意見・要望等について

12月11日開催の『維持管理・危機管理分科会』で県に伝えるため、各支部からの意見・要望等を12月4日までにご報告願いたい。

令和7年度第2回建設政策委員会 会議次第

日 時：令和7年11月20日（木）

10時～12時

場 所：長建ビル5階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事等内容

- | | |
|------------------------|--------------|
| （1）入札制度の見直しについて | ・・・資料1 |
| （2）緊急輸送道路パトロール訓練について | ・・・資料2 |
| （3）除融雪検討会の設立について | ・・・資料3 |
| （4）小規模JV 試行要領等の改正案について | ・・・資料4 |
| （5）維持管理に関する意見・要望等について | ・・・資料5（再集計中） |

4 意見交換

5 そ の 他

第3回委員会の開催予定について（8月13日（金）、会場：飯田）

6 閉 会

令和7年度 第2回建設政策委員会 出欠状況

日時:令和7年11月20日(木)10時～12時

場所:長建ビル 5F会議室

		氏 名	出欠	備考
担当副会長		深 澤 信 治	○	
東信	南佐久	新 津 悟	×	
	佐 久	大 井 康 史	○	
	上 小	小河原 嘉彦	○	
南信	諏 訪	柿 澤 充	○	
	伊 那	守 屋 清 志	○	
	飯 田	竹 村 政 英	○	
中信	木 曾	砂 山 右 近	○	
	松 筑	大 原 篤	○	
	安曇野	山 本 由美子	○	代理出席 堀内 千一郎
	大 北	傳 刀 宗 久	○	
北信	更 埴	若 林 幸 一	○	
	須 坂	北 條 將 隆	○	
	中 高	藏 谷 伸太郎	×	
	長 野	原 山 大 輔	○	
	飯 山	江 口 秀 行	○	
事務局	特任理事	大 月 昭 二	×	
	常務理事	岩 下 康 之	×	
	労働安全部長	宮 尾 賢 治	○	

建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて（補足）

【取組番号 16】

昭和 62 年から低入札価格調査制度を導入し、平成 15 年度から現行の試行要領により運用しているが、受発注者の事務負担軽減のため、令和 2 年度から「事前辞退」が可能となったことから、辞退件数が急増し、自ら積算の廃止や受注者の積算精度の向上により、応札額が調査基準価格の上限値付近に集中し、そこからわずかに下回った価格でも低入札調査の対象となる事例が発生するなどの課題解消のため、調査基準及び失格基準価格の算定方法を見直すものである

1 見直し（案）＜※ 2 つ目の項目以外は前回審議と同じ内容のため参考掲載＞

○算定方法について、算定対象の入札者が 5 社以上の場合、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする

調査基準価格：応札額（算定対象）の平均値－ 0.5σ

失格基準価格：応札額（算定対象）の平均値－ 1.5σ

○調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない

調査基準価格の下限値：93.0%（現行 92.0%＋1.0%）

失格基準価格の下限値：90.5%（現行 89.5%＋1.0%）

※令和 6 年度入札案件を新基準により落札額を試算し、現行基準による落札額との差額割合を算出し、1%の引上げが妥当と判断（受注希望型 571 件で試算）

○算定対象の入札者が 5 社未満の場合は、5 社以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする

○総合評価落札方式においては、算定対象の入札者平均価格（現行の調査基準価格）から新たに算定する調査基準価格までの間の入札者を価格最高点とする

○今回の見直しは建設工事を対象とする

2 今後の予定

○見直し後も適正な制度となるよう引き続き入札状況を観察・分析し、必要に応じて定数を含めた算定方法の見直しを行う

○制度の見直し時期は、システム改修等の進捗状況にもよるが、令和 8 年 4 月改定を目指す

※前回説明資料の抜粋

建設工事 低入札価格調査 事例-2 (旧基準価格-0.5σ) (総合評価)

契約番号 4-06-02172
 依頼名称 飯田建設事務所
 入札状況 令和6年度 防災・安全交付金(新築)工事 (新)東新町堤防等線 飯田市 上野4工区
 案件名称 総合評価低入札方式
 入札方式 一括一括入札
 予定価格 44,490,000
 買付基準価格 41,820,000 (新)
 失格基準価格 41,280,000 (新)
 低入札者名 (株)至徳組 (旧) 勝本建設(株) (新)
 低入札金額(税別) 41,900,000 (新)

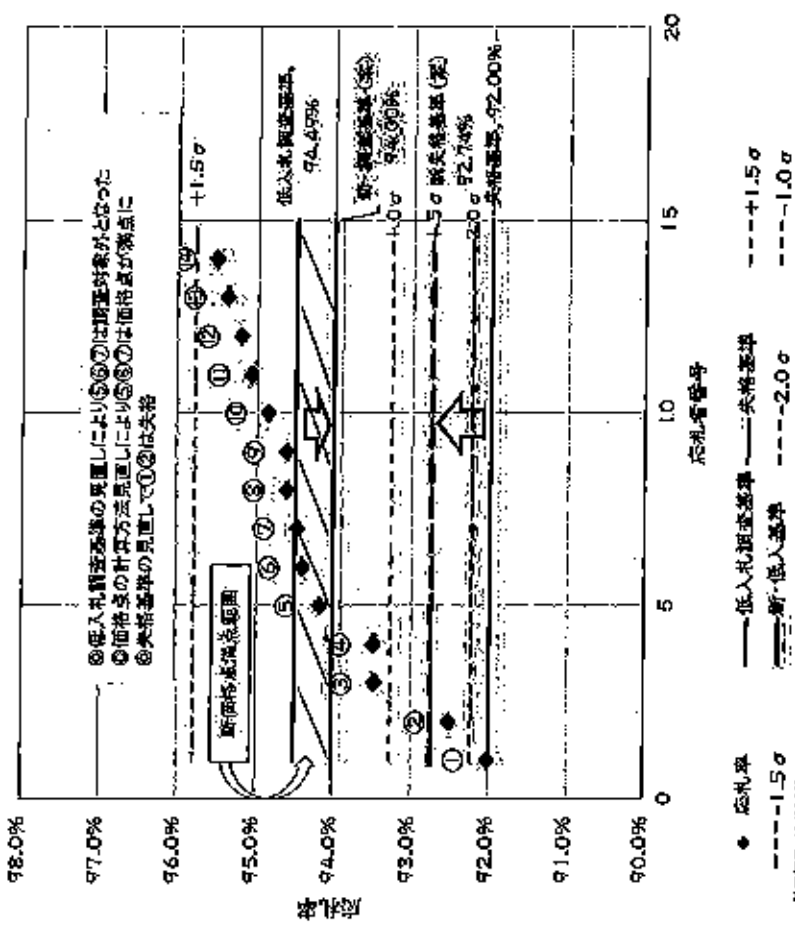
①
 44,490,000
 42,040,000 (旧)
 40,930,000 (旧)
 (株)至徳組 (旧)
 42,000,000 (旧)

低入札者No.	事業者名	低入札額	低入札率	旧基準 低入札率	旧基準 低入札額	新基準 低入札率	新基準 低入札額
1	(株)フタバ	40,940,000	92.02%	低入	89.59	5.75	95.34
2	大分工業(株)	41,160,000	92.52%	低入	90.07	6.06	96.13
3	(株)ながさき	41,830,000	93.48%	低入	90.99	6.40	97.19
4	(有)佐賀工務所	41,930,000	93.46%	低入	91.02	6.36	96.36
5	勝本建設(株)	41,900,000	94.18%	低入	91.89	6.66	98.55
6	(株)至徳組	42,000,000	94.40%	低入	91.98	6.85	99.35
7	沖田建設(株)	42,000,000	94.47%	低入	91.98	6.85	99.35
8	(株)至徳組	42,060,000	94.51%	低入	91.89	6.60	97.89
9	声田建設(株)	42,060,000	94.51%	低入	91.89	6.60	97.89
10	豊田建設(株)	42,200,000	94.80%	低入	91.65	6.35	96.60
11	香川建設(有)	42,300,000	95.05%	低入	91.43	6.05	95.26
12	勝田建設(株)	42,380,000	95.21%	低入	91.21	5.80	94.81
13	岡山建設(株)	42,440,000	95.38%	低入	91.13	5.75	94.66
14	至徳建設(株)	42,500,000	95.52%	低入	91.00	5.65	94.53
15							
買付基準価格		44,490,000	99.99%				
失格基準価格		41,280,000	92.76%				

低入で「辞退」したが、新基準では
 買付対象がなかったので低入になり得る

(株)至徳組 (旧)	41,900,000
(株)至徳組 (新)	41,900,000
(株)至徳組 (旧)	41,900,000
(株)至徳組 (新)	41,900,000

低入札者の分布



低入札者No.	事業者名	低入札額	低入札率	旧基準 低入札率	旧基準 低入札額	新基準 低入札率	新基準 低入札額
1	(株)フタバ	40,940,000	92.02%	低入	89.59	5.75	95.34
2	大分工業(株)	41,160,000	92.52%	低入	90.07	6.06	96.13
3	(株)ながさき	41,830,000	93.48%	低入	90.99	6.40	97.19
4	(有)佐賀工務所	41,930,000	93.46%	低入	91.02	6.36	96.36
5	勝本建設(株)	41,900,000	94.18%	低入	91.89	6.66	98.55
6	(株)至徳組	42,000,000	94.40%	低入	91.98	6.85	99.35
7	沖田建設(株)	42,000,000	94.47%	低入	91.98	6.85	99.35
8	(株)至徳組	42,060,000	94.51%	低入	91.89	6.60	97.89
9	声田建設(株)	42,060,000	94.51%	低入	91.89	6.60	97.89
10	豊田建設(株)	42,200,000	94.80%	低入	91.65	6.35	96.60
11	香川建設(有)	42,300,000	95.05%	低入	91.43	6.05	95.26
12	勝田建設(株)	42,380,000	95.21%	低入	91.21	5.80	94.81
13	岡山建設(株)	42,440,000	95.38%	低入	91.13	5.75	94.66
14	至徳建設(株)	42,500,000	95.52%	低入	91.00	5.65	94.53

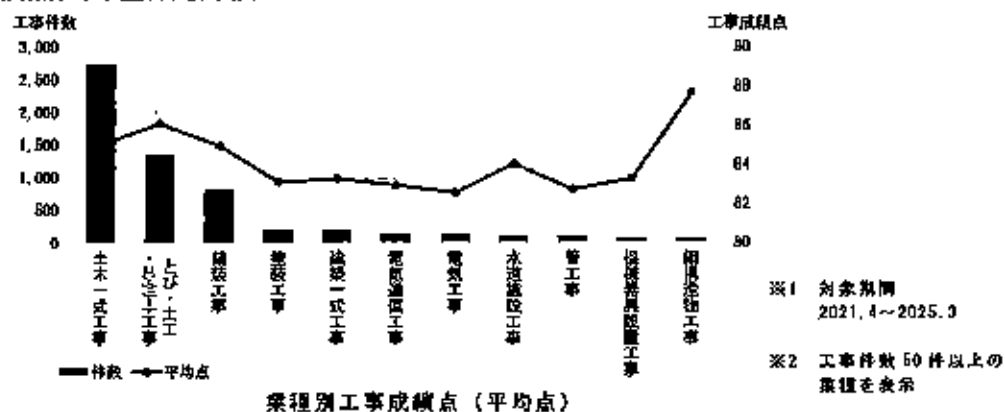
建設工事の総合評価落札方式における 評価方法の見直し（土木一式工事）

【取組番号 31】

建設工事の土木一式工事において、企業の技術力を適切に評価するため、総合評価落札方式の加点項目である工事成績の評価方法を見直したい。

1 現状

- 総合評価落札方式の建設工事の業種は、土木一式工事が最多
- 土木一式工事は、受注したすべての工事の工事成績点の平均で企業を評価
- 専門性が高い工事（とび・土工・コンクリート工事、舗装工事など）は、業種別の工事成績点により企業を評価



2 見直し内容

総合評価落札方式の土木一式工事において、工事成績点の対象工事の業種区分は、「土木一式工事のみ」を基本としたい。

【現行】

業種	工事成績点
(土木一式)	85
建築一式	83
電気	78
管	78
現状土木一式	81(上記平均)

【見直し案】

業種	工事成績点
土木一式	85
建築一式	83
電気	78
管	78

3 効果

評価対象業種を土木一式工事のみにすることで、企業の技術力を適切に評価することができるため、一層の品質の確保を図ることができる。

4 実施時期

令和 8 年 1 月 1 日の入札公告案件からの適用を予定

第3回緊急輸送道路パトロール訓練概要（協会案）

第1回と同様、協会各支部と建設事務所が協力して実施する。

2月の実施とするが、実施日は各支部が建設事務所（維持管理課）と相談の上で決定する。

これまでおよび本年度2回の訓練実施により、協会の Survey123 による写真投稿の習熟度はかなり高まったと考えられることから、実施時期も考慮し机上での訓練とする。

なお、降雪および積雪の状況により、計画した日に実施出来ないこともやむ無しとする。

【目的】

- ・ Survey123 により情報を正確に投稿し、その情報を的確に 2D ビュアーへ反映させる。
- ・ 『通行不能状況』を 2D ビュアーで確認する。
- ・ 『パトロールの進捗状況』をダッシュボードで確認する。

【実施内容】

- ① 会員企業は、緊急輸送道路のパトロール（実際行うかは別）結果について、Survey123 で報告（『パトロール完了も異状無し』、『通行不能箇所（×）』の写真投稿）
- ② ①の報告を受けた建設事務所は、『パトロール完了区間』および『通行不能の箇所（×）あるいは区間（着色）』を 2D ビュアーで入力
- ③ 会員企業は、通行不能の箇所あるいは区間を 2D ビュアーで確認
- ④ 企業側、建設事務所および県庁は、パトロールの進捗状況をダッシュボード上のマップおよびグラフで確認

【必要となる事前準備】

事前に、以下の方法で情報提供して頂けると準備作業がはかどるとの事です。

後日、具体的な情報提供の方法をお伝えします。

- 各企業より、担当する路線および区間の始点と終点を Survey123 でデータ投稿していただく。ただし現場に行く必要はなく、事務所等から位置を調整して送っていただく方法でかまいません。
- Survey123 のコメント内に、業者名、路線名、「始点」と「終点」を記載いただく。（路線ごとの担当企業リストを頂ければ、路線名は省略でも構いません）

※ 現在、県および長野技研と詰めている段階であり、上記の内容は変更することがあります。

長野県道路除融雪検討会の設立について

●検討会設立の経緯と目的

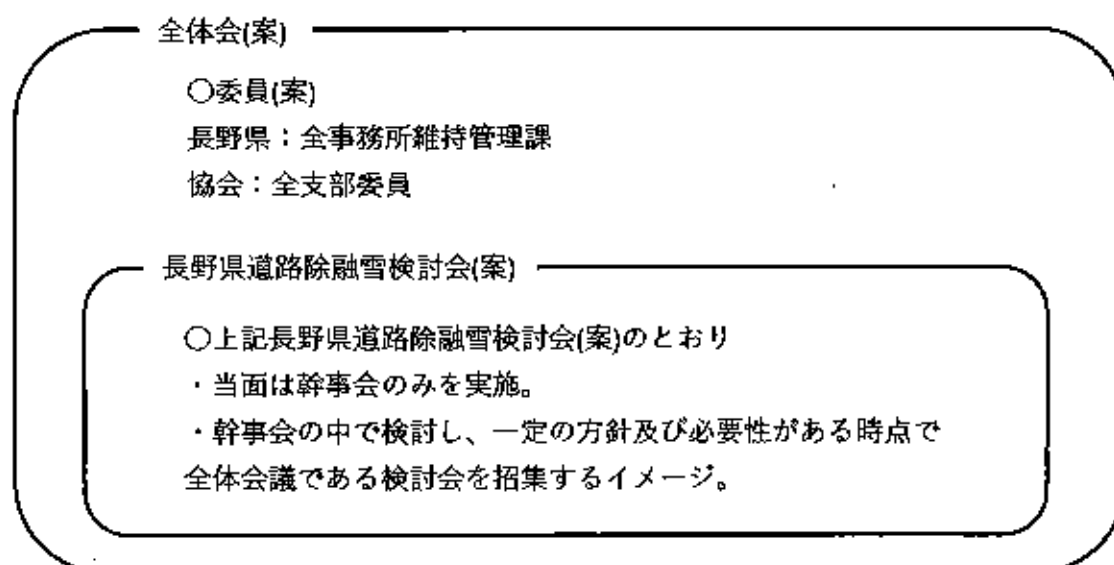
除融雪業務について、業者から今後の業務存続が難しいなど様々な意見が出ているため、令和6年度の地域を支える建設業検討会議において、除融雪業務のあり方について検討会を実施するよう要望があった。これを受け、建設業協会が業者を対象にアンケートを実施したところ、半数以上の業者から5年後に除融雪業務を「続けられない」「わからない」と回答があった。

そこで、担い手不足や除雪機械の老朽化等の課題解決のための取り組みを検討するため、「長野県道路除融雪検討会」を設置したい。

●長野県道路除融雪検討会(仮)

	長野県	建設業協会
会長	長野県建設部道路管理課長	
副会長		長野県建設業協会深澤会副会長
委員	技術管理室 佐久建設事務所維持係補佐 伊那建設事務所維持係補佐 北信建設事務所(中野)維持係補佐 松本建設事務所維持係補佐 大町建設事務所維持係補佐 長野建設事務所維持係補佐	北條委員長 大井副委員長 大原副委員長 南佐久支部委員 伊那支部委員 大北支部委員 中高支部委員
事務局	道路管理課企画幹 道路管理課維持舗装係	大月特任理事 岩下常務理事 宮尾労働安全部長

●進め方イメージ図



今後のスケジュール（案）

日付け	内容		備考
	長野県	建設業協会	
11月20日		・委員会にてメンバー決定	
	・事務所説明		
11月20日～12月10日	【事務局打合せ】メンバー及び進め方について下打ち合わせ		
12月11日	●分科会当日 ・メンバー、スケジュール等について提案		
12月16日	●地域を支える全体会議当日 ・メンバー、スケジュール等について報告		
1月中旬	●キックオフミーティング(第1回幹事会) ・幹事一同参加の上、進め方について確認		
後、4半期に1回程度			

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体試行要領

(平成23年4月1日 22建設第17号)

(改正 平成24年12月7日 24建設第271号)

(最終改正 令和3年12月1日 3建設第280号)

(最終改正 令和7年9月 日 7建設第 号)

(目的)

第1条 この要領は、長野県が発注する「小規模維持補修工事等に係る施工体制確立型契約方式試行要領」(以下「試行要領」という。)における地域維持型建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって「試行要領」に定める小規模維持補修工事及び除雪業務並びに凍結防止剤散布業務(以下「小規模維持補修工事等」という。)(除雪業務については、発注機関の長が当該業務も含めて工区設定した場合による)を遂行する共同遂行方式とし、分担工事型、出資比率型のどちらかの形態によるものとする。

(構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、制限を設けない。

(構成員の組み合わせ及び要件)

第4条 共同企業体の構成員の組み合わせは、建設業法第3条に規定する営業所のうち、長野県入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を有する営業所を当該発注現場事務所管内の提案参加要件書に提示する地域要件の区域内に有する者で、次の各号の要件を満たす組み合わせとする。

ただし、共同企業体の構成員のうち、試行要領第2(5)の業務に限り参加する者は、「除雪業務における委託契約要領」第4条に掲げる資格を満たせば除雪業務に限り参加できるものとする。

- 一 共同企業体として、いずれかの構成員が、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」かつ「舗装」の入札参加資格を有していること。
- 二 構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格を有していること。
- 三 全ての構成員は、提案参加資格要件に示す「営業所の所在地」の要件を満たしていること。
- 四 いずれかの構成員が営業所(県内営業所の本店扱い認定者の営業所である場合を除く。)において参加表明をする場合は、過去3年間に、長野県小規模維持補修工事の当番登録実績又は小規模維持補修工事等の受注実績があること。
- 五 構成員の資格総合点数については、制限を設けない。
- 六 共同企業体は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。

七 全ての構成員は、契約時に法定外労働災害補償制度に加入する者であること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

2 小規模維持補修工事等において、入札参加資格を有する営業所(主たる営業所を含む。)は、複数の共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、契約期間の完了後3ヶ月の精算事務の期間については、精算に係る業務に限りこれを妨げない。

(除雪業務を行う場合の構成員の要件)

第4条の2 除雪業務を行う構成員においては、除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

(出資比率)

第5条 各構成員の出資比率を設ける場合は、構成員数での均等に除した比率の10分の6以上とする。また、代表者の出資比率が構成員中最大とする。

(代表者)

第6条 代表者は、工事等の実施に関し、当企業体を代表して、県庁長と折衝する共同企業体を管理統括するものとし、工事等の実施に当たり主任技術者を配置するものとする。ただし、除雪業務においては、配置を求めないものとする。

(結成方法)

第7条 第4条及び第4条の2の要件を満たす者による自主結成とする。

(資格申請)

第8条 共同企業体が施工体制の提案に参加しようとする場合は、次に定める書類を知事に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 一 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書(様式1-1)
- 二 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書(様式2-1、様式2-2)
- 三 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請の審査関係書類

(共同企業体の入札参加資格)

第8条の2 小規模維持補修工事等に係る施工体制確立型契約方式への共同企業体の入札参加資格については、第4条第1項の第1号から第4号並びに第4条の2及び試行要領第3に適合しているかを審査のうえ、適当と認めたときは発注機関の長が付与(様式1-2)する。

(緊急時連絡体制表の提出)

第9条 契約企業体は、工事契約締結後、すみやかに共同企業体の緊急時連絡体制表(任意様式)を提出しなければならない。

附 則

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
- 1 本要領は、平成23年1月1日から公告する対象工事から適用する。
附 則
- 1 本要領は、平成24年1月1日から公告する対象工事から適用する。
附 則
- 1 本要領は、平成25年1月1日から公告する対象工事から適用する。
附 則
- 1 本要領は、令和4年1月1日から公告する対象工事から適用する。
附 則
- 1 本要領は、令和5年1月1日から公告する対象工事から適用する。

様式1-1

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

長野県知事 様

共同企業体の名称

代表者の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

このたび、道務責任によって長野県が完遂する小規模維持補修工事等を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、別添指定の資料を添えて当該工事の入札参加資格の審査を申請します。

また、当該小規模維持補修工事等について、年 月 日から解散するまでの間、次の権限を重共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 小規模維持補修工事等の遂行に関し、当企業体を代表して長野県と折衝する権限
- 2 小規模維持補修工事等の入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 小規模維持補修工事等に係る代金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他、小規模維持補修工事等に関し、請届・露報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式1-2

〇〇第 号
令和〇〇年（ 年）〇月〇日

〇〇〇〇〇共同企業体
代表者 〇〇〇〇〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

長野県〇〇建設事務所長

地域維持型建設共同企業体入札参加資格の付与について（通知）

令和〇〇年（ 年）〇月〇日付けで申請のありました入札参加資格については、
下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 資格付与する入札に係る対象工事等
令和〇〇年度小規模維持補修工事等（施行体制確立型契約方式）
- 2 資格付与期間 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日

長野県 〇〇建設事務所〇〇課
〇〇〇係
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
電 話
防災無線
ファクス
E-mail

小規模維持補修工事地域維持型建設共同企業体協定書[出資比率型](案)

(目的)

第1条 当企業体は、令和〇〇年度小規模維持補修工事(道路、河川、砂防、都市公園)(以下「工事」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は〇〇共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を続け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名称をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金(部分払い金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、工事に係る長野県との契約内容に変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

2 金銭以外の出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。

(工事の履行構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して確実に履行する責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名称により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

(工事の分担)

第12条 各構成員の工事の分担の詳細は、運営委員会で定める。

(構成員の必要経費の分担)

第13条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 工事中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(決算)

第15条 当企業体は、工事の完了時に決算するものとする。

(利益の配当の割合)

第16条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第17条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(請負期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第19条 構成員は、長野県及び構成員全員の承認がなければ当企業体が工事を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事期間途中において脱退した者(以下「脱退構成員」という。)がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有し

ていた出資の割合を残存構成員の出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員への出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から脱退構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(工事期間途中における構成員の辞退又は解散に対する措置)

第20条 構成員のうちいずれかが工事期間途中において辞退又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 当企業体が解散した後においても、工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。なお、1通は発行者提出用とする。

年 月 日

所在地
商 号
代 表 者

印

所在地
商 号
代 表 者

印

所在地
商 号
代 表 者

印

様式2-1-2

除署名欄含む用

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書[出資比率型](案)

(目的)

第1条 当企業体は、令和〇〇年度小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務(道路、除雪、河川、砂防、都市公園)(以下「工事等」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は〇〇共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事等を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事等に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代 表 者

所在地

商 号

代 表 者

所在地

商 号

代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事等の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金(部分払い金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、工事等に係る長野県との契約内容に変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

小規模維持補修工事地域維持型建設共同企業体協定書[分担工事型](案)

(目的)

第1条 当企業体は、令和〇〇年度小規模維持補修工事〔道路、河川、砂防、都市公園〕
(以下「工事」という。)を共同連携して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は〇〇共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名称をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金(部分払い金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次を基本とする。ただし、分担工事について発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇地区

〇〇株式会社

△△地区

△△株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。

(工事の履行構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して確実に履行する責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

(工事の分担)

第12条 各構成員の工事の分担の詳細は、運営委員会で定める。

(構成員の必要経費の分担)

第13条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 工事中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(決算)

第15条 当企業体は、工事の完了時に決算するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第16条 構成員がその分担工事等に関し、発注者及び第三者等に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を負えるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第17条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(請負期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第18条 構成員は、長野県及び構成員全員の承諾がなければ当企業体が工事を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事期間途中において脱退した者(以下「脱退構成員」という。)がある場合においては、残存構成員が共同連携して工事を完了する。

様式2-2-2

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書〔分担工事型〕（案）

（目的）

第1条 当企業体は、令和〇〇年度小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止対策事業（道路、除雪、河川、砂防、都市公園）（以下「工事等」という。）を共同進捗して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を 愛媛県に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事等を営むことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事等に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事等の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札等及び見積内訳書の提出、請負代金（部分払い金を含む。）の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事等の額）

第8条 各構成員の工事等の分担は、次を基本とする。ただし、分担工事等について発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員は、脱退構成員が脱退前に有していた分担工事を残存構成員により分担するものとする。

（工事期間途中における構成員の継承又は解散に対する措置）

第19条 構成員のうちいずれかが工事期間途中において継承又は解散した場合においては、

第15条第2項、第3項、前条第2項および第3項の規定を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条 当企業体が解散した後においても、工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同進捗してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。なお、1通は発注者提出用とする。

年 月 日

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

〔小規模維持業務〕	〇〇地区	〇〇株式会社
	△△地区	△△株式会社
〔除害業務〕	〇〇地区	〇〇株式会社
	△△地区	△△株式会社
〔凍結防止類散布業務〕	〇〇地区	〇〇株式会社
	△△地区	△△株式会社

2 前項に規定する分組工事等の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を改め、工事等の業務の遂行に当たるものとする。

（工事の履行構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して該責任を履行する責任を負うものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事等の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

（工事等の分組）

第12条 各構成員の工事等の分組の詳細は、運営委員会で定める。

（構成員の必要経費の分組）

第13条 構成員は、その分組工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分組を受けるものとする。

（共通費用の分組）

第14条 工事等の発注に発生した共通の経費等については、分組工事等の額の割合により、運営委員会において各構成員の分組額を決定するものとする。

（決算）

第15条 当企業体は、工事等の完了時に決算するものとする。

（構成員の相互間の責任の分組）

第16条 構成員がその分組工事等に関し、発注者及び第三者等と与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が賠償するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

~~4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。~~

（権利義務の譲渡の制限）

第17条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（請負期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第18条 構成員は、長野県及び構成員全員の承認がなければ当企業体が工事等を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事等の期間途中において脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事等を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員は、脱退構成員が脱退前に有していた分組工事等を残存構成員により分組するものとする。

（工事期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第19条 構成員のうちいずれかが工事等の期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項、第3項、前条第2項および第3項の規定を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条 当企業体が解散した後においても、工事等につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。なお、1通は発注者提出用とする。

年 月 日

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

小規模維持補修工事（及び除雪並びに凍結防止剤散布業務）

特記仕様書

第1条 総則

この特記仕様書は長野県土木工事共通仕様書（建設部）（令和〇年〇月〇日適用）（以下「共通仕様書」という。）に規定する特記仕様書で、小規模維持補修工事（及び除雪並びに凍結防止剤散布業務）に適用する。

1. 当該工事の施工にあたっての一般的事項は、「共通仕様書」によるものとする。
2. 受注者は、別紙「道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事に係る大規模地震発生時の道路パトロール運用要領」（以下、「運用要領」という。）により、大規模地震（震度6弱以上）が発生した場合、自主的に道路パトロールを行うこととする。

第2条 現場代理人及び主任技術者

1. 当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、請負者が入札時に提出した技術提案資料に記載した配置予定の者でなければならない。受注者は発注依頼された都度、現場代理人及び主任技術者を定めて現場に設置し、発注図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
2. 監理技術者は建設業法第94条第1項の規定による者でなければならない。また、他の工事との兼務は可能とするがその工事の請負額が4,500万円以上の場合には二名限りである。主任技術者は、~~建設業法第94条第2項の規定による者でなければならない。~~
3. 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。
4. 契約中における監理技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成23年12月19日付 国土建第349号、最終改正 令和7年1月28日付 不建技第147号）に定めるとおりとする。

第3条 施工計画書

1. 受注者は工事を実施するにあたって共通仕様書1-1-1-6に定める施工計画書を提出しなければならない。また、現場組織表を変更する場合は、速やかに提出しなければならない。
2. 受注者は施工計画書に基づき工事を実施する場合は、作業日、工程、箇所及び費量等について予め監督員と協議することとする。
3. 受注者は、運用要領（案）に基づくパトロールの実施体制表について、施工計画書に記載し、実施計画について予め監督員と協議することとする。

第4条 賃付機械等

当該工事において長野県が管理する建設機械を受注者に貸し付ける場合は、その取扱いについて別途定めるものとする。

第5条 廃棄物及び建設副産物

1. 受注者は、本工事の施工に伴い発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
2. 共通仕様書第1編第1章1-1-1-2.3建設副産物の第4項、第5項及び第6項の規定における備出にあたっては、事前に監督員の指図を受けるものとする。

第6条 施工管理等

1. 当該工事の施工管理は、「長野県土木工事施工管理基準」によるものとする。
2. 当該工事の事務管理は、「事務管理基準」によるものとする。

第7条 工事中の安全確保

1. 受注者は工事の施工にあたっては周辺の地形・地質・交通状況等に応じ、十分な安全確保に努めなければならない。
2. 工事期間中、特に夜間においては道路灯、バリケード等を設置し、十分な安全確保を行わなければならない。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合には、その管理者と立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡したうえで応急措置を講じ、受注者の負担により補修しなければならない。
5. 交通規制を伴う工事を実施する場合には、原則として交通誘導警備員を配置するものとし、資格者又は経験1年以上のものとする。ただし、交通量が少ない場合は監督員との協議のうえ、信号による規制等に代えることができる。

第8条 概算費量

当該工事の発注にあたり示した費量は概算費量であり、詳細については監督員の指示によるものとする。

第9条 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。また、その雇用する職員についても同様とする。

第10条 工事成績

当該工事は積算額に係わらず「長野県工事成績算定要領」の対象工事とはならない。

主任技術者の役割

○建設業法第26条

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは当該建設工事に関し（中略）に該当するもので当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（「主任技術者」）を置かなければならない。

○第26条の4

主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実におこなわなければならない。

代表者の役割

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体試行要領 第6条

○改正前

代表者は、共同企業体を管理統括するものとし、工事等の実施に当たり主任技術者を配置するものとする。ただし、除雪業務においては、配置を求めないものとする。

○改正後

代表者は、工事等の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝するものとする。

構成員の責任

小規模維持補修工事地域維持型建設共同企業体協定書（案）

第10条

○改正前

（構成員の責任）

各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任をおうものとする。

○改正後

（工事の履行）

各構成員は、工事の請負契約に関し、連帯して確実に履行するものとする。

第16条【分担工事型のみに適用】

○改正前

（構成員の相互の責任分担）

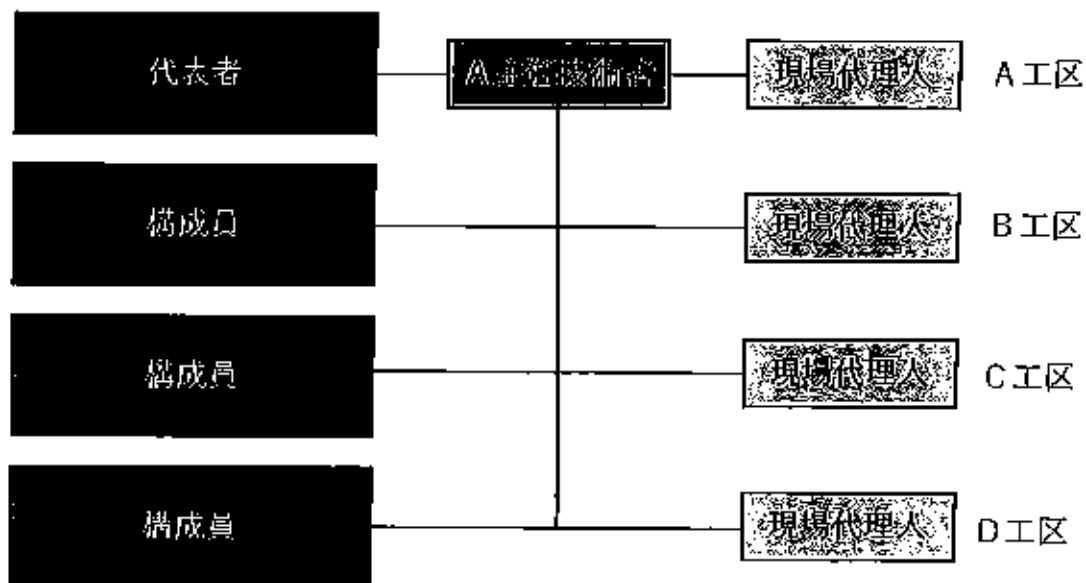
4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定される当企業体の責任を逃れるものではない。

○改正後

（構成員の責任分担）

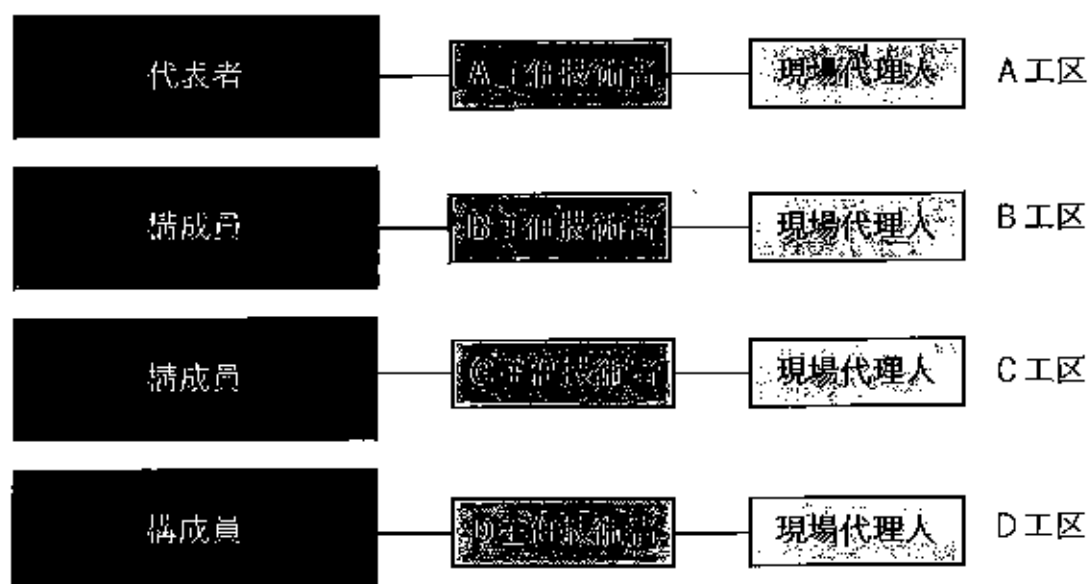
4 削除

【出資比率型のイメージ】



- ・ A主任技術者が全ての現場を管理する
- ・ 主任技術者の届け出は一人でも可

【分担工事型のイメージ】



それぞれの主任技術者がそれぞれの現場を管理する。
工区毎に主任技術者を通知する必要がある。

「地域を支える建設業」検討会議
令和7年度 第2回 技術力の確保・向上分科会

日 時：令和7年11月25日（火）

10時30分～12時

場 所：長建ビル 5階会議室

[次 第]

1 開 会

2 あいさつ

座 長 （一社）長野県建設業協会 依田 幸光 副会長

3 議 事

（1）県からの報告

- ・建設現場の働き方改革について 県資料1
- ・BIM/GIMハンズオン研修会の開催について 県資料2
- ・建設産業の次世代を担う人材確保の取組について 県資料3、4

（2）協会からの報告

- ・建設業協会における就労促進の取組について 協会資料1

4 意見交換

5 閉 会

出席者

一般社団法人 長野県建設業協会

副会長	依田 幸光
総務委員長	青木 孝尚
総務副委員長	増田 正
総務副委員長	長坂 広明
専務理事	小林 敏昭
総務部長	永原 祐二

長野県

建設政策課技術管理室

	主任専門指導員	関 貴幸
(企 画 班)	副主任専門指導員	山口 恭右
	担当係長	高橋 哲郎
	主査	宮澤 雅光
	主事	堀田 滯
(基準指導班)	副主任専門指導員	小西 陽子

建築住宅課

主任専門指導員	美谷島 淳
---------	-------

熱中症対策等に資する制度運用の柔軟化(変形労働時間制)

県資料 10

国土交通省
関東地方整備局

- 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日振り替えた場合においては、週休2日制における達成の判断を柔軟化。
- 1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。

■1年単位の変形労働時間制とは(労働基準法第32条の4)

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

■週休2日制における達成の判断の柔軟化

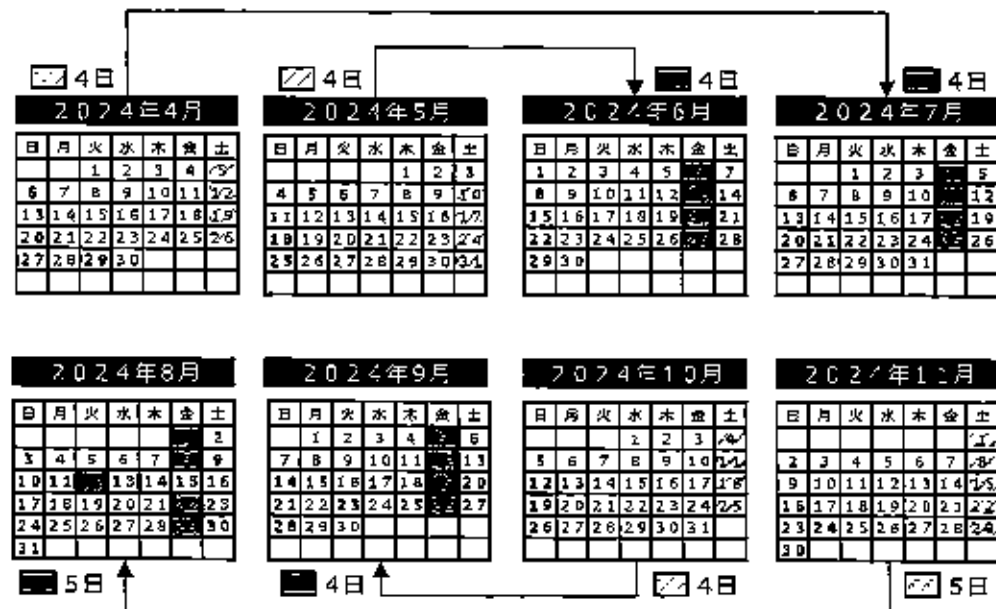
天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用した場合、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。

■変形労働時間制適用例

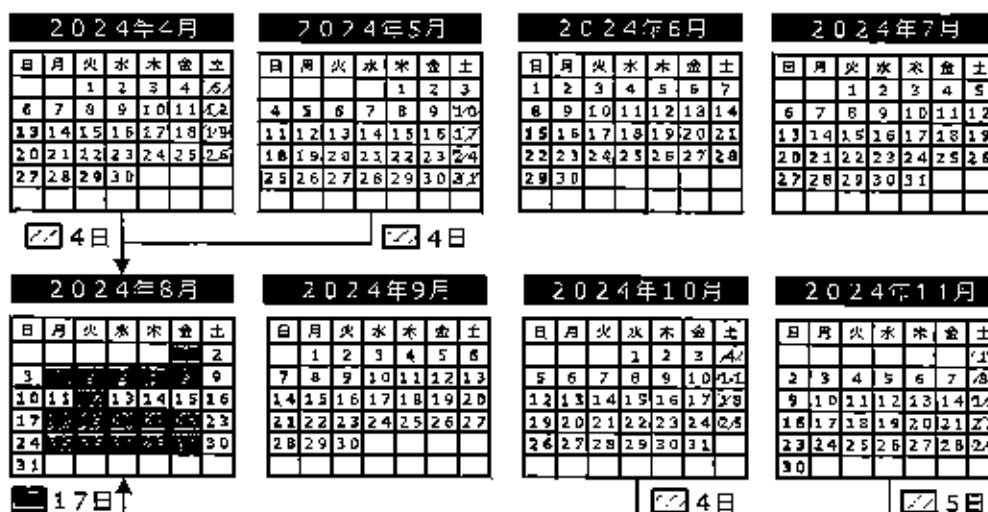
凡例1 ☐ 閉所日 ☒ 閉所日→作業日 ☒ 作業日→閉所日

凡例2 2024年●月 対象期間 2024年●月 対象期間外

(例1) 比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の金曜日等を閉所



(例2) 比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の8月を閉所



上記の例では1週40時間または1日8時間を超える労働時間が設定されている4月・5月・10月・11月を週休2日制の対象期間外とする

【宇都宮国道】熱中症対策等に資する猛暑を避けた工事発注

- ・猛暑による作業環境などが影響し、業界の魅力低下、ひいては働き方改革・担い手確保について懸念。
- ・建設業協会より猛暑の現場作業が若手リクルートの障害との問題提起と官民挙げた猛暑対策について強い要望。

(令和6年12月「栃木県建設業協会との意見交換会」)

宇都宮国道では舗装工事において、**猛暑期間(7月～8月)に現場作業を休工**(内業または準備期間)する取り組みを試行的に実施。

※ R5～6年度の舗装工事にて受発注者間協議のもと2件実施

＜猛暑期間を避けた舗装工事のイメージ＞

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全体	★契約									★検査	
										★支払い	
A工区	準備等										
B工区					準備等					等	

猛暑期間の現場作業休工

※参考
試行工事では、下記の取り組みも実施
①夜間施工を昼間施工に変更
②ICT施工を実施
(3D起工測量、路面切削半自動)

～現場(受注者、作業者)の声～

- ・会社 : 猛暑期間を避けることにより、社員の健康管理や働き方改革に寄与。
- ・会社 : 猛暑期間の現場管理が必要ないため、会社の社員旅行を秋から7月に変更し全員参加が出来た。
- ・作業者 : 作業員の高齢化により、猛暑期間を避けることは心身ともに非常に良い取り組み。
- ・作業者 : 繁忙期を避けるなど夏休み取得時期の自由度が広がった(従来はお盆シーズンのみ)。

○その他のメリット

- ・猛暑期間を避けて施工(舗装温度50度以下で交通開放)することで、舗装の品質管理にも寄与。

➤ 取組み実施に当たって、宇都宮国道では原則、以下の特記仕様書に明示。

「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」

4

➤ 令和7年6月現在、特記記載の契約済み16工事中6工事において、受注者が猛暑期間を回避する取り組みを実施(予定含む)。

長野県主催

令和 7 年度

初心者向け

各 CPD 対応

基礎から
学ぶ

BIM/CIM ハンズオン講習会



長野県の BIM / CIM 活用業務・工事の普及に向け、建設関係事業者の皆様を対象とした「BIM / CIM のハンズオン講習会」を開催いたします。

BIM / CIM の概要説明ほか、BIM / CIM にまだ取り組んだことのない方や、3DCAD ソフトの操作経験が少ない方向けに、各業種で利用される代表的なソフトウェアの基本操作を体験いただけます。

今回は「測量・設計業」、「地質業」、「建設業」の 3 部門を県内 3 か所で開催します。

内容、日時、会場をご確認の上、希望者は、下記申し込みフォームからお申込みください。

開催日	会場	テーマ・使用ソフト (概略)	主な対象者	CPD
11/21 (水)	明勝イカル グループ	「点群・3次元設計データ活用入門」 データ活用による円滑な情報連携と業務効率化 TREND-POINT/CORE (測量設計業向け)	測量設計業 建設業	測量設計 CPDS
11/27 (水)	上小建設会館	「オープンデータを活用した 3D 設計と 住民説明会資料作成」 V-nos Cloud (測量設計業向け)	測量設計業 測量設計業	測量設計 CPDS
2/5 (水)	伊那市防災コミュニティセンター	「BIM/CIM モデルとは? BIM/CIM モデルを 施工現場で活用するポイント」 INNOSITE (建設業向け)	建設業	設計 CPDS

- 対象者 初心者・未経験者 (これから BIM/CIM を始めたい県内企業の技術者)
- 参加費 無料
- 開催時間 9:50 ~ 17:00 (昼食休憩あり) ※9:30 ~ 受付 / ログイン可
- メ 切 2025 年 12 月 15 日 (月)
- 定 員 各 20 名 × 3 回 (応募者多数の場合は未受講者優先。結果は締め切り後メールにてご連絡いたします)
- C P D 測量 CPD (1/21, 27 のみ)、設計 CPD、CPDS (申請代行します) : 各 6 ポイント予定
- 持ち物 筆記用具 (PC はこちらで用意します)

【オンラインでのライブ配信をします】< 定員なし >

当日会場での参加ができない方や、抽選に漏れてしまった方はオンライン参加も可能です。サンプルデータの提供もありますので対象ソフトをお持ちの方は実際にご自身の PC にて操作体験もしていただけます。(CPD 対象外 / 要申込)

プログラム

☆適宜休憩をはさみます

- 9:50 ~ 10:00 主催者あいさつ
- 10:00 ~ 11:00 BIM/CIM の概論
- 11:00 ~ 12:00 実習

----- 昼食休憩 ----- 昼食は各自にてお願いします

- 13:00 ~ 17:00 実習

☆受講の前 (申込時) と終了時にアンケートを実施いたします

☆会場参加の場合、部分受講や途中退場は不可

会場

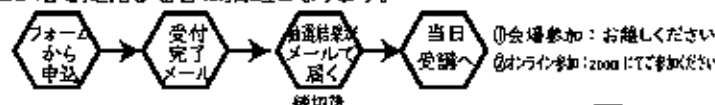
- 1/21 長野市リサイクルプラザ 2F 「会議室」: 銅鑼2184-1
: 駐車場有。室内飲食不可 (館内に食堂有)
- 1/27 上小建設会館 2F 「大ホール」: 上田市材木町1丁目2-31
: 建物前の通りは一方通行です
: 駐車場 20 台まで。会場内での飲食可
- 2/5 伊那市防災コミュニティセンター 「第1研修室」
伊那市5824番地1: 駐車場有。会議室内での飲食可

オンライン

zoom ミーティングを利用します。後日メールにて URL をお送りします

申し込み

右下の QR コードもしくは、IT アドバイザーセンターの HP より。
20 名を超える場合は抽選となります。



お問い合わせ

長野県 (担当部署: 建設部建設政策課技術管理室)

お問い合わせ先

(一社) 長野県測量設計業協会 / 長野県建設業協会

お問い合わせ先

NPO 法人長野県 IT アドバイザーセンター

●TEL026-292-7411 ●info@it-ad.com ●https://www.it-ad.com

建設産業の次世代を担う人材確保・育成の取組について

- 暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行。建設産業が持続的に発展していくためには担い手の中長期的な確保・育成が不可欠
- 産学官が連携した現場見学会や体験学習、企業との交流会などにより、次世代を担う若者が建設産業の魅力ややりがいを広く認識し、県内の建設産業を就職先として選択してもらえるよう、あらゆる世代に向けた取組を実施

1 小・中学生とその保護者を対象とした建設産業の魅力・やりがい発信

(1) 現場見学会

- 小・中学生とその進路に影響が大きい保護者を対象とし、建設産業のリアルが体感できる現場見学会を開催
- R7は10月25日に「親子ふれあい見学会」として、北信地区で親子を対象に土木の魅力が体感できるバスツアーを実施
- 募集40名に対し、約250名から応募があり大盛況。
- 3月には親子で楽しめる体験型イベントも計画中

質問 8 本日の見学会に参加されていかがでしたか？ (口で答えず)

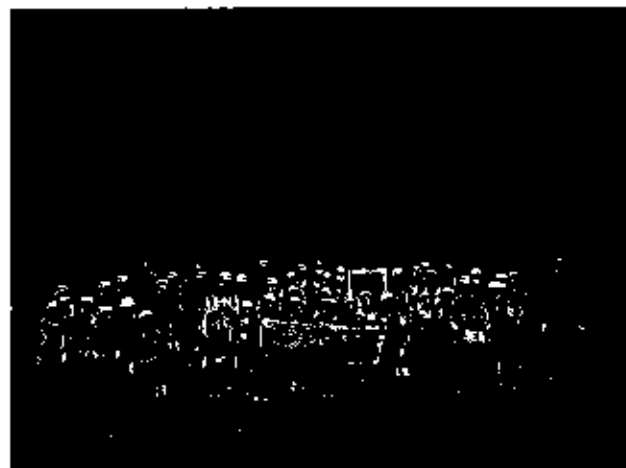
① とてもよかった ② どちらとも思えない
③ ぶつかった ④ よく知った

理由も白紙で下さい

大満足だった。建設業のリアルが分かった。説明がわかりやすく、人がやさしい。おかげで興味を持った。

質問 12 見学会の感想やご意見、ご質問などがありましたらご自由に記入してください。

ブルドーザーがカッコイイ
トンネル工事の中にトンネル内部も思ってたよりキレイな気がした。
この様な見学会をたくさんやってほしい



現場見学会
(山清路トンネル施工現場)



流域治水の取組を学ぶ中学生
(中野市立高社中学校)

(2) 中学生のキャリア教育

- 地域の守り手である建設業協会各支部と県現地機関が連携し、災害復旧や流域治水への取組など、地域に貢献する姿や、建設産業の安全確保、DXの取組などを中学生に伝える出前講座を実施 (R3から)
- R7は前年度よりさらに拡大し、7校で実施 (予定) (南信地区では初開催)

2 高校生を対象とした就業促進

(1) 高校におけるキャリア教育

- 中学生のキャリア教育と同様、「総合的な探求の時間」等を活用し、普通科高校の生徒が進路を考える際の参考となる出前講座を実施 (R6から)
- R7は前年度より拡大し、2校で実施

(2) 建設系学科高校生の就業支援

- 建設産業の実践的な学びの場として、産学官が連携し、測量・設計・工事を実践できる学びのフィールド提供と講師派遣を実施
- 就業後、即戦力として活躍できるよう、必要な資格取得を支援する 試験準備講座を実施
- R7も引き続き各校で実施 (予定)



建設業の新技术を説明
(諏訪実業高校)



刈払機作業安全衛生講習
(飯田OIDE長姫高校)



陸上競技場建設現場見学
(上田千曲高校)

3 大学生・移住希望者などを対象とした就業促進

(1) 大学生・専門学生の就業支援

- 建設部職員の出身校のOBネットワークを活用し、講義やイベント出展を通じて、県内建設産業や県土木技術職への就業機会を広げるPRを実施
- R7は信州大学、長野高専などで職員がそれぞれ工夫を凝らして実施
- 都市圏の大学生・専門学生が県内建設産業や県土木技術職に就業する機会を創出するため、イベント等に出展
- R7は12月4～5日に名古屋市で開催される建設技術フェア2025in中部の学生交流ひろばに出展予定



信州大学農学部80周年記念事業
ホームカミングデーへ出展

(2) 移住希望者への就業支援

- 長野県へのUIターンや移住を考える方が参加するイベントの開催や「移住フェア」などへの参加により、移住に合わせて県内建設産業への就業を促す説明を実施
- R7は7月12日東京で開催された「信州で暮らす働くフェア」に建設業協会と合同で出展
- 新たな試みとして、首都圏在住で長野県への移住を希望する女性を対象に令和7年11月22日に銀座NAGANOで「けんせつ小町と語る 長野で暮らす働く魅力発見座談会」を開催



「移住フェア」に参加し建設産業をPR



首都圏の女性に移住と建設産業の魅力をPR

4 あらゆる世代に向けた建設産業の理解深化

(1) コンテンツの作成・活用

- 建設産業従事者が語る“信州で働く魅力とキャリアパス”や、インフラ整備と維持管理、災害復旧などの建設産業の役割が学べるコンテンツを作成。また様々な媒体を通じて建設産業の魅力や役割をPR
- R7は前年度作成した動画3本をYouTubeや県庁玄関ホールで公開するとともに、出前講座やイベント等で活用
- 11月18日の土木の日に合わせて、ラジオで特別番組を放送。その後も一定期間、CMで建設産業をPR

(2) 建設産業の働き方改革と多様な働き方

- 建設産業が今まさに変革を迎え、多様な働き方のできる魅力ある産業となっていることを広く知っていただくとともに、さらなる働き方改革、人材の定着を進めるためのセミナーや講習会を開催
- R7は、令和8年1月下旬、県内4会場で県内本店の建設企業を対象として「建設産業働き方改革セミナー」を開催を計画。近年注目される「建設ディレクター」等の導入効果や活用事例を紹介予定

建設産業の魅力を伝える動画

「新技術編」「役割編」「魅力編」
の3本を公開しています！

大切な人の
暮らしを支える
建設産業とは？

信州の建設産業で
働いています

建設産業の新技術を紹介！

長野県
長野県の建設産業魅力発信ページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/miryokuwharashin.html>

令和7年度

建設産業働き方改革セミナー

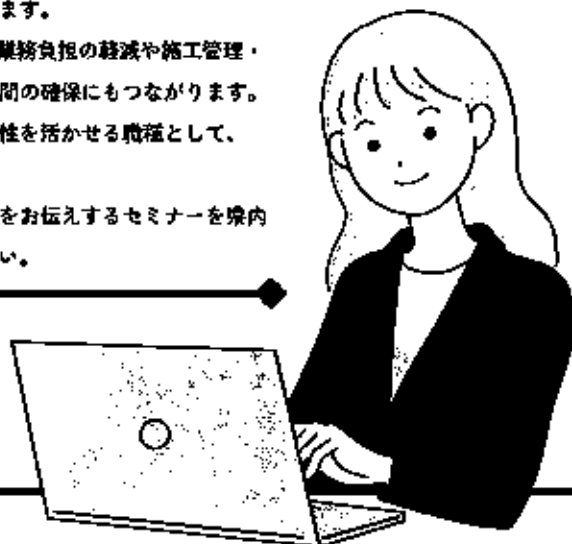
近年、建設産業の働き方改革への取組として、「建設ディレクター」が注目されています。

ITとコミュニケーションで現場とバックオフィスをつなぐ職種であり、現場技術者の業務負担の軽減や施工管理・安全管理といった本来業務への専念が可能となるほか、技術継承や人材育成に充てる時間の確保にもつながります。

また、「建設ディレクター」として多くの女性が活躍しており、柔軟な働き方や専門性を活かせる職種として、業界全体の魅力向上と新規入職者の確保・促進が期待されます。

このたび、「建設ディレクター」の取組や導入効果、具体的な活用事例等の最新情報をお伝えするセミナーを県内4会場で開催しますので、今後の組織運営等を検討する契機として、ぜひご参加ください。

参加対象 長野県内に本店を有する建設企業の方



※全4回のセミナーの参加費は無料です

第1回

日時 令和8年1月22日（木）14:30～16:00

場所 松本合同庁舎 502号会議室

定員 30名

第2回

日時 令和8年1月23日（金）9:30～11:00

場所 飯田合同庁舎 502・503号会議室

定員 30名

第3回

日時 令和8年1月29日（木）15:00～16:30

場所 長野県庁議会棟 401号会議室

定員 30名

第4回

日時 令和8年1月30日（金）9:45～11:15

場所 佐久合同庁舎 講堂

定員 60名

講師

一般社団法人 建設ディレクター協会 藤田 歩実 氏、阿部 万紀子 氏

申込方法 ※申込期限：令和7年12月26日（金）まで

以下のURL又は右の二次元コードから、参加希望の回にお申込みください。（各回の内容は基本的に同様）

<https://forms.office.com/r/5KLdqeCUWt>

留意事項

1社あたりの参加人数制限はありません。（申込期限内であっても、定員に達した場合は受付を締め切ります）
セミナーの詳細は参加者へ別途ご連絡します。また、セミナーのオンライン配信は行いません。

申込フォーム



主催：長野県

問合せ先：026-235-7294（建設部建設政策課技術管理室）

外国人材の雇用実態等に関する アンケートについて

令和 7 年11月25日

建設部 建設政策課 技術管理室

外国人材の雇用実態等に関するアンケートの概要



■ 目的

建設産業の担い手確保の一環として、外国人材の活用における県内の実態や課題等を把握し、今後の県の取組みの参考とする

■ 対象

長野県建設業協会の会員

回答：130件

■ 実施期間

令和 7 年10月 2 日～10月10日

※締切りを過ぎて回答いただいたものも反映

ご回答いただいた企業の基礎情報



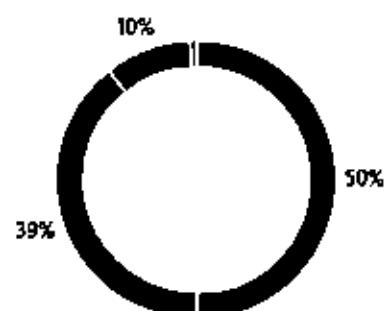
業種

● 総合工事業	119
● 職別工事業	9
● 設備工事業	2



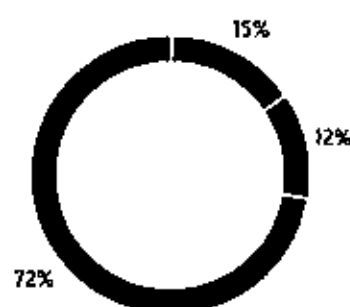
従業員規模

● 1~19人	65
● 20~99人	51
● 100~299人	13
● 300人以上	1



外国人材の雇用状況

● 現在、雇用している	20
● 過去、雇用していた	16
● 雇用したことはない	94



3

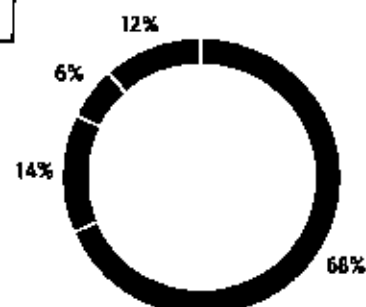
アンケート結果（制度等）



現在の制度で来日する人材のスキルや特性は、貴社が本当に求める人材像と合致していると感じますか。

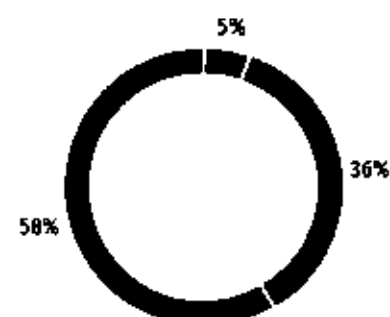
技能実習制度・特定技能制度で定められている「従事可能な業務範囲」を知らない割合は約75%

● 1. 現在の制度を知らない	89
● 2. 合致している	18
● 3. 合致している部分もあるが、十分ではない	6
● 4. 合致していない	15



令和7年4月に国土交通省が発行した「外国人建設技術者の採用・定着に向けたハンドブック」を知っていますか。

● 1. 知っている	7
● 2. 聞いたことはあるが内容は知らない	47
● 3. 知らない	76

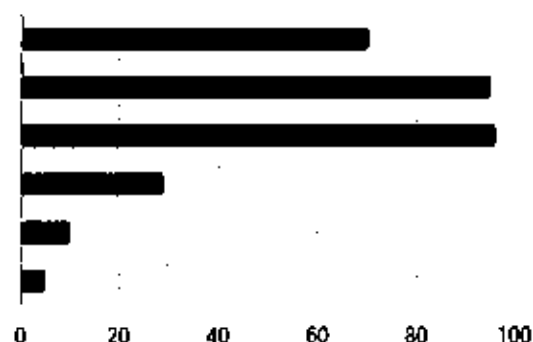


アンケート結果（外国人材に求める能力等）



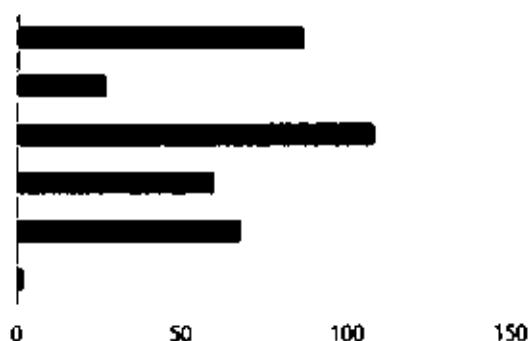
外国人材に求めるスキルや能力について。（特に重視するものを3つまで）

- 1. 特定の専門技術・技能（例：〇〇の設備技術、〇〇機械の操作） 70
- 2. 日本語でのコミュニケーション能力（日常会話レベル） 95
- 3. 日本語でのコミュニケーション能力（業務上の指示理解、報告書作成など） 96
- 4. 基本的なPCスキル（Word, Excelなど） 29
- 5. マネジメント能力・リーダーシップ 10
- その他 5



スキルや能力以外で、外国人材に期待する人物像。（特に重視するものを3つまで）

- 1. 学習意欲、成長意欲 97
- 2. 主体性、積極性 27
- 3. 協調性、チームワーク 108
- 4. 日本の企業文化への理解・適応力 60
- 5. 長期的な定着・貢献意欲 68
- その他 2

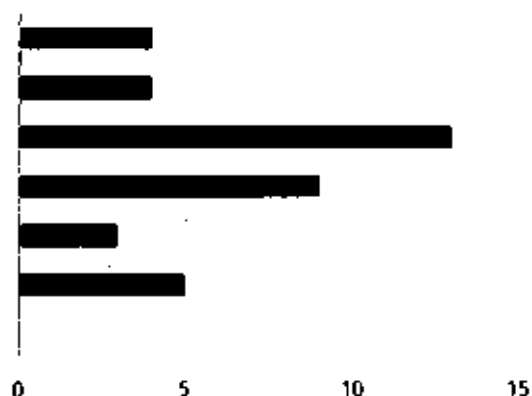


アンケート結果（外国人材に求める能力等）



外国人材を受け入れた後、貴社が特に育成が必要だと感じた点や、期待と異なると感じた点。（複数回答可）

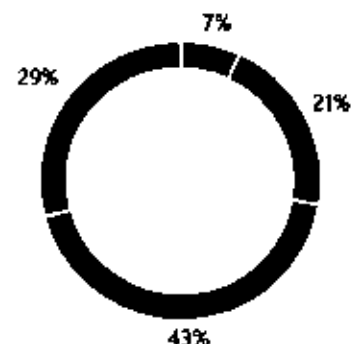
- 1. 期待どおり 4
- 2. 専門技術・技能の習熟度 4
- 3. 日本語でのコミュニケーション能力（日常レベルの会話） 13
- 4. 日本語でのコミュニケーション能力（業務上の指示理解・報告レベルの会話） 9
- 5. 日本の労働慣行や企業文化への理解 3
- 6. 学習意欲や主体性 5
- その他 0



アンケート結果（外国人材受け入れの必要性・不安等）

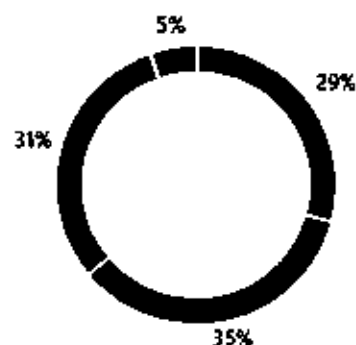
現在、外国人材を必要とされていますか。また、今後、必要になるとお考えですか。

- 1. 現在必要 9
- 2. 今後必要 27
- 3. 必要だと感じていない 56
- 4. 分からない 38



外国人材の受け入れに関して不安な点がありますか。

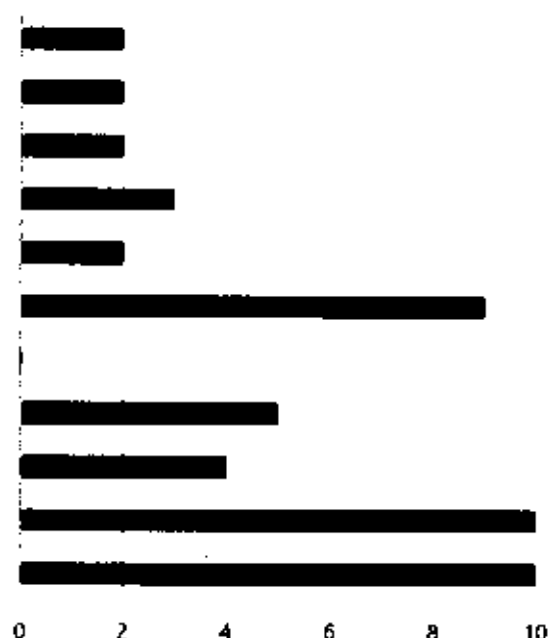
- 1. 契約途中での帰国・転職・失踪等 38
- 2. 言語の違いによる労災リスク 45
- 3. 社内体制（日本語教育、生活支援、相談窓口、など）の整備 40
- その他 7



アンケート結果（外国人材受け入れの必要性・不安等）

これまでに雇用した外国人材で離職された方がいる場合、その主な理由。

- 1. 待遇・労働条件への不満（給与、労働時間、休暇など） 2
- 2. キャリアや仕事内容への不満（昇進・昇給の見込み、スキルアップ、仕事のミスマッチなど） 2
- 3. 職場の人間関係 2
- 4. 都市部での就労・生活を希望したため 3
- 5. （現地域での）より条件の良い会社への転職 2
- 6. 個人的・家庭の事情（母国への帰国、家族の健康問題など） 9
- 7. 会社の支援体制への不満（日本語教育、生活サポートなど） 0
- 8. 理由は不明 5
- 9. 失踪 4
- 10. 雇主者はいない 10
- その他 10



その他ご意見 まとめ（その1）



■どのような職種で外国人材が必要だと考えていますか。（複数回答可）

- 機械オペレーター
- 管理技術者
- 普通作業員
- 特殊作業員
- 特定技能
- 型枠工
- 多能工
- 運転手
- 人手不足を補うためなので技能は就業後に取得すればよい etc

■育成就労制度（R9～）開始にあたり、現時点での課題・懸念について。

- 転籍による離職者が増える（1年たって都市部の好条件なところに等）
- 日本文化への順応力、日本語教育
- 生活面（食事、住居）等経費がかかる、手続きが負担
- 中小企業において外国人労働者への教育・サポート体制を整える余力が限られている場合が多く、制度を運用していくにあたり費用面や人的・時間的負担を大幅に増加させる必要がある
- 新制度での単独型育成就労の要件がまだ不明なため注視している
- 制度自体がよくわからない、もう少しわかりやすく周知してほしい etc

9

その他ご意見 まとめ（その2）



■外国人材雇用の検討状況や、実際に雇用してみてもの率直な受け止めなど。

- 技能実習生の中途半端な立場。学生でもなく労働者でもない
- 以前雇用したが、他の外国人とトラブルが発生した
- 指導員の時間が圧倒的に少ないため、指導＋日本語教育等に手が回らない
- 一所懸命働くが、日本語の習得に個人差がある
- 就職してからお互いに希望の職種でなかった場合、相手も簡単に離職できないし、雇用側も解雇できないのが不安
- 日本語力が一番重要だと思う。日本語力が伸びないと仕事も任せられない
- 外国人に限らず、意欲のある人は伸びる
- 災害等が発生すれば必要だが、長野県の地域でこれ以上の商圏拡大が見込めず、永続的に雇用できるわけでない人材の必要性に悩みを持っている etc

■今後、外国人材を受け入れたいと思う（思わない）理由について。

- 日本人の労働者が少ないから（若年層の高い離職率、直営作業員の高齢化など）
- 人手不足で求人を出してもなかなか応募がない
- 将来性を考えると不安もあるが、人材不足の現実もありその狭間で悩んでいる
- 企業の経験談を聞きたい（情報が不足していて漠然とした不安がある）
- 今以上に外国人が増えると育成する側の人材の手が回らない
- 受け入れ体制が出来ていないので難しい
- 日本人の採用で十分カバーできていて必要性を感じない
- 外国人の受け入れを検討したことがない etc



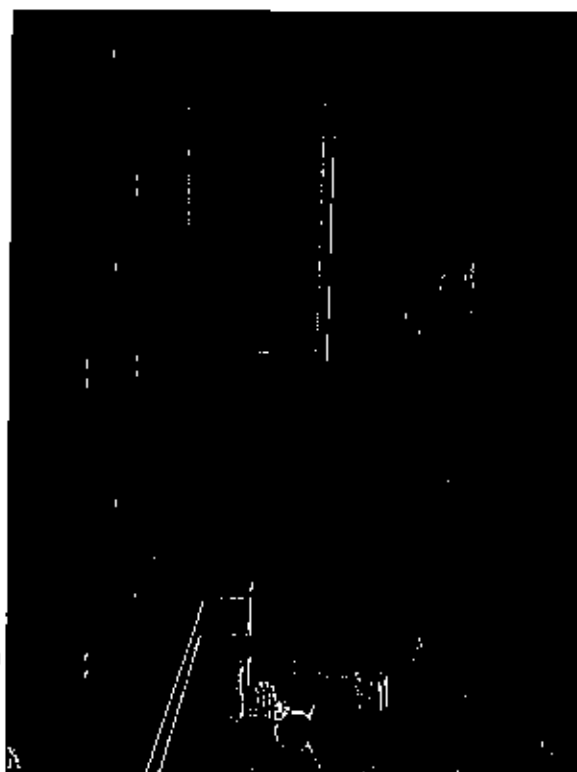
■外国人材の受け入れ体制に関する支援等について、県に期待すること。

- 外国人採用の窓口になってほしい
- 外国人雇用に対する助成金（受入機関に支払う手数料や住居の家賃等の補助）
- 雇用にあたっての事前事業者登録等、手続きの簡素化
- 人材を斡旋するセクションの設置
- 制度説明や研修会の開催（すでに採用している企業の状況説明など）
- 受入れ後の研修会（法的違反行為の実例パンフレットの説明など）
- 長野市には入管、技能実習機構などの機関が集約されているので、各種セミナーを開催してほしい
- 日本語への理解度を図る研修や、日本独特のマナーなどの教育、県が推進する事業に対して、県から派遣される一時実習生の制度の確立
- 検定会場（現在は松本のみ）の整備や、検定に必要な器具設備の整備（とびの場合足場材を持ち込むのでユニックやトラックが必須）
- 現地（外国）での合同面接会などの開催
- 安定した工事量の確保 etc

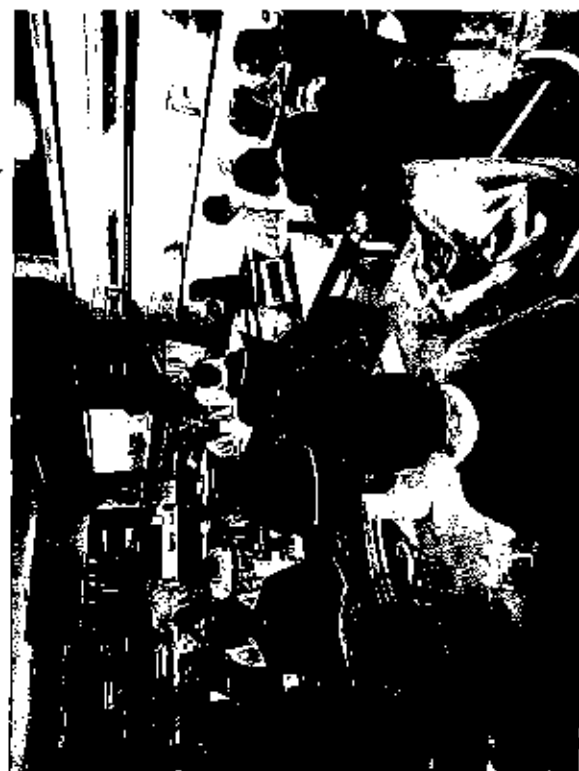
「けんせつ小町と語る 長野で暮らす働く魅力発見座談会」 実施報告（速報）



ゲストトーク ゲスト：武藤千春さん



「けんせつ小町」ご紹介



フリートーク座談会



集合写真

「地域を支える建設業」検討会議

令和7年度 第2回技術力の確保・向上分科会

○（一社）長野県建設業協会の取組について

- 1 信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会について 1
- 2 令和7年度中学生「職場体験学習・防災学習」実施状況について 8

※ 協会資料の添付は省略

長野県議会県土強靱化対策研究会との 意見交換会について

日時：令和7年11月25日 午後5時～

場所：長野市 ホテル国際21

長野県県土強靱化対策研究会（会長 服部宏昭県議会議員、自民党県議会議員14名）が設立されました。

設立後、第1回目の意見交換会を開催し、令和7年度9月補正予算のお礼と協会からの要望、意見交換を行いました。

協会からは下記の4項目について要望を行いました。

- 1 県土強靱化事業予算の確保について
- 2 道路パトロール等の民間委託と県単独事業予算の確保について
- 3 若手技術者が活躍できる入札制度への改善について
- 3 熱中症対策について

入札制度研究会からは、協会要望に対するご見解について説明していただきました。その後、今後の課題や取組について忌憚のない意見交換を行いました。



入札制度研究会 服部会長挨拶



長野県建設業協会 木下会長挨拶



協会からの要望書を木下会長から服部会長に手交



出席者集合写真

長野県県土強靱化対策研究会（一社）長野県建設業協会

意見交換会次第

日時：令和7年11月25日(火) 午後5時00分～

場所：ホテル国際21 1階 葵

- 1 あいさつ
- 2 御礼と要望
- 3 意見交換
- 4 閉 会

意見交換会出席者名簿

日時：令和7年11月25日（火）

場所：ホテル国際21 1階 葵

	役職名	氏 名	備 考
長野県県土強靱化対策研究会	会 長	服 部 宏 昭	
		佐々木 祥 二	
		依 田 明 善	
		宮 本 衡 司	
		丸 山 栄 一	
		山 岸 喜 昭	
		共 田 武 史	
		寺 沢 功 希	欠 席
		大 畑 俊 隆	
		竹 内 正 美	
		丸 茂 岳 人	
		大 井 岳 夫	
		向 山 賢 悟	欠 席
		早 川 大 地	
長野県建設業協会	会 長	木 下 修	
	副 会 長	依 田 幸 光	
	副 会 長	福 原 初	
	副 会 長	長 坂 亘 治	
	副 会 長	深 澤 信 治	
	特任理事	大 月 昭 二	
	専務理事	小 林 敏 昭	
	常務理事	岩 下 康 之	
計		21名	

令和7年11月25日

長野県議会県土強靱化対策研究会 様

御礼と要望事項について

(一社) 長野県建設業協会

平素は、私ども建設業界に格別なるご理解とご指導を賜り衷心より厚くお礼を申し上げます。

この度は、長野県議会県土強靱化対策研究会を設立いただき、公共事業予算並びに社会資本整備予算の確保や入札制度の改善について、ご尽力いただいておりますことに対しまして御礼申し上げます。

また、9月補正予算につきましては補助公共事業費10億円余、県単独公共事業費43億円余をお認めいただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

しかしながら、地域建設業を取り巻く環境は依然、大変厳しい状況が続いており、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。

つきましては、現下の事情をご理解ご賢察の上、次に掲げる事項につきまして要望いたしますので、引き続きのご理解ご支援をお願いいたします。

1. 昨年正月に発生した能登半島地震に相当する規模の地震が長野県に発生した場合には、迂回路もなく孤立すると予想される集落が約950箇所見込まれます。

想定される危険個所を取りまとめ、継続的且つ安定的な県土強靱化事業予算を早期に国に要望いただきますようお願いいたします。

2. かねてから要望してきました小規模維持修繕事業の上限額について、県議会の皆様のご尽力により400万円まで引き上げていただきました。

県民の安全・安心な暮らしを常を守るために、道路、河川、砂防等の点検、日常の道路パトロール等を民間委託し、危険個所を発見次第速やかに対処する仕組みの構築と、それを裏付けるための県単独事業費確保を要望いたします。

3. 資格を取得した若手技術者が、希望する工事の監理技術者として応札できるような入札制度改正をお願いします。

現状の制度は、会員企業が応札する工事の監理技術者の選定では、過去の工事实績及び評価点の高い経験豊富な技術者を選定しないと受注競争に勝てないため、せっかく資格を取得しても、実績の評価点が無い若手技術者は監理技術者の下で仕事を続けなければならない状況です。

入札時は応札する企業の評価のみで、技術者は資格取得者であれば応札可能な制度に改善をすることにより、若手離職者も減り若者も希望をもって仕事に従事できるのではないのでしょうか。

受注した工事は企業責任で遂行するもので、受注工事のすべての責任は最終的に企業が負うべきと考えられます。

4. 熱中症対策で、長野県においては国の制度改正に準じて一律補正係数のみの変更とするのではなく、施工した現場状況の実績を基に、長野県モデルとして現場実績に見合った設計変更での対応をお願いします。

長野県県土強靱化研究会への要望事項に対する回答

要望 内容	1. 昨年正月に発生した能登半島地震に相当する規模の地震が長野県に発生した場合には、迂回路もなく孤立すると予想される集落が 952 箇所程見込まれます。 想定される危険箇所を取り纏め、継続的且つ安定的な県土強靱化事業予算を早期に国に要望頂きますようお願いいたします。
回 答	危機管理部が令和 7 年 2 月に公表した「長野県中山間地域等の集落散在地域における孤立可能性フォローアップ調査結果」によると、孤立可能性がある集落は 53 市町村 952 箇所とされています。 この調査結果は、地震発生に伴い諸条件が揃った場合、孤立する可能性が高い集落を調査したものであり、災害発生時に必ずしも孤立するわけではありませんが、災害時に救援物資や人員を迅速に輸送し、孤立集落へのアクセスや広域的な救護活動の要となる<u>緊急輸送道路の確保は重要です。</u> <u>このため、緊急輸送道路の法面や盛土の土砂災害防止対策などについて、第一次国土強靱化実施中期計画関連予算で対応できるよう、国に予算要望を行ってまいります。</u>

要望 内容	2. かねてから要望してきました小規模維持修繕事業の上限額について、皆様のご努力により 400 万円まで引き上げていただきました。 県民の安全・安心な暮らしを常を守るためには、道路、河川、砂防等の点検、日常の道路パトロール等を民間委託し、危険箇所を発見次第速やかに対処する仕組みの構築と、それを裏付けるための県単独事業費確保を要望いたします。
回 答	道路パトロールについては、現在、建設事務所職員が管理道路全線を週 1 回の頻度で実施しています。しかし、職員への負担も大きいため、<u>本年度から道路パトロール支援システムの本格運用を開始したところ</u>です。 今後の道路管理にあたっては、<u>地域維持型 J V への委託や、新技術の活用など、様々な方法が考えられます。それぞれにメリット、デメリットがあることから、まずはそれら課題を整理したうえで、検討を進めてまいります。</u>

要望 内容	3. 資格を取得した若手技術者が、希望する工事の監理技術者として応札できるような入札制度改正をお願いします。 現状の制度は、会員企業が応札する工事の監理技術者の選定では、過去の工事実績及び評価点の高い経験豊富な技術者を選定しないと受注競争に勝てないため、せっかく資格を取得しても、実績の評価点が無い若手技術者は監理技術者の下で仕事を続けなければならない状況です。 入札時は応札する企業の評価のみで、技術者は資格取得者であれば応札可能な制度に改善をすることにより、若手離職者も減り若者も希望をもって仕事に従事できるのではないのでしょうか。 受注した工事は企業責任で遂行するもので、受注工事のすべての責任は最終的に企業が負うべきと考えられます。
回 答	頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上など、建設行政を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした課題に対応し、インフラの品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を目的として、今般、公共工事品確法が改正されました。 これまで、インフラの品質確保のため、実績や評価点の高い経験豊富な技術者を求めてきました。しかし、品確法の改正趣旨を踏まえ、資格を有する若手・女性技術者が活躍できる制度の必要性は高いと認識しております。このため、総合評価落札方式において、若手・女性技術者を配置し、経験豊富な技術者が現場代理人としてサポートする場合には、その実績や工事成績点をもって評価できる仕組みを導入しました。また、若手・女性技術者を配置した場合には評価するなど、制度の見直しを進めているところです。 今後は、<u>若手・女性技術者が実績を積みやすくなる仕組み（監理技術者補佐や資格を有する現場代理人の実績評価など）について、引き続き関係団体の皆様と意見交換を重ねながら、若手・女性技術者が希望を持って従事できる制度への改善を検討してまいります。</u>

要望 内容	4. 熱中症対策で、長野県においては国の制度改正に準じて一律補正係数のみの変更とするのではなく、施工した現場状況の実績を基に、長野県モデルとして現場実績に見合った設計変更での対応をお願いしたい。
回 答	県が発注する工事では、熱中症対策の費用として、工期に占める真夏日の割合に応じて現場管理費を補正し、現場環境改善費を積み上げ計上できるものとしています。 さらに、特に熱中症リスクの高い工種や場所については、施工時期に配慮した発注を行うよう努めており、フレックス工期の活用や、猛暑日による工期延長の請求があった場合には、柔軟に対応するよう各事務所に周知しています。 <u>施工歩掛については、国土交通省による施工実態調査等を踏まえ、国が体系的に決定し、全国一律の基準として運用されています。しかし、近年の酷暑は全国的な課題であることも事実です。県としても、これは働き方改革にも通じる重要な取組と考えており、施工歩掛の見直しについて、あらゆる機会を捉えて国へ要望してまいります。</u> <u>なお、緊急に行わなければならない小規模維持補修工事においては、適切な休憩時間の確保に伴う人工の割増について、受注者の請求により精算することとしております。</u>

東ティモール訪問団一周年の集い

日 時 令和7年11月10日(月) 16時から

場 所 鹿児島県建設業協会奄美支部

議 事

1. 開会

2. ご挨拶

木下長野県建設業協会会長(訪問団副団長)

皇鹿児島県建設業協会奄美支部長

マリア・テレジーニャ・ダ・シルヴァ・ヴィエガス駐日東ティモール民主共和国特命全権大使

3. 報告

小池前全国建設業協同組合連合会専務理事

4. 今後の取り組み

小林長野県建設業協会専務理事

村上鹿児島県建設業協会奄美支部理事

5. 閉会

一周年の集い参加者名簿

(ご来賓)

ヴィエガス駐日東ティモール特命全權大使
ジョアオ・メンドンサ駐日労働担当官
中村駐日東ティモール大使館シニアアシスタント

(訪問団関係者)

木 下 修	長野県建設業協会会長(木下建工株式会社)
二 瓶 重 信	前福島県建設業協同組合理事長(株式会社二嘉組)
藏 谷 伸 一	長野県建設業協会顧問(中野土建株式会社)
依 田 幸 光	長野県建設業協会副会長(株式会社木下組)
藤 巻 篤	長野県建設業協会常任理事(株式会社藤巻建設)
村 上 誠	鹿児島県建設業協会奄美支部理事(村上建設株式会社)
小 林 敏 昭	長野県建設業協会専務理事
小 池 英 雄	前全国建設業協同組合連合会専務理事

(鹿児島県建設業協会奄美支部)

畠 利 文	鹿児島県建設業協会奄美支部長(畠山建設株式会社)
伊 東 一 宏	鹿児島県建設業協会奄美支部副会長(株式会社伊東組)
永 田 正	鹿児島県建設業協会奄美支部副会長(共栄開発工業株式会社)
大 友 満 輝	鹿児島県建設業協会奄美支部理事(株式会社大友組)
浜 田 幸之進	鹿児島県建設業協会奄美支部理事(株式会社浜田機動)
且 優 藏	鹿児島県建設業協会奄美支部理事(株式会社グリーンテック)
大 山 茂 雄	鹿児島県建設業協会奄美支部事務局長



集合写真(前列左より 木下会長、ヴィエガス駐日大使、畠奄美支部長)



木下会長挨拶



ヴィエガス大使との意見交換

東ティモール大使、奄美来島 (2025/11/15 5面)

人材交流を協議 / 建協奄美支部、長野建協



東ティモールのヴィエガス駐日特命全権大使と、同国の技能実習生受け入れを進めている長野県から、同県建設業協会の木下修会長（木下建工）ら訪問団が11日、奄美大島を訪れた。外国人労働力の確保を見据え、県建設業協会奄美支部（畠利文支部長）の関係者と人材受け入れに関する意見交換を行った。



訪問団は2024年10月、技能実習制度を活用した人材交流の促進を目的に同国を訪問。国立大学工学部の学生や政府関係者と交流を重ねた。団員として村上建設（奄美市）の村上誠社長が参加していた縁から、今回の奄美訪問が実現した。



この日は、奄美市の奄美建設会館で会談が開かれ、畠支部長（畠山建設）は「経営上の課題は共通しており、次世代に伝えられる未来を語り合いたい」と挨拶。理事らとともに訪問団を歓迎した。



ヴィエガス大使は「車窓から眺めた植物相に親近感を覚え、気候風土が東ティモールに似ている」と語り、交流拡大への期待を示した。

意見交換では、両協会関係者が「奄美ではベトナムやインドネシア出身の実習生が多い」と現状を紹介。受け入れに当たっては「食生活への適応」「既に外国人実習生がいる職場の円滑性」「日本語能力N4レベルの必要性」などを挙げた。

木下会長は「建設業の人材確保は喫緊の課題。東ティモールの人材育成に資する取り組みを共有したい」と述べ、村上社長も「風土的にも東ティモールと奄美は親和性が高く、奄美が同国の受け入れ先となることを期待する」などと話した。

[更新：2025/11/17 No：946760]

会 員 異 動

令和7年11月

11月27日現在 506社

《入 会》

支 部	会 社 名	代 表 者	所 在 地
長 野	総合地質コンサルタント 株式会社	大久保 健	長野市稲里町中氷鉋 1085-7
	株式会社 原 建	原山 永治	長野市戸隠豊岡 2306-1

★ 顧問 会長 副会長 常任理事 専任理事 非常任理事
 ◎ 顧問 会長 副会長 常任理事 専任理事 非常任理事
 ○ 顧問 会長 副会長 常任理事 専任理事 非常任理事
 ▲ 顧問 会長 副会長 常任理事 専任理事 非常任理事
 ※ 顧問 会長 副会長 常任理事 専任理事 非常任理事

11月行事予定表

11月27日現在

日	曜	日	協	会	関	連
16	日					
17	月					
18	火	◎●	全建 理事会, 全国会長会議 12:00 (経団連会館) 関プロ会長会総会 17:00 (LEVEL XXI) 長野県との建築関係意見交換会 (建設技術委員会建築小委員会)	▲	労災互助会理事会 11:30 (おびろ'ランド'ビル市ヶ谷)	
19	水			▲	技士会正副会長会議 10:00 役員会 13:15 (協会)	
20	木	▲◇■ ▲	青年部会第3回第二小委員会 10:00 (協会) 建設政策委員会 10:00 (協会)	◎●	全建協連 正副会長会議 13:00 理事会 14:30 専務理事・事務局長等会議 14:00 (如水会館)	
21	金					
22	土					
23	日		勤労感謝の日			
24	月		振替休日			
25	火	◎○◇●■ ▲● ▲●	県土強靱化対策研究会との意見交換会 17:00 (国際21) 技術力の確保・向上分科会 10:30 (協会) 総務委員会 役員会 13:00 (協会)			
26	水	◎○◇●■	正副会長会議 15:00 (協会)			
27	木	◎○※◇●■ ◎○※◇●■	常任理事会 10:30 (国際21 千歳) 理事会 12:45 (国際21 千歳)	◎○※◇●■	震災防安全大会 14:00 新田副知事講演会 15:40 懇親会 17:30 (国際21 千歳)	
28	金	▲	施工・品質確保分科会 9:30 (協会)			
29	土					
30	日					

★ 顧問 会長
◎ 副会長
○ 常任理事
▲ 常務理事
△ 担当理事
◇ 特任理事
● 専任理事
■ 常務理事
□ 理事

12月行事予定表

11月27日現在

日	曜	日	会	開	速
1	月	▲◇■	青年部会全体会議 14:00 (上小建設会館)		
2	火				
3	水			▲	岡谷組 故郷口行敏様お別れの会 11:00 (ホテル紅や)
4	木				技士会現場技術研修会 (伊那市)
5	金				
6	土				
7	日				
8	月	◎○◇●■ ◎○◇●■ ▲	正副会長会議 16:00 (協会) 協会本部忘年会 17:30 (さがみ) 建設技術委員会 長野営繕事務所との意見交換会 (協会)		
9	火				
10	水			◎▲	労災互助会総会15:30 懇談会16:30 (NGB市ヶ谷)
11	木	▲◇■ ◎●	維持管理・危機管理分科会 10:00 (協会) 全建 理事会14:00 地域懇談会等の意見交換会 15:00 懇談会17:00 (経団連会館)	◎★○◇●	小淵優子議員出版記念会 18:00 (東京ﾌﾞﾘﾝｽ)
12	金	◎○※◇●■	お地方整備局との意見交換会 懇談会 14:20 本会議 15:00 懇談会 17:20 (ｼｬﾄﾚｰｽ 長野)		
13	土				
14	日				
15	月				

★ 県会 関係
 ◎ 副会 長
 ○ 会 員
 ▲ 担当 理事
 ※ 常任 理事
 △ 担当 常任 理事
 ◇ 特任 理事
 ● 事務 長
 ■ 事務 長
 □ 事務 長

12月行事予定表

11月27日現在

日	曜	日	会	会	連
16	火	◎○◇●■ ▲■ ◎●	地域を支える施設業検討会議 全体会議 10:00 (県庁西庁舎111会議室) 女性部会役員会 13:30 (協会) 知事との対談 17:10 (県庁)		
17	水	◎○◇●■	千曲川河川事務所との意見交換会 15:30 (協会)	▲	長野労働局安全衛生労使専門家会議 14:00 (長野労働局)
18	木	◎○◇●■ ◎○※◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 12:00 (信濃ホテル) 常任理事会 15:00 (信濃ホテル) 常任理事会忘年会 17:30 (信濃ホテル)		
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火	△●	長野市前払金制度等要望 10:00(長野市役所)		
24	水				
25	木				
26	金		仕事納め		
27	土				
28	日				
29	月		(年末年始休暇)		(年末年始休暇)
30	火		(年末年始休暇)		(年末年始休暇)
31	水		(年末年始休暇)		(年末年始休暇)

★ 顧問 会長 問
 ◎ 副会長 長
 ○ 担当 副会長 事
 ▲ 常任 理事
 ※ 非常任 理事
 △ 担当 常務 事
 ◇ 専任 務 理 事
 ● 専任 務 理 事
 ■ 専任 務 理 事
 □ 監 事

1 月行事予定表

11月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	木	(元 日)	(元 日)
2	金	(年始休暇)	(年始休暇)
3	土	(年始休暇)	(年始休暇)
4	日		
5	月		
6	火	◎○◇●■ 市内新年挨拶 11:30(協会→県庁 他) 正副会長会議 15:30 (協会)	
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月	成人の日	
13	火		
14	水		
15	木		◎ 全建協連 新年挨拶 10:00 (国交省他) 正副 会長会議 12:00 (東京建設会館)

★ 顧問 会長 副会長 常任理事
 ◎ 顧問 会長 副会長 常任理事
 ○ 顧問 会長 副会長 常任理事
 ▲ 顧問 会長 副会長 常任理事
 △ 顧問 会長 副会長 常任理事
 ◇ 顧問 会長 副会長 常任理事
 ● 顧問 会長 副会長 常任理事
 ■ 顧問 会長 副会長 常任理事
 □ 顧問 会長 副会長 常任理事

1 月行事予定表

11月27日現在

日	曜	協	会	開	連
16	金	▲◇■	青年部会第4回第二小委員会 10:00 (協会)	●■	技士会 県公共事業担当部局との意見交換会
17	土				
18	日				
19	月	◎○◇●■ ◎○※◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 9:30 (国際 葉) 常任理事会 10:30 (国際 弥生) 長野県関係部局長との意見交換会 13:30 (国際 芙蓉)		
20	火	◎○◇●■	中部地方整備局長新年挨拶 (名古屋市) (～21日)		
21	水				
22	木				
23	金				
24	土				
25	日				
26	月			◎★●■	信濃会新年総会 17:00 (国際21)
27	火	◎○◇●■	関東・北陸地方整備局長新年挨拶 (さいたま市、新潟市) (～28日)		
28	水				
29	木			◎	全国建設連理事会 14:00 (水・木曜)
30	金			◎	上小支部100周年式典 14:00
31	土				

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 常務理事
 ※ 幹事
 △ 理事
 ◇ 常務理事
 ● 専任理事
 ■ 専任理事
 □ 専任理事
 11月27日現在

2月行事予定表

日	曜日	協	会	関	連
1	日				
2	月				
3	火	◎○◇●■ ◎▲◇●■	正副会長会議 10:00 (協会) 建築環境設計生産システム合理化推進協議会 13:30 (協会)		
4	水			●	関プロ専務会議(～5日) (千葉県)
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	◎○◇●■	長野県建設者と青年部会・女性部会の意見交換会 (国際21)		
11	水		建国記念の日		
12	木				
13	金				
14	土				
15	日				

★ 顧問 会長 理事長
 ◎ 副顧問 副会長 常務理事
 ○ 顧問 会長 理事長
 ▲ 顧問 会長 理事長
 ※ 顧問 会長 理事長
 △ 顧問 会長 理事長
 ◇ 顧問 会長 理事長
 ● 顧問 会長 理事長
 ■ 顧問 会長 理事長
 □ 顧問 会長 理事長

3月行事予定表

11月27日現在

日	曜	協	会	開	遠
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金				
7	土		下期 建設業経理士検定試験準備 (松筑建設会館、JA長野県ビル)		
8	日		下期 建設業経理士検定試験 (松筑建設会館、JA長野県ビル)		
9	月	◎○◇●■	正副会長会議 10:00 (協会) 建設労連との懇談会 13:00 (協会)		
10	火				
11	水			◎	全建協連正副会長会議 12:00 (東京建設会館)
12	木				
13	金	▲◇■	建設政策委員会 14:00 (飯田建設会館)	◎●	全建 理事会、協議員会 12:00 (経団連会館) 建設共 運営委員会・評議員会 15:30 (A'AG-N 日本橋)
14	土				
15	日				

9月行事予定表

11月27日現在

★ 顧問 会長
◎ 副顧問 副会長
○ 常任理事
▲ 常務理事
※ 監事
△ 担当理事
◇ 特任理事
● 専任理事
■ 常務理事
□ 監事

日	曜日	協	会	関	連
16	月				
17	火				
18	水				
19	木	◎○	施設技術委員会 15:00 (飯田建設会館)		
20	金		春分の日		
21	土				
22	日				
23	月				全国建築衛生安全委員会 16:30 (虎ノ門MTB)
24	火				建退共支部事務局長会議 14:00 (東京都)
25	水			● ●	全建 地域CCUS推進委員会 10:30 (鉄鋼会館) 全建 全国専務理事・事務局長会議 13:30 (鉄鋼会館)
26	木	◎○◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 18:15 (協会)		
27	金				
28	土				
29	日				
30	月				
31	火				